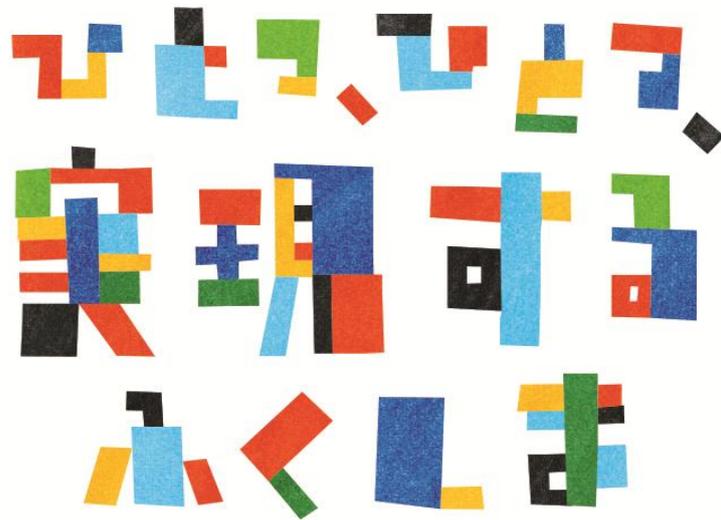


令和8年度主要事業PR版



令和8年3月19日

福島県農林水産部

目 次

※ **新規**：令和8年度新規事業

一新：令和7年度事業内容を見直し内容を追加して構築した事業

I	東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
1	福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業【農林企画課】	1
2	新規 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業【農業振興課】	4
3	被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】	6
4	避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】	8
5	放射性物質除去・低減技術開発事業（農業）【農業振興課】	10
6	放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）【森林計画課】	12
7	放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）【水産課】	14
8	放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）【水産課】	16
9	ふくしま復興農地利用集積対策事業【農業担い手課】	18
10	企業農業参入サポート強化事業（復興）【農業担い手課】	20
11	農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】	22
12	農業近代化資金融通対策事業【農業経済課】	24
13	農家経営安定資金融通対策事業【農業経済課】	27
14	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】	30
15	米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業【水田畑作課】	32
16	肉用牛全頭安全対策推進事業【畜産課】	34
17	新規 水産業再生推進総合対策事業【水産課】	35
18	ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業【水産課】	37
19	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】	39
20	水産物流通対策事業【水産課】	41
21	漁場復旧対策支援事業【水産課】	44
22	共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】	46
23	復興基盤実施計画【農村計画課】	48
24	復興基盤総合整備事業【農村基盤整備課】	50
25	ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】	52
26	ふくしま森林再生事業【森林整備課】	54
27	広葉樹林再生事業【森林整備課】	56
28	放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】	58
29	安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】	60
30	里山再生事業【森林保全課】	62
31	治山事業（復興創生）【森林保全課】	64

32	森林環境モニタリング調査事業【森林保全課】	66
Ⅱ 多様な担い手の確保・育成		
33	福島大学と連携した地域農業モデル創出事業【農林企画課】	68
34	一新地域計画策定・実現加速化支援事業【農業担い手課】	70
35	農業でふくしまぐらし支援事業【農業担い手課】	72
36	福島県農業経営・就農支援センター運営事業【農業担い手課】	74
37	ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業【農業担い手課】	76
38	農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業【農業担い手課】	79
39	ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業【農業担い手課】	81
40	新規就農者育成総合対策事業【農業担い手課】	83
41	農業短期大学校運営費【農業担い手課】	86
42	新規新風を吹き込む！チャレンジ農業者応援事業	88
43	福島県収入保険加入促進事業【農業経済課】	90
44	家畜疾病経営維持資金利子補給等事業【農業経済課】	92
45	福島県次世代漁業人材育成確保支援事業【水産課】	95
46	林業アカデミーふくしま運営事業【森林計画課】	97
Ⅲ 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進		
47	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業【農業振興課】	99
48	福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業【水産課】	101
49	福島県産農産物競争力強化事業（研究）【農業振興課】	103
50	温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業【農業振興課】	105
51	農地利用集積対策事業【農業担い手課】	107
52	農村環境整備事業実施計画費【農村計画課】	109
53	経営体育成基盤整備事業 他【農村計画課・農村基盤整備課】	111
54	かんがい排水事業 他【農村基盤整備課・農地管理課】	114
Ⅳ 需要を創出する流通・販売戦略の実践		
55	福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業【農林企画課】	117
56	農林水産業情報発信強化事業【農林企画課】	119
57	新規農林水産業デジタルプロモーション事業	121
58	第三者認証GAP等取得促進事業【環境保全農業課】	123
59	農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】	125
60	ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課】	127
61	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課】	129
62	ふくしま‘食の基本’推進事業【農産物流通課】	135
63	花き輸出体制構築支援事業【園芸課】	137
64	「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【園芸課】	140
65	園芸グローバル産地育成強化事業【園芸課】	142

66	地域特産活用産地づくり支援事業【園芸課】	144
67	福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】	147
V 戦略的な生産活動の展開		
68	一新 ふくしま型農業DX推進事業【農業振興課】	150
69	みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業【環境保全農業課・農業振興課】	153
70	環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】	156
71	一新 オールふくしまの酒づくり支援事業【水田畑作課・農業振興課】	159
72	新規 麦・大豆等需要拡大・生産向上支援事業【水田畑作課】	162
73	オリジナルふくしま水田農業推進事業【水田畑作課】	165
74	次世代園芸産地づくり支援事業【園芸課】	167
75	果樹園地継承促進事業【園芸課】	169
76	県育成品種種苗安定供給事業【園芸課】	171
77	風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業【園芸課】	173
78	ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業【園芸課】	175
79	産地生産基盤パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	177
80	園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	179
81	産地生産力強化総合対策事業【園芸課】	181
82	次世代型ふくしまの畜産推進事業【畜産課】	183
83	新規 福島県畜産経営暑熱対策事業【畜産課】	184
84	一新 飼料価格高騰対策事業【畜産課】	186
85	新規 飼料づくり生産性向上支援事業【畜産課】	188
86	ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】	191
87	ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業【畜産課】	193
88	獣医師確保対策事業【畜産課】	195
89	栽培漁業振興対策事業【水産課】	196
90	さけ資源増殖事業【水産課】	198
VI 活力と魅力ある農山漁村の創生		
91	新規 「ひと・もの・地域」まるっと6次化推進事業【農林企画課】	200
92	ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業【農林企画課】	203
93	新規 有機無限大（∞）チャレンジ推進事業	205
94	鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】	208
95	地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】	211
96	「いなかといいなか」農村関係人口創出事業【農村振興課】	214
97	中山間地域等直接支払事業 他【農村振興課】	216
98	一新 遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】	219
99	一新 中山間地農業ルネッサンス推進事業【農村振興課】	222
100	防災ダム事業 他【農村基盤整備課】	224

101	中山間地域総合整備事業【農村基盤整備課】	227
102	ため池等整備事業 他【農地管理課】	229
103	一新森林整備事業【森林整備課】	232
104	森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）【森林計画課】	235
105	治山事業（一般治山事業）【森林保全課】	237

福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業（継続）

1 目 的

市場ニーズを捉えた県オリジナル品種の開発、売れる6次化商品づくりとブランドの展開、国内外に向けた販路開拓支援等を通じて、県産農林水産物がもつ様々な魅力を多方面に発信しその評価を高めるとともに、県産農林水産物の高付加価値化を図る。

2 事業内容

(1) 6次化・販路拡大推進事業

県産農林水産物の高付加価値化を進めるため、売れる6次化商品づくりとそのブランド化、県内外の販路拡大や魅力発信の取組を支援する。

ア 6次化商品販路拡大事業

商品それぞれの強みを活かしたプロ目線による商品改良や販路拡大など、6次化商品のブランド化を支援する。

併せて、県内各地域の6次化実践者の課題解決に向けた相談対応やマッチング促進の取組を行う。

(ア) ふくしま満天堂ブランド確立推進事業

生産者の商品開発意欲及び商品力の向上を図るため、大型展示会出展によるバイヤーとのマッチングや商品改良・販路開拓等を一体的に支援する。

(イ) 6次化地方ネットワーク活動推進事業

6次化に取り組む実践者に向けて地域産業6次化に関する情報共有や相談対応、マッチングによる農商工連携の促進のほか、BtoB向け販路拡大の取組を行う。

イ 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

県産品を応援する人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。

(2) 攻めの海外販路回復・拡大事業

県産農林水産物の高付加価値化を進めるため、今なお残る原子力発電所事故による輸入規制の撤廃に向けて戦略的な情報発信を展開するとともに、日本産品の輸出が発展途上にある海外マーケットへ販路拡大を図る。

ア 有望輸出国への県産農林水産物等の魅力発信事業

県産農林水産物等の風評払拭及び輸入規制撤廃を目的に、輸入規制が続く国・地域や規制撤廃から間もない国・地域に対し、

県産農林水産物等の魅力や安全性を発信する情報コンテンツの作成・配信、有識者等の招へい及び交流事業の実施、試食会・商談会等を開催する。

イ 農産物等海外販路開拓支援事業

輸出に意欲的な県内農業者団体等が輸入規制が続く国・地域や規制撤廃から間もない国・地域等に対し、海外販路開拓のために実施する商談会や展示会出展等の活動を支援する。

- 3 事業主体 (1) ア及び(2) ア 県
(1) イ 民間団体等
(2) イ 農業団体等
- 4 事業費 93,425千円(国 93,425千円、県 一千円、その他 一千円)
- 5 補助率 (1) イ 定額
(2) イ 3/4以内、定額
- 6 事業期間 令和5年度～令和8年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和8年度 福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業【予算額：93,425千円】

農林水産物の現状

- 一部の品目において風評により低下した価格水準が固定化
- 55の国・地域で実施された輸入規制は未だ5の国・地域で継続

求められる対応

- 農林水産物の高付加価値化の推進による、風評の払拭や適正価格の取引の実現。

取組内容

流通・販売段階

① 6次化・販路拡大推進事業

- 6次化商品販路拡大事業
 - ・ふくしま満天堂ブランド確立推進事業
 - ・6次化地方ネットワーク活動
- 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

➤売れる6次化商品づくりや県内外に向けた販路開拓およびPR等を通じて県産農林水産物の魅力を広く発信することで評価を高める

② 攻めの海外販路回復・拡大事業

- 有望輸出国への県産農林水産物等の魅力等発信事業
- 農産物海外販路開拓支援

➤海外に向けて県産農林水産物の魅力等を発信し規制撤廃を実現することで、海外の評価を高める

県産農林水産物の高付加価値化

風評の払拭と適正価格の取引を実現

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（新規）

1 目 的

原子力発電所事故の影響により農産物生産の中止を余儀なくされた原子力被災地域の復興に向けて、営農再開の加速化と広域的な高付加価値産地の形成に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 福島県営農再開支援事業
生産の中止を余儀なくされた農地等の営農再開の取組を支援する。
- (2) 原子力被災12市町村農業者支援事業
被災12市町村における営農再開等に必要な初期費用を支援する。
- (3) 福島県高付加価値産地展開支援事業
市町村を越えて広域的に生産、加工等を一体的に展開する産地の創出に必要な取組を支援する。

3 事業主体

- (1) 県、市町村、JA、農業者の組織する団体等
- (2) 農業者、農業者の組織する団体、法人等
- (3) 県、市町村、JA、農業者の組織する団体、民間事業者等

4 事業費

3,701,454千円（国 1千円、県 45,000千円、その他 3,656,454千円）

5 補助率

- (1) 定額、1/2以内
- (2) 3/4以内（補助対象経費の上限1,000万円（市町村が特に認める場合は、上限3,000万円））
- (3) 機械リース：国 3/4以内、県 9/40以内（震災復興特別交付税措置予定）、機械リース以外：定額

6 事業期間

令和8年度～令和12年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

福島県第一原子力発電所事故の影響により農産物生産の中止を余儀なくされた原子力被災地域の復興に向けて、福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び福島県高付加価値産地展開支援事業を統合し、一体的に推進することにより、営農再開の加速化と広域的な高付加価値産地の形成を支援する。

支援内容



1 福島県営農再開支援事業

生産の中止を余儀なくされた農地等の営農再開に向けた条件整備の取組、営農再開に係る取組を切れ目なく支援。

- 除染後農地等の保全管理
- 除染後農地の地力回復対策
- 鳥獣被害防止対策
- 営農再開に向けた作付・飼養実証
- 水稻の作付け再開支援
- 放射性物質の交差汚染防止対策 等

- 避難からすぐ帰還しない農家の農地の管理耕作
- 放射性物質の吸収抑制対策
- 地域営農再開ビジョンの策定支援 等

2 原子力被災12市町村農業者支援事業

被災12市町村における営農再開に必要な機械・施設等の導入、家畜の導入、果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入を支援。

3 福島県高付加価値産地展開支援事業

市町村を越えた広域的な高付加価値産地の創出に必要となる拠点施設の整備、農業用機械のリース導入等及び省力的かつ儲かる生産体系の導入・普及に向け関係者が一丸となって取り組む活動を支援。

- 高付加価値産地の拠点となる集出荷施設、冷凍・加工施設、畜産関連施設等の整備
- 産地の展開に必要な機械のリース導入
- 麦大豆、園芸作物の省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証
- 被災地域における人材確保・育成に向けた取組

事業目標

- 原子力被災12市町村における営農可能面積の75%に相当する約11,000haでの営農再開[令和12年度まで]
- 原子力被災12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額80億円[令和12年度まで]

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 目 的

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村や農業者団体等が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地の形成を図る。

2 事業内容

(1) 被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費及び農業者団体等が農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

ア 交付対象

- ・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設
 - ・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
- ※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適用されない。

3 実施主体 市町村（原子力災害により被災した12市町村）、農業者団体等

4 事業費 3,413,967千円（国 3,342,655千円、県 71,312千円、その他 一千円）

5 補助率 市町村 3/4以内（補助残は別途、震災復興特別交付税措置予定）
農業者団体等 34/40以内（国27/40以内、県7/40以内（震災復興特別交付税措置予定））

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

43. 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)

事業概要

原子力災害により被災した地域において、福島県又は市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、農業者団体又は市町村が実施する農業用施設、卸売市場施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
- ③ 卸売市場施設

対象地域

12市町村

交付団体

福島県

事業実施主体

市町村、農業者団体

国庫補助率等

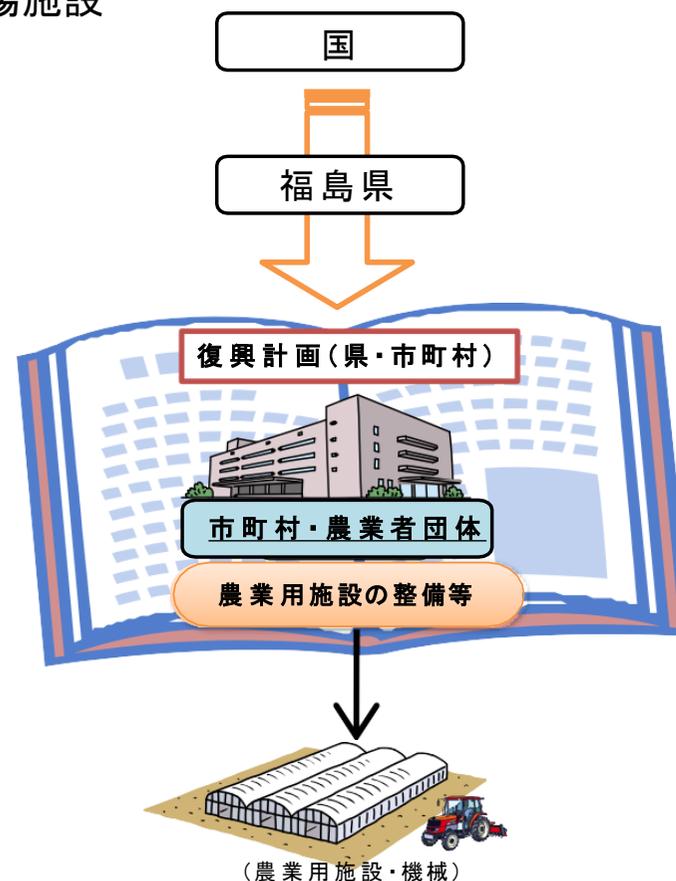
市町村が事業実施主体となる場合

国：3/4、市町村：1/4

農業者団体が事業実施主体となる場合

国：27/40、県：7/40、農業者団体：6/40

※別途、福島県、市町村の負担に対しては、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 目 的

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

(1) 避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 実施主体 農業者等（※避難農業者で直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 事業費 11,003千円（国 一千円、県 一千円、その他 11,003千円）

5 補助率 1/3以内
（ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内）

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

当面、帰還等の見通しがたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援

避難農業者経営再開支援事業

①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

②事業の内容

- ・ 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- ・ 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

③事業実施主体

- ・ 避難元市町村（原子力被災12市町村）
- ・ 助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者

④対象経費

- ・ 農業用機械・家畜等の導入
- ・ 生産施設等の整備 など

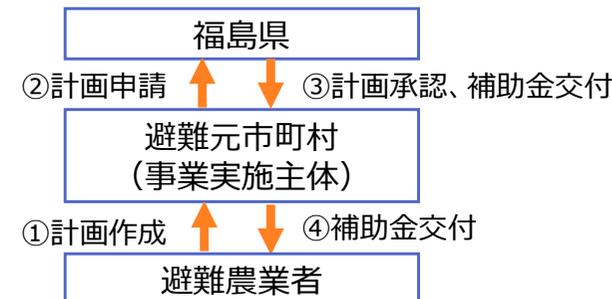
⑤補助額

【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

補助率※	帰還困難区域内 農業者	帰還困難区域外 農業者
将来帰還する意向がある場合	3/4以内	1/3以内
〃 ない場合	1/3以内	

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

⑥事業の流れ



放射性物質除去・低減技術開発事業（農業）（継続）

1 目 的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去・低減等するための技術を開発し、安全・安心な農産物の生産に向け、迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 放射性物質の分布状況の把握
営農再開や安全な農産物生産に向けた対策を講ずるため、放射性セシウムの分布状況を明らかにする。
- (2) 放射性物質の吸収抑制技術等の確立
施肥や放射性セシウム動態の観点から、土地利用型作物、果樹及び牧草の放射性物質吸収抑制技術を開発する。
- (3) 営農再開に向けた技術の実証
特定復興再生拠点区域において、放射性セシウムの移行リスク評価や吸収抑制等の放射性物質対策をはじめ、除染後農地の地力回復対策、雑草対策、鳥獣被害対策等の営農再開に向けて必要となる様々な技術を開発・実証することで円滑な営農再開に寄与する。

3 事業主体 県

4 事業費 49,772千円（国 一千円、県 一千円、その他 49,772千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成24年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

放射性物質除去・低減技術開発事業(農業)「継続」(H24～R8)

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去・低減等するための技術を開発し、安全・安心な農産物の生産に向け、迅速に普及できる技術開発を行う。(R8予算: 49,772千円)

放射性物質の分布状況
の把握

放射性物質の吸収抑制技術等
の確立

営農再開に向けた技術
の実証

R6の研究成果

- ダイズの放射性セシウム吸収抑制のためのカリ肥料は全量基肥施用するのが望ましい
- 落葉果樹における土壌及び果実の放射性セシウム濃度の経年変化
- 草地更新時に堆肥と金雲母を施用すると更新後も移行係数が低く推移する
- タマネギ及びネギは可食部への¹³⁷Csの移行係数が比較的低い など

R8の研究内容

- 県内農地土壌の放射性セシウム濃度の経年変化
- 大気浮遊じんおよび降下物中の放射性セシウム濃度調査
- 果樹における放射性セシウム濃度の経年変化 など

- カキ・ユズにおける放射性物質の吸収抑制技術等の開発
- 避難指示区域等における農作物中放射性セシウム吸収抑制技術の開発
- 再浮遊物質を含む大気中の放射性セシウムの動態と農地・農作物への影響の解明 など

- 放射性物質の移行抑制技術の実証・開発と農作物の安全性の評価 など

放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）（継続）

1 目的

安全・安心な林産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立

森林内における放射性物質の動態を明らかにするとともに、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。

3 事業主体 県

4 事業費 21,342千円（国 21,000千円、県 -千円、その他 342千円）

5 補助率

6 事業期間 平成24年度～令和12年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

安全・安心な林産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響の把握、除去・低減等の技術を開発する。(事業費 21,342千円)

これまでの成果

- ・ 樹木や山菜の初期汚染実態の把握
- ・ コナラ萌芽枝やスギ材部の放射性セシウム濃度推移の把握
- ・ 森林内の空間線量率低減手法の検討
- ・ スギ樹皮の放射性セシウム濃度簡易推定技術の開発

など

R8の研究内容

山菜類の放射性物質汚染動態の把握と汚染低減対策

県産きのこの放射性物質汚染メカニズムの解明

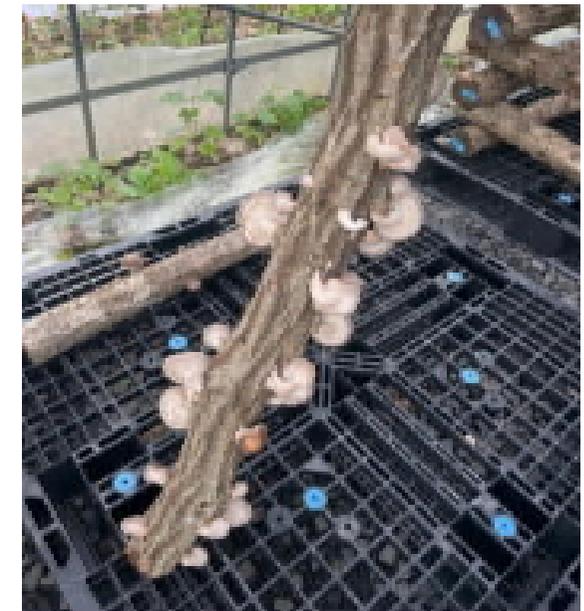
コナラ等立木の汚染実態に関する研究

コナラ等広葉樹の利用推進に関する研究

など



試験地のコナラ立木(萌芽)



シイタケの試験栽培

放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）（継続）

1 目 的

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明
海産魚介類の年齢、食性、回遊生態、生息環境等と放射性物質濃度の関係から放射性物質の蓄積メカニズムを解明する。
- (2) 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定
海水・海底土中の放射性物質の変動を把握し、変動の要因など挙動メカニズムを解明する。
- (3) 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握
ある一定の環境を想定した飼育試験から特定の要因が魚介類へ与える影響を直接的に把握する。
- (4) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（放射性物質の魚類への取込・排出メカニズム）
バイオリギングや食物網解析、複数の放射性核種を対象にした飼育試験など放射性物質の分析に新たな技術を組み合わせた多面的なアプローチから魚類の放射能汚染機序を明らかにする。

3 事業主体 県

4 事業費 43,396千円（国 一千円、県 一千円、その他 43,396千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成24年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）

（平成24年度～令和8年度）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明

<令和8年度取組>

海産魚介類の年齢、食性、回遊生態、生息環境等と放射性物質濃度の関係から放射性物質の蓄積メカニズムを解明する。

<成果の波及効果>

魚介類における放射性物質の蓄積メカニズムを明らかにすることで、沿岸漁業の本格操業に向けた魚介類の安心につながる科学的知見を漁業者や消費者に向けて発信する。

2 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定

<令和8年度取組>

海水・海底土中の放射性物質の変動を把握し、変動の要因など挙動メカニズムを解明する。

<成果の波及効果>

海水・海底土における放射性セシウムの挙動メカニズムを明らかにし、福島県沿岸環境に関する科学的知見を発信することで、漁業者や消費者の安心の確保につながる。

3 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握

<令和8年度取組>

ある一定の環境を想定した飼育試験から特定の要因が魚介類へ与える影響を直接的に把握する。

<成果の波及効果>

飼育実験から得られる知見から、魚類の放射性セシウム蓄積メカニズムの解明や放射性セシウム濃度の将来予測に資する数的シミュレーションへの活用が期待できる。

4 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（放射性物質の魚類への取込・排出メカニズム）

<令和8年度取組>

バイオリングや食物網解析、複数の放射性核種を対象にした飼育試験など放射性物質の分析に新たな技術を組み合わせた多面的なアプローチから魚類の放射能汚染機序を明らかにする。

<成果の波及効果>

放射能汚染機序が解明されることで、福島県産水産物への安心感が醸成され、消費拡大を促進できる。

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）（継続）

1 目 的

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

(1) 漁業・遊漁再開に向けた河川湖沼の放射能調査

帰還困難区域等における河川湖沼の魚類、餌料生物、環境水等の放射性物質濃度の推移を調査することで、魚類の放射性物質濃度の将来予測を行う。

(2) 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験

飼育試験により餌や環境水等からの放射性セシウムの取込、排出を調査する。

3 事業主体 県

4 事業費 13,215千円（国 一千円、県 一千円、その他 13,215千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）

（平成23年度～令和8年度）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 漁業・遊漁再開に向けた河川湖沼の放射能調査 <令和8年度の実施計画>

帰還困難区域等における河川湖沼の魚類、餌料生物、環境水等の放射性物質濃度の推移を調査することで、魚類の放射性物質濃度の予測手法の確立を行う。

<成果の波及効果>

放射性セシウムの将来予測ができるようになり、漁業が再開できる時期と場所を予測できるようになる。これに伴い、漁協が漁場利用に関する事業再開について検討を進められるようになる。

2 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験 <令和8年度の実施計画>

飼育試験により餌や環境水等から魚類への放射性セシウムの取込、排出を調査する。

<成果の波及効果>

飼育試験を通じて魚類の体内への放射性セシウムの取込、体外への排出に要する時間等を明らかにすることで、魚類の放射性物質濃度の将来予測について高度化を推進する。

ふくしま復興農地利用集積対策事業（継続）

1 目 的

避難地域12市町村の営農再開を加速させるため、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地中間管理事業により、地域の担い手や参入企業等へ農地の集積・集約化を促進する。

2 事業内容

(1) 復興再生農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が被災地域の農地を借り受け、担い手へ貸付けする取組を促進するため、農地相談員の設置に係る経費等を助成する。

(2) 復興再生機構集積協力金交付事業

避難地域12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業を活用して担い手に農地を貸し付けた地域や農地の出し手に対して協力金を交付する。

ア 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付と一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付する。

イ 集約化奨励金

機構から転貸又は機構を通じた農作業委託により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付する。

ウ 経営転換協力金

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者等に対し協力金を交付する。

3 事業主体 (1) (公財) 福島県農業振興公社 (2) 市町村

4 事業費 299,508千円 (国 299,508千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 (1)、(2) 定額

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

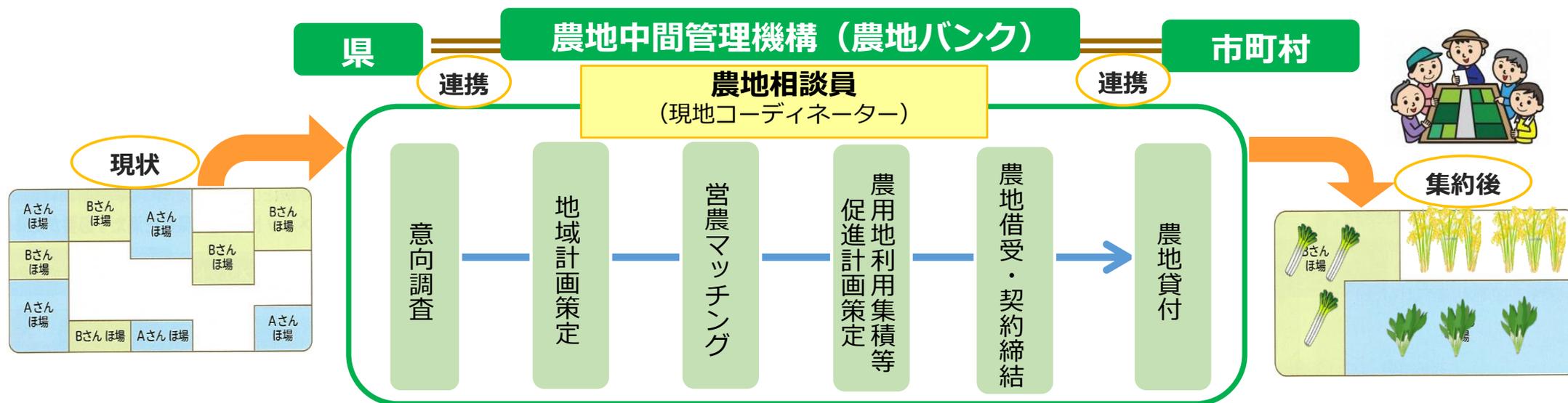
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

事業概要

避難地域12市町村において、担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構の農地相談員を配置するとともに、地域でまとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合等の協力金を交付する。

1 復興再生農地中間管理機構事業

避難地域12市町村に配置された農地相談員が、県・市町村と連携し、農地の借受・貸付のマッチング、農用地利用集積等促進計画（案）の策定等に取り組み、担い手等への農地集積・集約化を促進する。



2 復興再生機構集積協力金交付事業

避難地域12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合、地域または農地の出し手に協力金を交付

(1) 地域集積協力金

機構への貸付又は農作業委託により、担い手への農地の集積に取り組む地域を支援。

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸または農作業受託により農地の集約化を図る場合に奨励金を交付。

(3) 経営転換協力金

リタイア等をする農業者が機構に10年以上農地を貸し付ける場合に協力金を交付。

企業農業参入サポート強化事業（復興）（継続）

1 目 的

浜通り地域等における高付加価値・高収益農業を目指す企業等の参入を促進し、安定した農業生産や6次化まで含めた広域食料供給基地の構築及び新たな雇用創出等に向けて、関係機関・団体、地域農業者と連携した活動を展開する。

2 事業内容

浜通り地域等において、担い手の確保や地域活性化を図るため、市町村や関係団体と連携しながら企業等の農業参入を支援する。

3 事業主体 公益財団法人イノベーション・コースト構想推進機構

4 事業費 31,000千円（国 31,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 定額

6 事業期間 令和元年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

浜通り地域等への企業等農業参入の促進

農業担い手課

(イノベーション・コースト構想推進機構関連事業) (R3~R8)

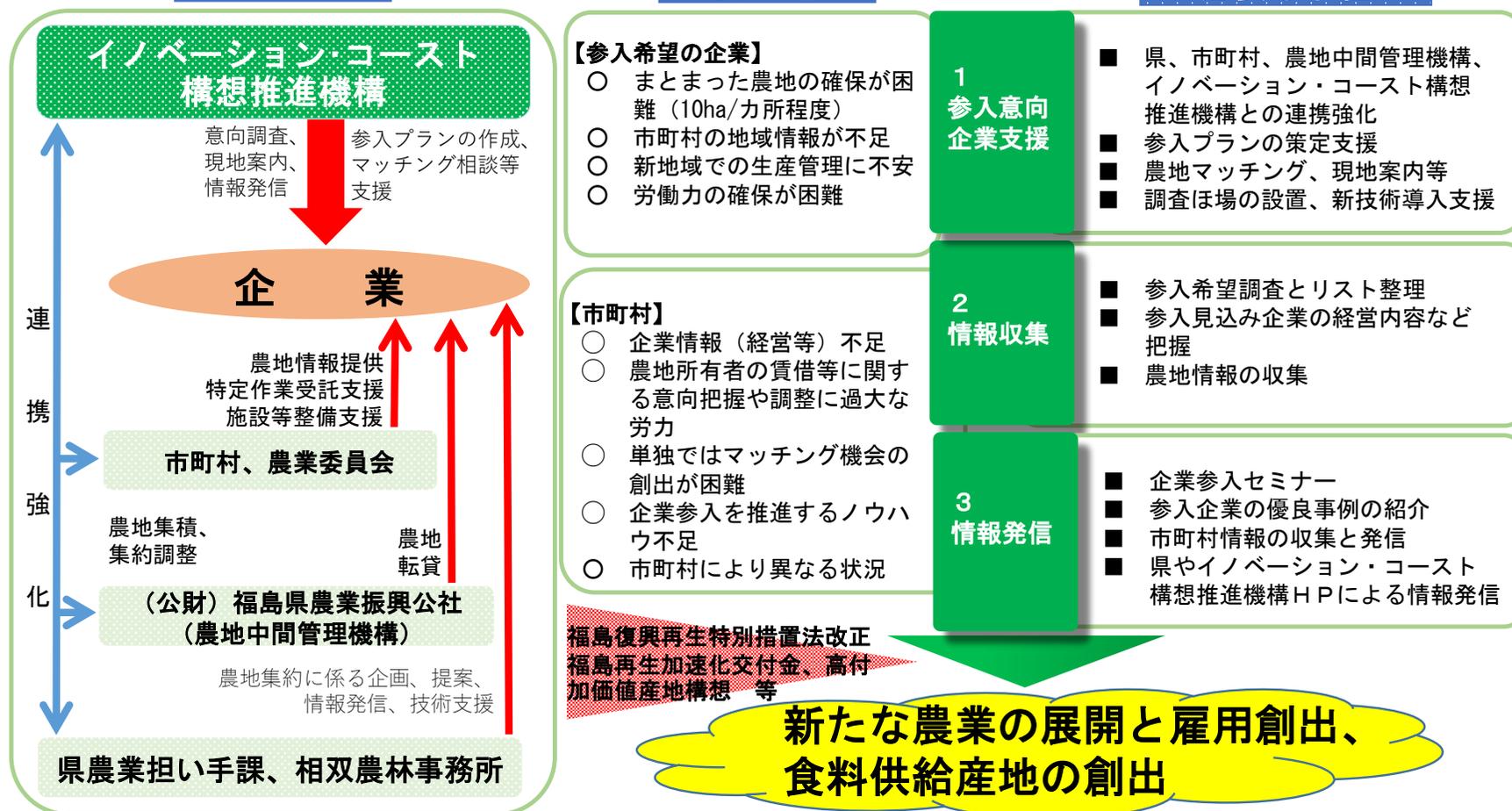
事業の必要性

- 浜通り地域等のうち被災12市町村の営農再開率は50%台と震災前の水準には遠く及んでいない。
- 夏期冷涼、冬期温暖な気象条件を生かした生産、販売と、スマート農業や再生エネルギーを活用した新たな農業の展開を目指す企業参入を促進。
- 企業からは集約された農地、地域の気象条件、雇用労力の確保や住居等情報など、参入に向けた課題、要望。
- 福島特措法の改正により県が利用集積計画の策定が可能となったことを踏まえ、従来の施設整備と併せて参入を強力に支援。

推進体制

課題

必要な取組



農業系汚染廃棄物処理事業（継続）

1 目 的

放射性物質に汚染された農林業系汚染廃棄物の処理、保管管理及び処理完了後に保管管理に使用した仮置場を利用再開に向け農地に原状回復するための取組を支援する。

2 事業内容

(1) 農業系汚染廃棄物処理事業

ア 農林業系汚染廃棄物処理事業補助金

市町村等が事業計画に基づいて実施する、農林業系汚染廃棄物の安全かつ適正な保管管理に要する経費及び一時保管に使用した土地の利用再開に向けた原状回復に要する経費を補助する。

イ 農業系汚染廃棄物処理事業事務費

市町村等が行う農業系汚染廃棄物処理事業の適正な実施を県が指導及び確認するための事務経費。

3 事業主体 2 (1) ア 市町村等
 2 (1) イ 県

4 事業費 2, 303千円 (国 一千円、県 一千円、その他 2, 303千円)

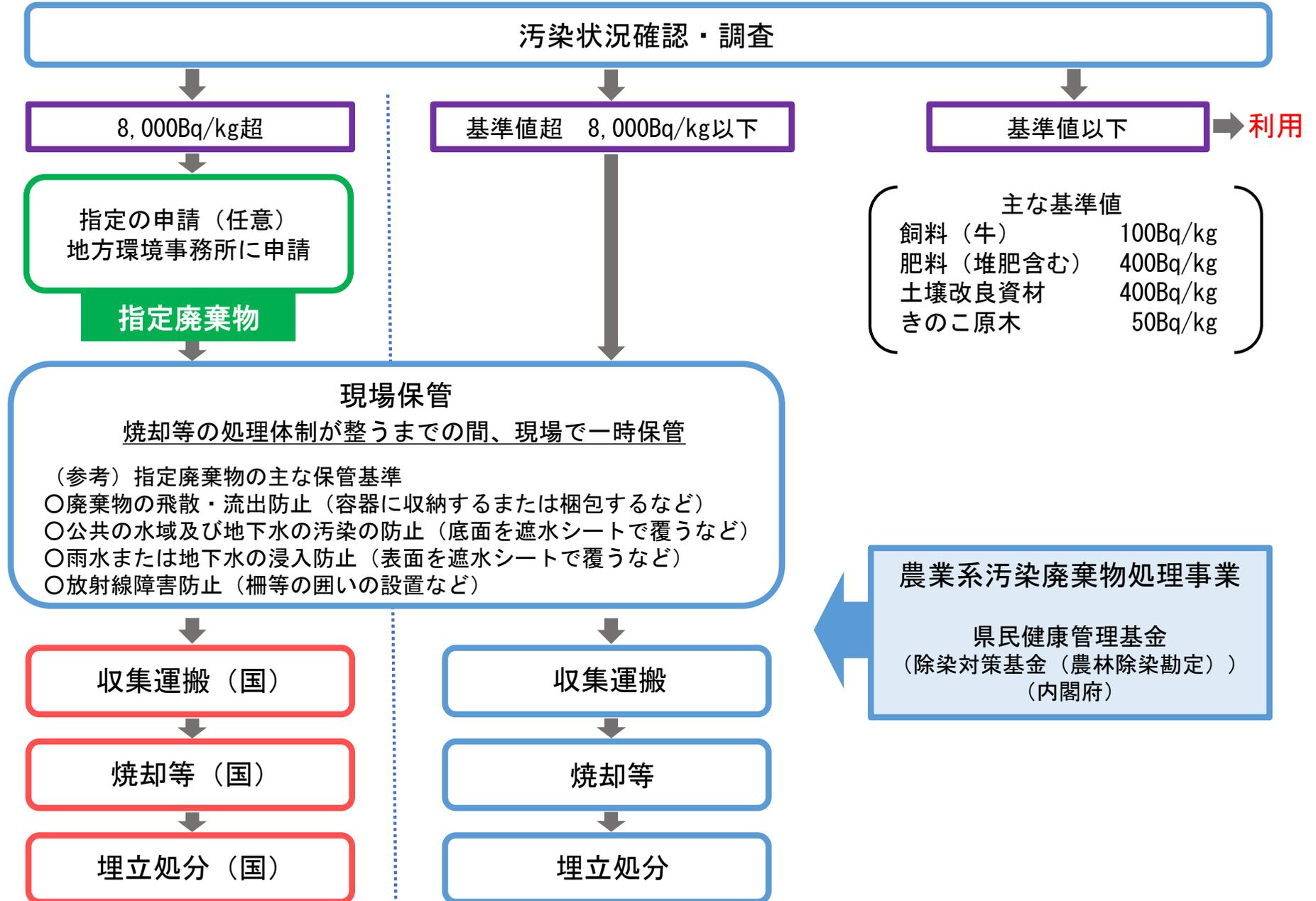
5 補助率 2 (1) ア 定額

6 事業期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

農業系汚染廃棄物処理事業

処理の流れ



農業近代化資金融通対策事業（継続）

1 目 的

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料の一部を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大や営農再開した被災農業者の営農継続等を支援する。

2 事業内容

(1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

区分	融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
ア 一般資金	20億円	認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者（法人、集落営農組織を含む）等	金融情勢により変動	（個人）1,800万円 ※知事特認 2億円 （法人・団体）2億円 他	原則15年以内 （7年以内）
イ 復興	5億円	上記のうち、 原発事故の被災12市町村の農業者で営農再開し2年を経過した者等			

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料の一部を補助する。

復興	補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料 補助条件：一括前取方式を選択する場合
----	---

3 事業主体

- 2 (1) 農業協同組合等融資機関
- 2 (2) 福島県農業信用基金協会

- 4 事業費
- 2 (1) ア 74,064千円 (国 一千円、県 74,064千円、その他 一千円)
 - 2 (1) イ 16,766千円 (国 一千円、県 16,766千円、その他 一千円)
 - 2 (2) 3,639千円 (国 一千円、県 3,639千円、その他 一千円)
- 5 利子補給率
- 2 (1) 国が定める利子補給率
 - 2 (2) 借受者が支払う保証料の1/2
- 6 事業期間
- 2 (1) ア 昭和37年度～令和8年度
 - 2 (1) イ 平成30年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農業近代化資金融通対策事業

《趣旨》

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援する。

【事業内容】

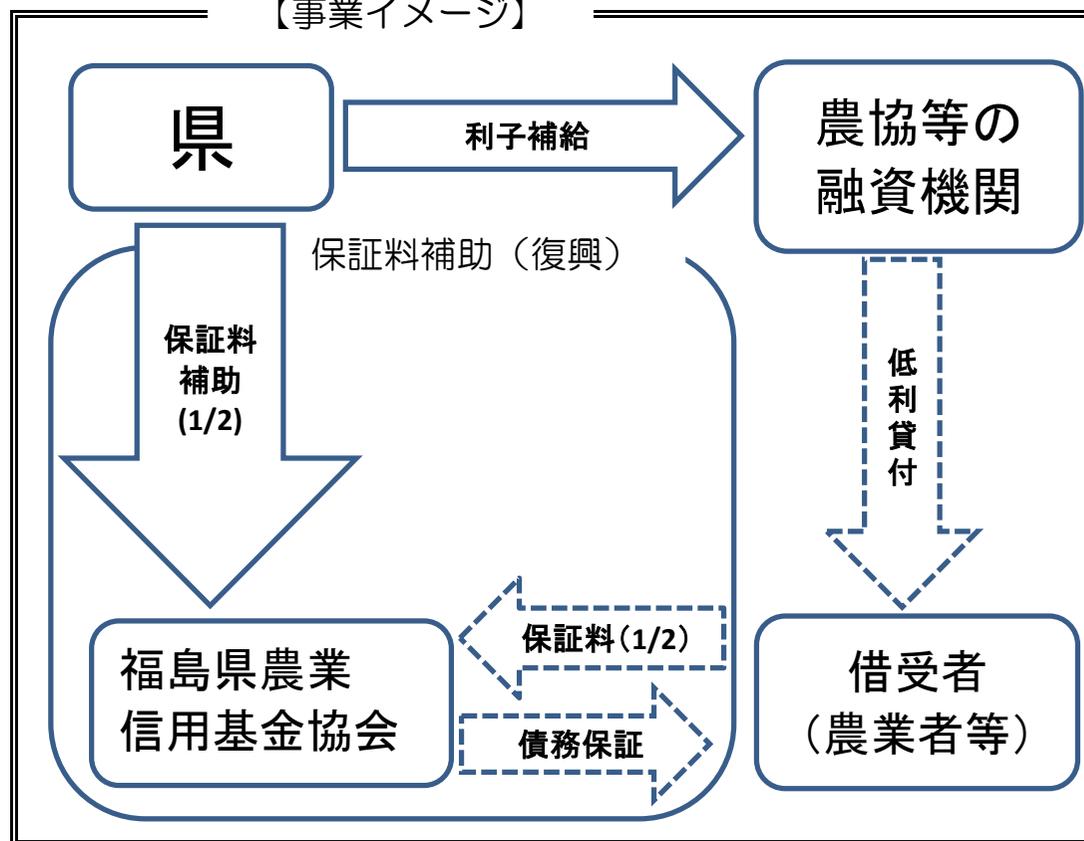
(1) 利子補給事業(一般資金・復興)

- ① 貸付対象者
認定農業者等
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円、法人・団体 2億円
- ③ 償還期限
原則15年以内(据置期間7年以内)
- ④ 利子補給
金融情勢により変動
- ⑤ 取扱融資機関
県と利子補給契約を締結している農協、銀行、信金

(2) 保証料補助事業(復興)

- ① 対象者
上記利子補給事業対象者のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農を再開し2年を経過した者等
- ② 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ③ 補助率
借受者が支払う保証料の1/2

【事業イメージ】



農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 目 的

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農業経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

2 事業内容

農協等融資機関に対して利子補給を行う。

(1) 一般資金（小災害資金（一般）、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金）、経営支援資金

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
7千1百万円	自ら農業を営み又は農業に従事する個人、 自ら農業を営み又は農業に従事する個人が 主たる構成員又は出資者となっている団体 ※資金により異なる	金融情勢に より変動	300～500万円 ※資金により異なる	5年以内～7年以内 （1年以内） ※資金により異なる

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
1億円	平成23年3月に発生した原発事故により 農業経営に影響を受けている農業者等	4月1日 時点の利率 で固定	(個人) 1,000万円 (法人・団体) 1,200万円	10年以内 (3年以内)

3 事業主体 農業協同組合等融資機関

4 事業費	2 (1)	1, 603千円 (国 一千円、県 1, 603千円、その他 一千円)
	2 (2)	1, 737千円 (国 一千円、県 1, 737千円、その他 一千円)
5 利子補給率	2 (1)	金融情勢により変動
	2 (2)	4月1日時点で固定
6 事業期間	2 (1)	昭和50年度～令和8年度
	2 (2)	平成26年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農家経営安定資金融通対策事業

《趣旨》

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農家経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

【事業内容】

(1) 一般資金

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために資金を必要とする農業者等に融通する資金

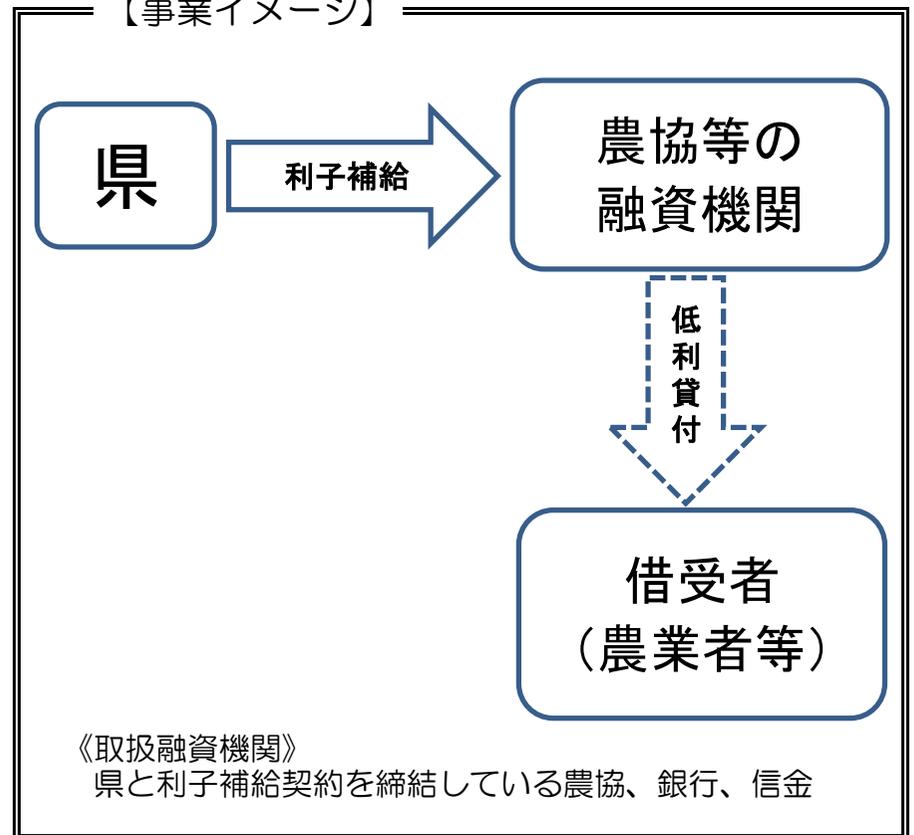
- ① 貸付限度額
資金用途に応じ300万円～500万円
- ② 償還期限
資金用途に応じ5年以内～7年以内(据置期間1年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金

原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

- ① 貸付限度額
1,000万円(法人・団体 1,200万円)
- ② 償還期限
10年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給
4月1日時点で固定

【事業イメージ】



福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業（継続）

1 目的

避難地域12市町村の営農再開が進む中、生産される農産物等の販路確保が重要であることから、専門家を活用した農業者へのコンサルティングや実需者とのマッチングにより、農産物等の販路拡大に向けた取組を支援する。

2 事業内容

(1) 避難地域12市町村での農業者へのコンサルティング等

避難地域12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

3 事業主体 公益社団法人福島相双復興推進機構

4 事業費 74,685千円（国 74,685千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 定額

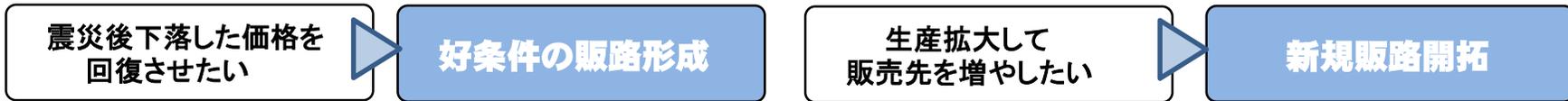
6 事業期間 平成29年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7377】

(令和8年度当初予算)

福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業

【概要】 避難地域12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。



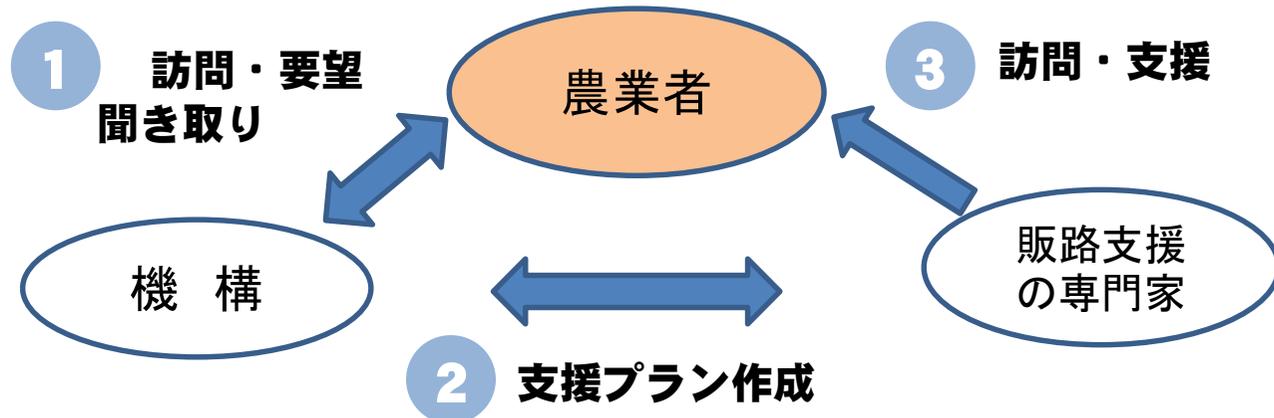
【実施主体】 公益社団法人福島相双復興推進機構

【予算額】 74,685千円



避難地域12市町村において

- 営農中の方(個人農家・農業法人・生産組合等)
- 今後営農再開する方
- 新たに営農を始める方



米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業（継続）

1 目 的

各地域の恵み協議会（以下「地域協議会」という。）が行う米の全量全袋検査において発生する追加的費用については東電の実費賠償となるため、追加的費用を支払った後でなければ賠償請求できない。

よって、当該追加的費用が賠償されるまでの間、県がふくしまの恵み安全対策協議会（以下「県協議会」という。）に対し、検査運営資金の貸付を行い、円滑な検査の実施を支援する。

2 事業内容

県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
- (2) 検査協議会 5地域協議会（川俣、浪江、とみおか、かつらお、飯舘）
- (3) 貸付期間 令和8年8月～令和9年3月末
- (4) 返済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業主体 県

4 事業費 49,000千円（国 一千円、県 一千円、その他 49,000千円）

5 補助率 —

6 事業期間 平成24年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

米の全量全袋検査(避難指示等市町村)推進事業のスキーム

福島県水田畑作課

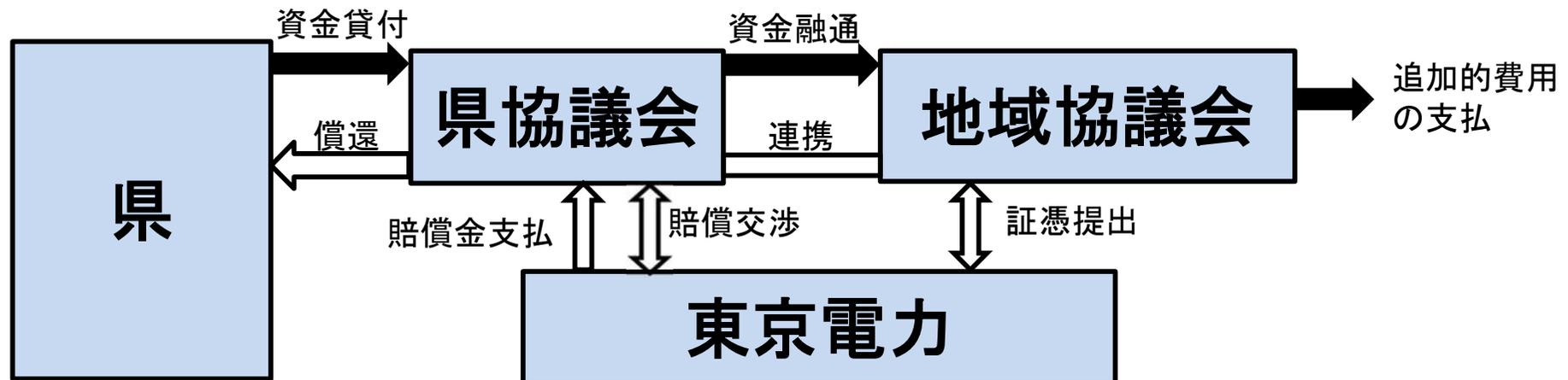
趣旨・目的

各地域の恵み協議会（以下「地域協議会」という。）が行う米の全量全袋検査において発生する追加的費用については東電の実費賠償となるため、追加的費用を支払った後でなければ賠償請求できない。

よって、当該追加的費用が賠償されるまでの間、県がふくしまの恵み安全対策協議会（以下「県協議会」という。）に対し、検査運営資金の貸付を行い、円滑な検査の実施を支援する。

事業内容

- 1 県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。
(1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
(2) 令和8年度予算額49,000千円
- 2 県協議会は、地域協議会が作成した実施計画に基づき検査運営の資金を融通する。
(1) 検査協議会 5地域協議会（川俣、浪江、とみおか、かつらお、飯舘）
- 3 県協議会は、東京電力ホールディングス（株）から支払われた賠償金をもとに、貸付日の属する年度内に県に対し貸付金を償還する（貸付期間令和8年8月～令和9年3月末）。



肉用牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 目 的

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肉用牛農家の経営の安定を図るため、肉用牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査等を実施する。

2 事業内容

(1) 牛肉の放射性物質の検査

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営安定を図るため、県外においてと畜処理される肉用牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関に搬入し、検査を行う体制を確立する。

(2) 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査・推定し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業主体 県

4 事業費 37,528千円（国 一千円、県 37,528千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和2年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

水産業再生推進総合対策事業（新規）

1 目 的

本県の海面・内水面における水産業の復興を為し遂げるため、生業継続や生産拡大に向けた水産業関係者の体制整備を支援し、復興を牽引する対策を実施する。

2 事業内容

(1) 経営体復興促進事業

生業継続や生産拡大に対応する体制整備に向け、新規就業者の定着や将来の担い手掘り起こし、代船取得に伴う廃船経費、産地水産流通・加工業者の事業拡大に必要な加工機器等の導入に対し支援する。

- ア 漁業就業者の定着対策（現場研修の拡充支援）
- イ 将来の漁業担い手確保のための漁業体験等の実施
- ウ 代船取得に伴う廃船経費支援
- エ 水産流通・加工業者の事業拡大に必要な加工機器等の導入支援

(2) 漁協等復興促進事業

今後見込まれる生産拡大に対応する漁業協同組合、水産加工業協同組合等の体制整備に向け、共同利用に供する機器・設備の導入、必要な人員確保に対し支援する。

- ア 漁業生産の拡大に必要となる共同利用設備の整備支援
- イ 生産拡大に対応する漁協等の人件費への支援

(3) 地域復興促進事業

県内でも地域によって大きく異なる水産業の復興状況を踏まえ、地域の現状を知る機会や課題解決のため、市町村と漁協等が連携して行う取組を実施する。また、地域への誘客に繋がる内水面の遊漁について、内水面漁協の漁場造成（増殖事業）、内漁連が行う漁場造成に係る指導に対し支援し、地域資源であるサケ増殖を持続的に行うための経営転換に必要な実証に対し支援する。

- ア 地域の課題解決等に向けた市町村・漁協等連携の取組
- イ 内水面漁協が行う漁場造成への支援

- ウ 内水面漁連の指導経費等への支援
- エ サケ増殖団体が行う経営転換に必要な実証への支援

(4) 先端技術社会実装

これまでの農林水産分野の先端技術展開事業により開発及び効果実証を行ってきた先端技術については、生産拡大に向けたふくしま型漁業の実現に必須のものであることから、県が主体となって本県水産業における当該技術の社会実装に取り組む。

- ア 海面先端技術社会実装
- イ 内水面先端技術社会実装

- 3 事業主体** (1) ア 県内の地域協議会、イ 県、ウ 漁協、エ 水産加工協等
(2) ア 漁協・県漁連・内水面漁協・内水面漁連、イ 漁協、水産加工協等
(3) ア 県、イ 内水面漁協・内水面漁連、ウ 内水面漁連、エ 福島県鮭増殖協会
(4) 県
- 4 事業費** 610,769千円(国 一千円、県 610,512千円、その他 257千円)
- 5 補助率** (1) ア 定額、ウ 1/2以内、エ 2/3以内
(2) ア 1/2以内、イ 定額
(3) イ 1/2以内・定額、ウ 1/2以内、エ 定額
- 6 事業期間** 令和8年度～令和10年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業（継続）

1 目 的

本県の漁業（内水面含む）が持つ魅力や水産物のおいしさなどの情報を各種媒体を使用し、継続的に県外へ発信することで、本県の漁業や水産物に対する理解の醸成を進め、風評を抑制し、本県水産業の復興・再生を加速化させる。

2 事業内容

(1) メディア・コミュニケーション事業

本県水産業、水産物の魅力などについて広く県外の消費者に届けるため、水産業関係者等の復興への「想い」や「現場で働く姿」を、象徴的なタレントによるインタビューを通して伝える番組企画を制作し、首都圏において各種メディアで発信する

(2) ふくしま常磐ものナビによる購買促進業務

県産水産物を取り扱う認定店について、WEBサイト「ふくしま常磐ものNAVI」にて紹介するとともに、旅行情報誌や旅行情報サイトにて、漁港等の地元周辺における認定店を紹介する特集記事等を掲載し、併せてWEBサイトと連携した企画等でサイトの活用推進を図る。

3 事業主体 県

4 事業費 134,061千円（国 67,030千円、県 67,031千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

A L P S 処理水放出に対して、福島県産水産物応援の機運増大

水産業における生産・流通・消費拡大の流れを停滞させず加速させるために

- 風評再燃の抑制
- 県産水産物の認知度向上
- 県産水産物の販路の確保
- 県産水産物の消費・購買の促進

対策 ・本県水産業、県産水産物への理解・共感の獲得（県外）

・県産水産物の購入機会の創出

各種メディアを活用し、本県水産業、県産水産物への親近感を抱く機会の創出が必要

県産水産物を取扱う認定店への集客を増やす取組が有効

メディア・コミュニケーション事業

- 連携協議会の設置**
⇒ 漁業地域の市町村や県等からなる連携協議会を組織し、地域素材の情報を発掘・集約する。
- 情報発信**
⇒ 水産業関係者等の想いや現場での姿を伝える情報発信企画を制作し、各種メディアにより県外へ発信する。
⇒ 統一したタレントをイメージキャラクターとして起用した企画とすることで、視聴者の親近感・共感を促進する。

常磐ものナビによる購買促進

- 認定店登録の誘引**
⇒ 店舗検索・情報発信の支援ツールを提供する。
- 認定店集客のためのPR**
⇒ 認定店PRツールを作成・配布するとともに、各種メディアを活用したPRを行う。
- 旅行情報誌・サイトとの連携**
⇒ 県外からの観光客が利用する旅行情報誌や旅行情報サイトに、認定店の特集記事等を掲載する。

東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（継続）

1 目 的

東日本大震災及び原子力災害によって漁業者や水産加工業者による水産業活動は甚大な被害を受けた。このため、被災漁業者や被災水産加工業者に対し、緊急に必要な設備や経営のための資金融通を支援し、漁業・水産加工業の継続・再開の推進を図る。

2 事業内容

(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた漁業者、水産加工業者に対する漁具・設備などの購入資金、経営維持に必要な資金を円滑に融通するため福島県信用漁業協同組合連合会に資金預託を行う。さらに、利子補給を行い福島県信用漁業協同組合連合会と協調して無利子で貸付を行う。

- | | |
|--------|--|
| 3 事業主体 | 福島県信用漁業協同組合連合会 |
| 4 事業費 | 51,332千円（国 1千円、県 1,332千円、その他 50,000千円） |
| 5 補助率 | 利子補給率 年0.5% |
| 6 事業期間 | 平成23年度～令和8年度 |

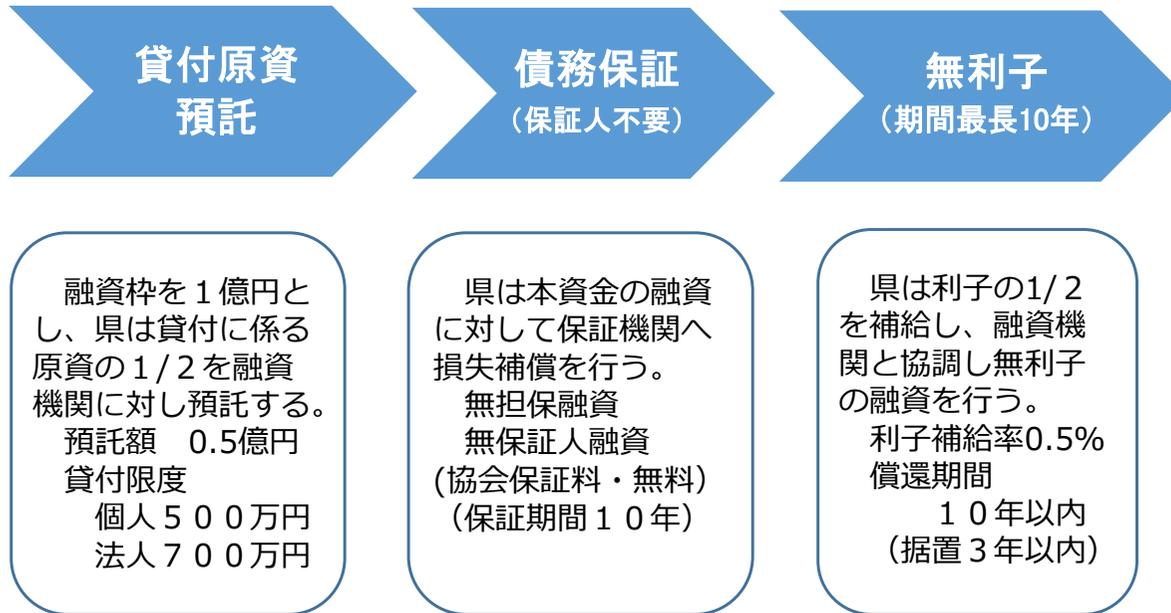
【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

東日本大震災漁業経営対策特別資金

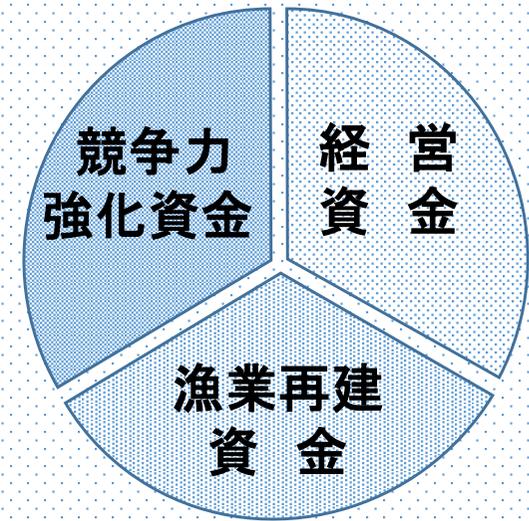
震災及び原子力災害の影響により被害を受けた県内の漁業者、水産加工業者の漁業経営を支援する。



消失した漁具購入や経営維持に必要な資金などを円滑に融通する。(県単事業)



**漁業者、水産加工業者の
資金需要を機動的に支援**



◆融資実績

経営資金、漁網、レーダー
 漁具、エンジン、魚探
 漁船、車両、等



水産物流通対策事業（継続）

1 目 的

東日本大震災と原子力災害により大きな被害を受けた本県水産流通加工業の復興のため、遠隔地からの加工用原料の調達や県内消費地市場における県産水産物の計画的な流通拡大対策を支援する。

2 事業内容

- (1) 水産加工原料等安定確保支援事業
漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料）等に対して支援する。
- (2) 福島県産水産物消費拡大事業
県産水産物の取扱量拡大計画を策定し、計画的な流通拡大に取り組む協議会の活動を支援する。

- 3 事業主体
- (1) 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等
 - (2) 水産卸・仲卸業者により組織される協議会

- 4 事業費 130,033千円（国 130,033千円、県 一千円、その他 一千円）

- 5 補助率
- (1) 1／2以内
 - (2) 定額

- 6 事業期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

水産物流通対策事業

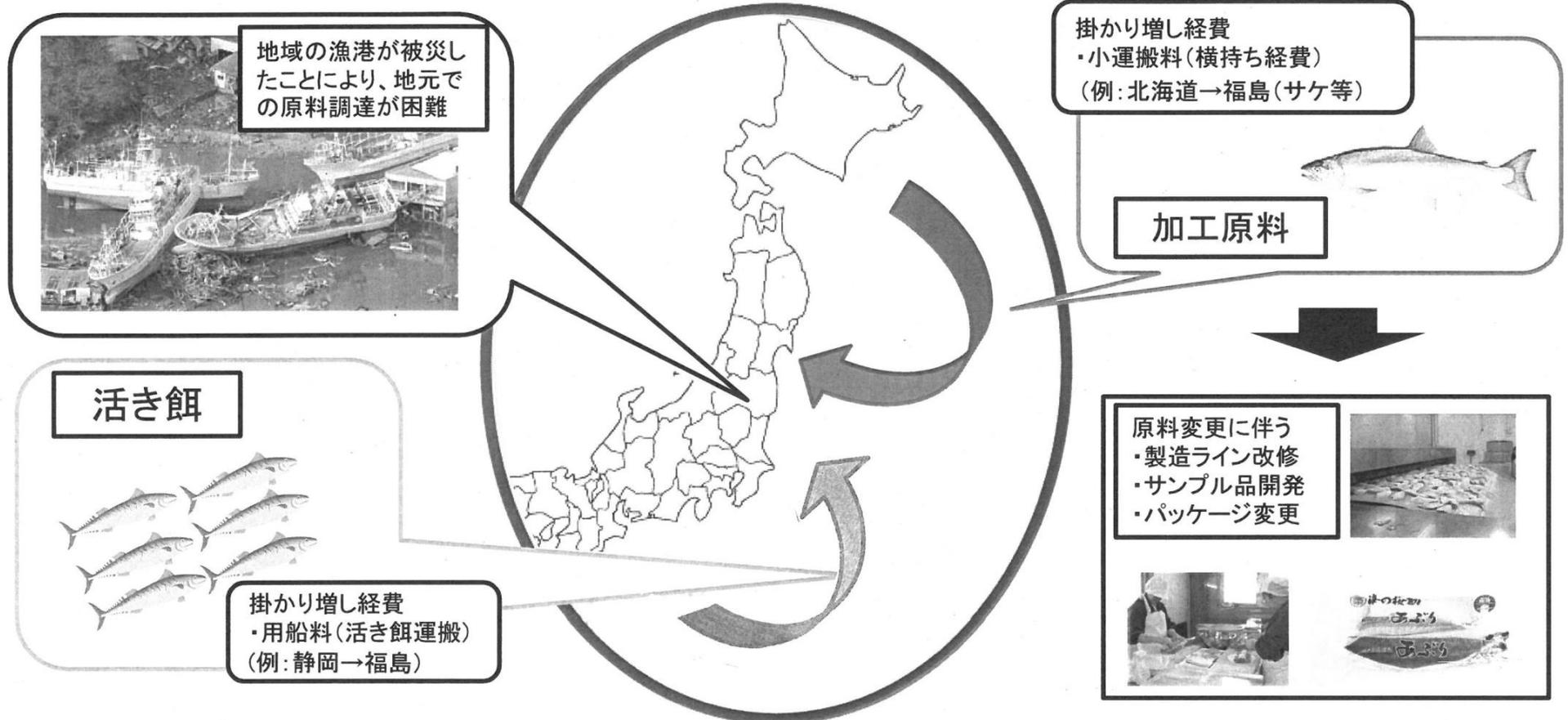
水産加工原料等安定確保支援事業

【事業目的】

地域の漁港が東日本大震災で甚大な被害を受けた中、流通・加工を行う漁協、水産加工協等の早期復興を促進するため、漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。

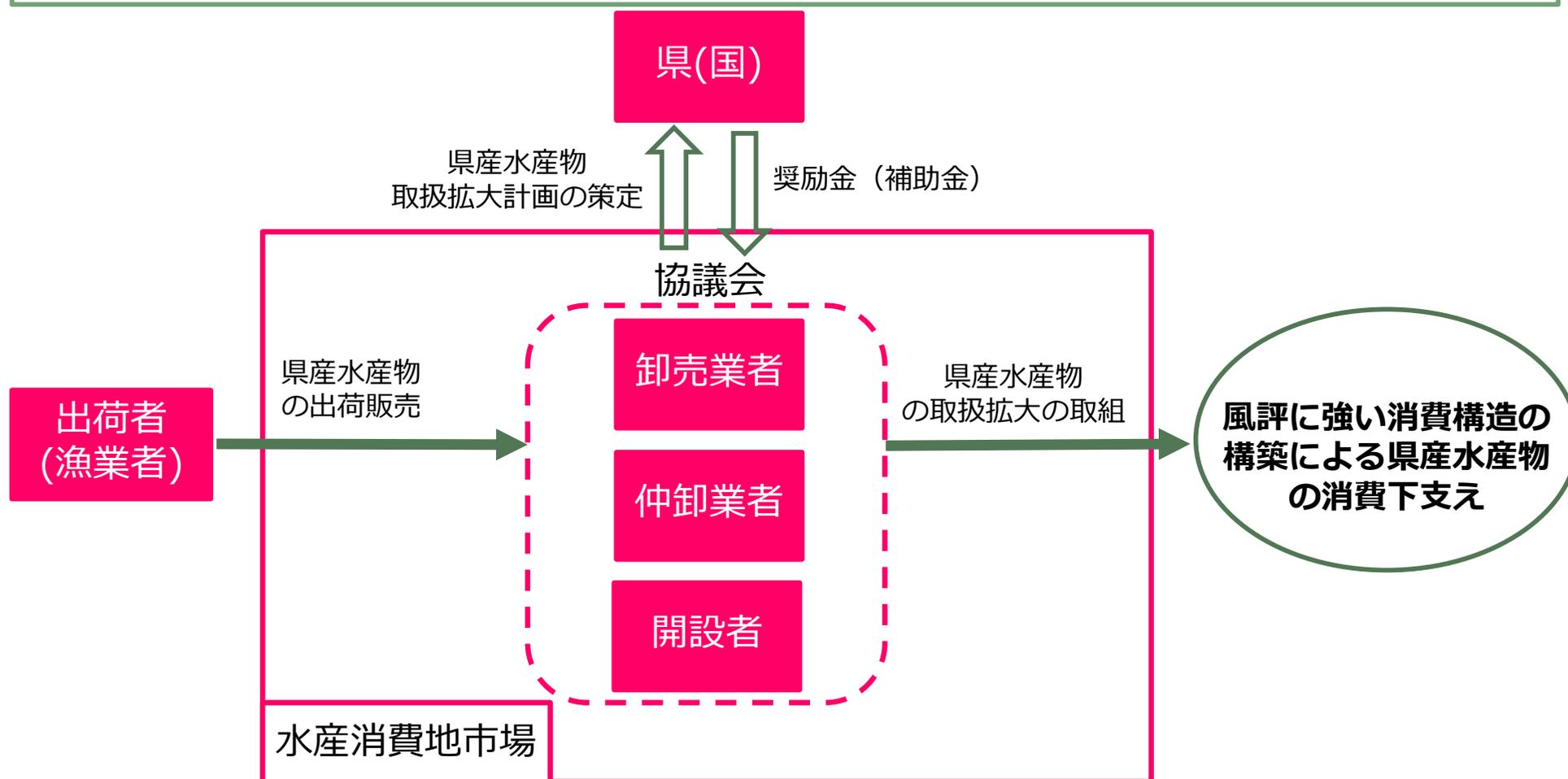
【事業主体：漁協、漁連、水産加工協】

- 漁協、水産加工協等が遠隔地から原料等を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。
- 被災地での出漁準備が円滑に進むよう漁協等が遠隔地から生き餌を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。



令和8年度水産物流通対策事業（福島県産水産物消費拡大事業）

- 県産水産物の消費拡大を奨励するため、県内の水産消費地市場において県産水産物取扱拡大計画の策定を推進する。
- 計画の策定・実施主体は卸・仲卸業者・開設者による協議会とし、市場毎の特性を活かした創意工夫による取組に対して支援する。



漁場復旧対策支援事業（継続）

1 目 的

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっていることから、漁業者による回収が困難な大型コンクリート片等について、県が回収を行うことにより、漁場の復旧を図る。

2 事業内容

(1) 漁場堆積物除去事業

漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業主体 県

4 事業費 251,232千円（国 200,000千円、県 51,232千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

漁場復旧対策支援事業

東日本大震災によって沿岸漁場に流出した建物等の大型破片等について、専門業者による回収作業を行うことにより、漁場機能の回復を図る。

<事業の内容>

1 漁場堆積物除去事業

県が業務委託により、起重機船等を使用し大型破片等の回収を行う。

<補助率> 国8/10 県2/10

<事業実施主体> 県



<事業のイメージ>

<事業の実施状況>

漁場堆積物除去事業



共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 目 的

東日本大震災により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

3 事業主体 漁業協同組合等

4 事業費 16,198千円（国 6,857千円、県 9,341千円、その他 一千円）

5 補助率 7／9以内

6 事業期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

共同利用漁船等復旧支援対策事業

被災した漁船等の早期復旧を図り、漁業生産力の面からふくしま型漁業の実現を支援

<震災後の状況>

県内登録隻数1,173隻
(H23.3.10現在)のうち
760隻が全損。



壊滅的被害のため、漁業者
個人での復旧は困難！！



<事業の内容>

漁業協同組合等が、被災し、漁船・
漁具を失った組合員のため、共同利
用やリースにより使用することを目
的として行う漁船の建造、中古船の
購入及び漁具に必要な経費に対し、
補助を行う。

◇補助率：7/9以内

◇復旧実績(令和7年12月末現在)

漁船：257隻

漁具：1,957式



漁船等の復旧・操業再開

復興基盤実施計画（継続）

1 目的

避難地域 12 市町村における帰還促進、営農再開の加速化を図るため、農業生産基盤の整備等に関する復興基盤実施計画を策定する。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

避難地域 12 市町村におけるほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。【田尻南地区（浪江町）】

3 事業主体 県

4 事業費 35,001千円（国 35,000千円、県 1千円、その他 1千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成27年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】

復興基盤実施計画（継続）

令和8年度当初予算 35,001千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

I 事業内容

東日本大震災による津波被災や地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため、避難地域12市町村において農地・農業用施設の整備を総合的に進めるための実施計画を策定する。

II 令和8年度の実施内容

復興基盤実施計画

避難地域12市町村におけるほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。

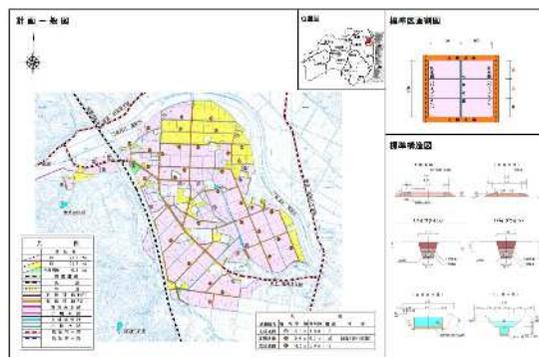


事業実施前の状況 田尻南地区（浪江町）

III 事業のイメージ



地域の合意形成



事業計画書（成果品）



営農再開のイメージ
(金沢北泉地区（南相馬市原町区）)

復興基盤総合整備事業（継続）

1 目的

避難地域 12 市町村における農業の速やかな復興・再生に向け、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

2 事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行うとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

農地集積・集約化を促進するため、土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費等を交付する。【深野南地区（南相馬市）ほか 24 地区】

(2) 水利施設整備事業

農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設・改修を行う。【上江堰地区（南相馬市）ほか 1 地区】

(3) 中山間地域総合整備事業

立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤の整備を行う。【檜葉地区（檜葉町）ほか 3 地区】

3 事業主体 県、市町村、土地改良区

4 事業費 14,818,642千円（国 1千円、県 2,403,029千円、その他 12,415,613千円）

5 補助率 (1) 国75～77.5%：県13.75%
(2) 国75%：県12.5%
(3) 国77.5%：県15%

6 事業期間 平成24年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

復興基盤総合整備事業（継続）

令和8年度当初予算 14,818,642千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

I 目的

避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生に向け、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

II 事業内容

【深野南地区（南相馬市）ほか 30地区】

農地整備事業（経営体育成型）

農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行うとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

農地集積・集約化を促進するため、土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費等を交付する。

【深野南地区（南相馬市）ほか 24地区】

水利施設整備事業

農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設改修を行う。

【上江堰地区（南相馬市）ほか 1地区】

中山間地域総合整備事業

立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤の整備を行う。

【楢葉地区（楢葉町）ほか 3地区】

III 事業のイメージ



小高東部地区（南相馬市小高区）



小屋木地区（南相馬市小高区）のブロッコリー畑

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 目 的

安全・安心な農業の礎となる農業用水（ダム・ため池）を確保するため、県有農業用ダムに堆積する放射性物質の状況を把握するとともに、ため池放射性物質対策を実施したため池の技術を蓄積し、今後市町村が取り組むため池放射性物質対策に資するデータベースを構築する。

2 事業内容

- (1) 県有ダム等モニタリング調査解析
県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。
- (2) ため池放射性物質対策データベース
過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

3 事業主体 県

4 事業費 37,600千円（国 37,600千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 定額

6 事業期間 平成27年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

ため池等放射性物質対策事業（継続）

令和8年度当初予算 37,600千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

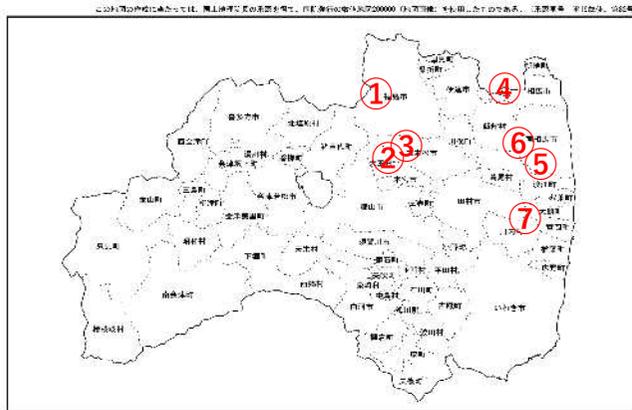
I 事業内容

農業用ため池の底質の放射性物質が高濃度であり受益面積が大きいため池において、市町村に先駆けて県営事業でため池放射性物質対策工事を行うことで、工事事例を示し市町村が行うため池等放射性物質対策の促進を図る。また、農業用ダムの水質・底質の汚染状況を把握・動態を解析・放射性物質の動向を予測し、ダムの通常管理に加えた放射性物質管理に活用する。更に、過年度に実施したため池モニタリング調査及び対策工実施結果のデータベース化を図り、県及び市町村が対策に取り組むための基礎資料と実績をとりまとめる。

II 令和8年度の実施内容

県有ダム等モニタリング調査解析

県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。



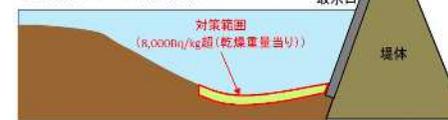
番号	ダム名	所在地
①	大笹生ダム	（福島市）
②	岳ダム	（二本松市）
③	山ノ入ダム	（二本松市）
④	松ヶ房ダム	（相馬市）
⑤	横川ダム	（南相馬市）
⑥	高の倉ダム	（南相馬市）
⑦	滝川ダム	（富岡町）

III 事業のイメージ

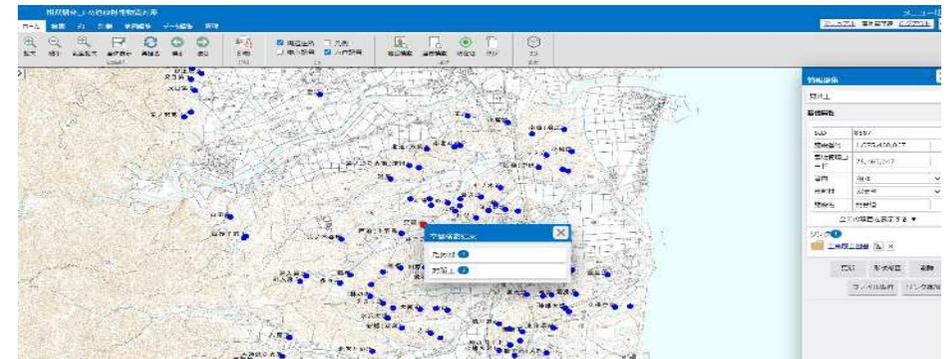
ため池放射性物質対策データベース

ため池放射性物質対策工

底質除去の対策範囲



情報の収集・整理 ↓ データベース化



- 対策を実施したため池の一元管理
- ため池ごとの対策効果の把握
- 今後取り組むため池へ情報共有

ため池放射性物質対策データベース

過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

ふくしま森林再生事業（継続）

1 目 的

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、市町村等の公的主体が間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行い、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林整備と路網整備を実施する。

(2) 放射性物質対策

(1) の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林の空間放射線量率測定や放射性物質を含む土壌の移動抑制のための丸太柵の設置などの放射性物質対策を実施する。

3 事業主体 市町村、森林整備法人、県

4 事業費 3,061,200千円（国 2,554,175千円、県 507,025千円、その他 一千円）

5 補助率 (1) 市町村 4/10（実質補助率72%）
森林整備法人 5/10（実質補助率90%）
(2) 10/10以内

6 事業期間 平成25年度～令和8年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

ふくしま森林再生事業（継続）

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、森林の有する水源かん養や山地災害防止など多面的機能の低下が懸念されています。

このため、市町村等の公的機関が事業主体となって、汚染状況重点調査地域等を対象に、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組みます。

<事業の流れ>



<事業の内容>

1. 森林整備等
 - (1) 森林整備（間伐等）
 - (2) 路網整備（森林作業道の開設・改良）
2. 放射性物質対策
 - (1) 事前調査等（全体計画、年度別計画作成、同意取得、放射性物質調査等）
 - (2) 放射性物質対処方策（土壌の流出防止柵等の設置等）

<事業イメージ>

○森林整備の流れ



作業道整備



伐倒・造材



集材・積込



土場への搬出

森林所有者から、事業実施の同意が得られた区域について、集約的に森林整備を行います。現在、行われている主な取組は、間伐、作業道の整備です。

○放射性物質対策



空間放射線量率測定



丸太柵等の設置

森林整備の実施前後に森林内の空間放射線量率を測定し、森林整備による影響を確認します。森林内の放射性物質の多くは土壌に分布しているため、森林整備後、下層植生が回復するまでの間の土壌の流出を防ぐため、丸太柵等を設置します。

広葉樹林再生事業（継続）

1 目 的

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木の生産が停止している地域において、きのこ原木林等の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るための取組を支援する。

2 事業内容

きのこ原木林等の広葉樹林について、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を調査する。

3 事業主体 市町村等

4 事業費 1, 375, 415千円（国 1, 375, 415千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 10/10以内

6 事業期間 平成26年度～令和8年度

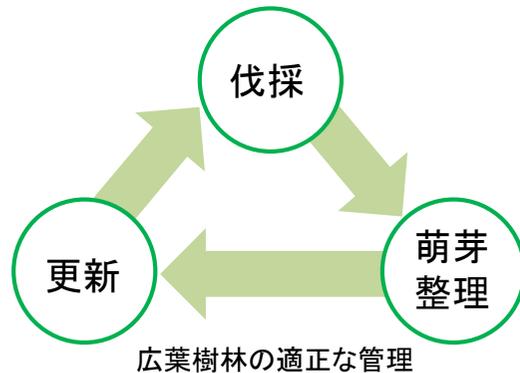
【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

広葉樹林再生事業(継続)

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木として利用可能な指標値を超える原木林については、原木の生産が停止しているため、原木林の更新に必要な伐採が停滞しています。

このため、かつて原木林であった広葉樹林を対象に、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を継続的に調査することで、きのこ原木林等の再生に取り組みます。

<きのこ原木林等の適正な管理と現状>



原子力災害前まで、きのこ原木林として利用されていた広葉樹林



伐採や不要な萌芽枝の除去(萌芽整理)などの手入れが行われず、径が太くなったり、荒廃した広葉樹林

<事業の内容>

- 更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備
- 伐採木、萌芽枝、堆積有機物、土壌の放射性セシウム濃度の測定(最長5年間)
- 土壌の化学性分析(交換性カリウム濃度等)
- 市町村による条件整備(同意取得等)

<事業イメージ>



事業実施箇所(伐採後)



伐採後に発生した萌芽枝を採取し、放射性セシウム濃度を測定

放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

1 目的

林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

林産物の産業廃棄物処理等に要する経費を支援する。

3 事業主体 福島県木材協同組合連合会等

4 事業費 706,400千円（国 270,000千円、県 -千円、その他 436,400千円）

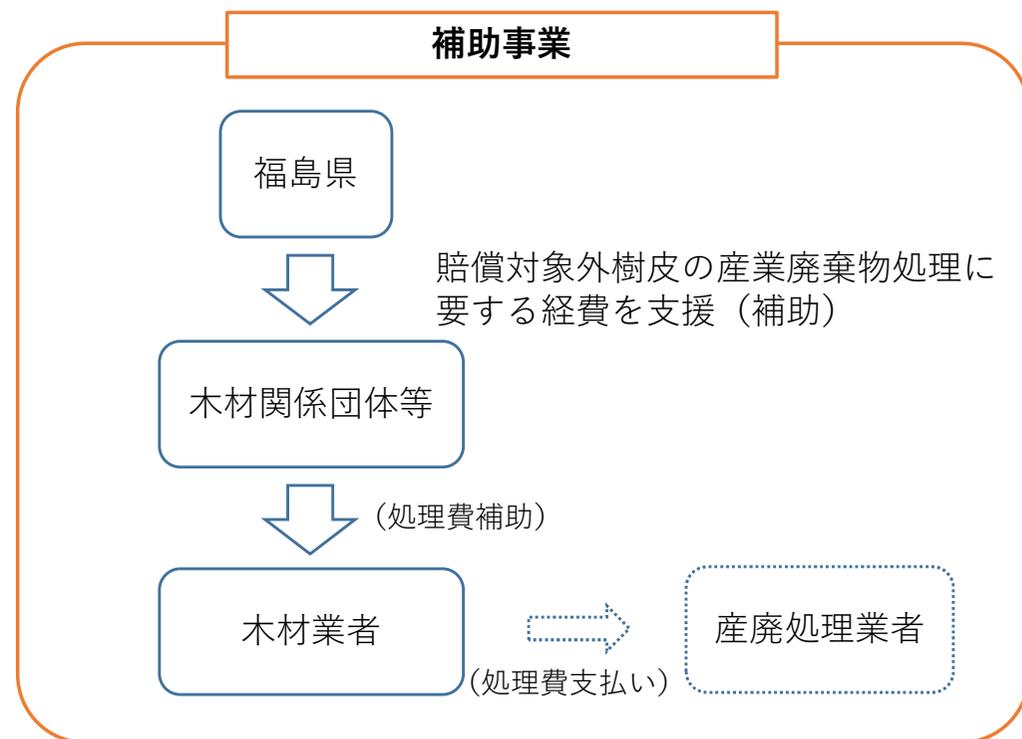
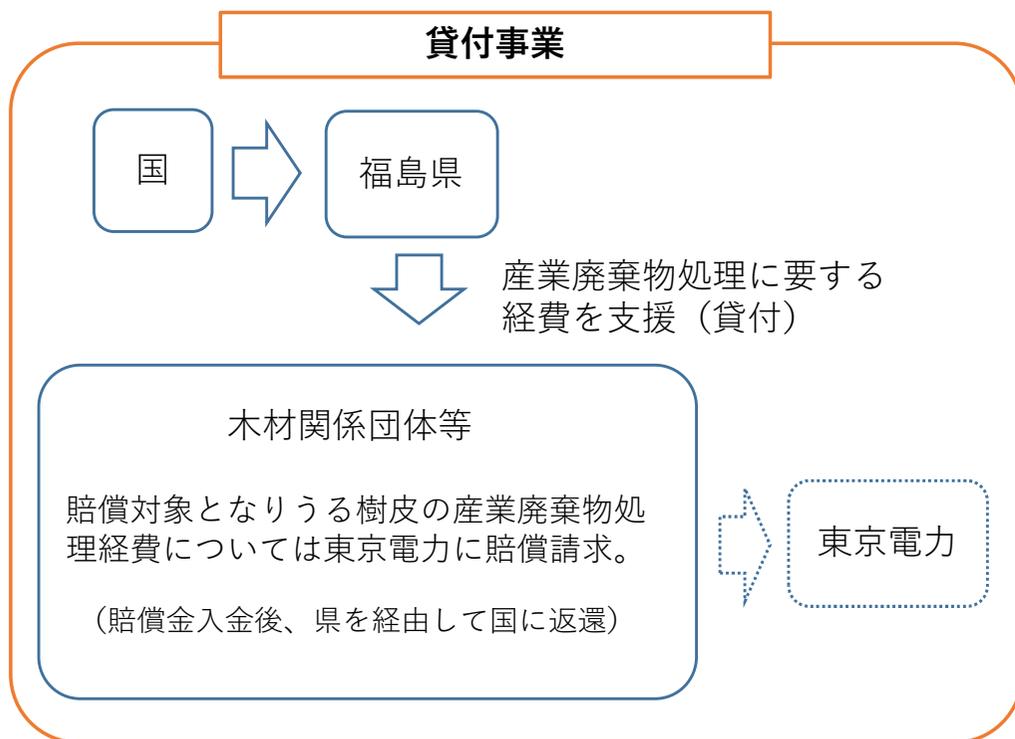
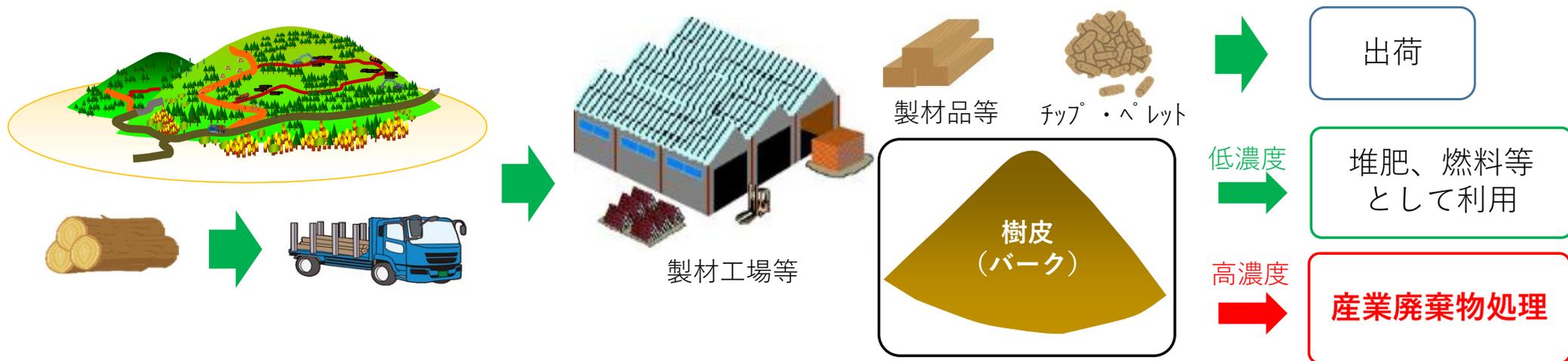
5 補助率 定額（10/10以内）

6 事業期間 平成25年度～令和8年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

放射性物質被害林産物処理支援事業

【事業の背景】 木材加工の工程で発生する樹皮（バーク）は、原子力災害以前は家畜敷料や堆肥、ボイラーの燃料などに活用されていたが、現在では放射性物質の影響により、一部を除き産業廃棄物として処理せざるを得ない状況となっている。このため、木材業者が安心して事業を行えるよう、バークの処理にかかる費用を支援する。



安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 目的

放射性物質による森林汚染の影響によりきのこ原木等の価格が高騰していることから、きのこ生産者の負担を軽減する取組を行う団体を支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業主体 農業協同組合、森林組合、福島県森林・林業・緑化協会等

4 事業費 316,856千円（国 316,856千円、県 -千円、その他 -千円）

5 補助率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業期間 平成23年度～令和8年度

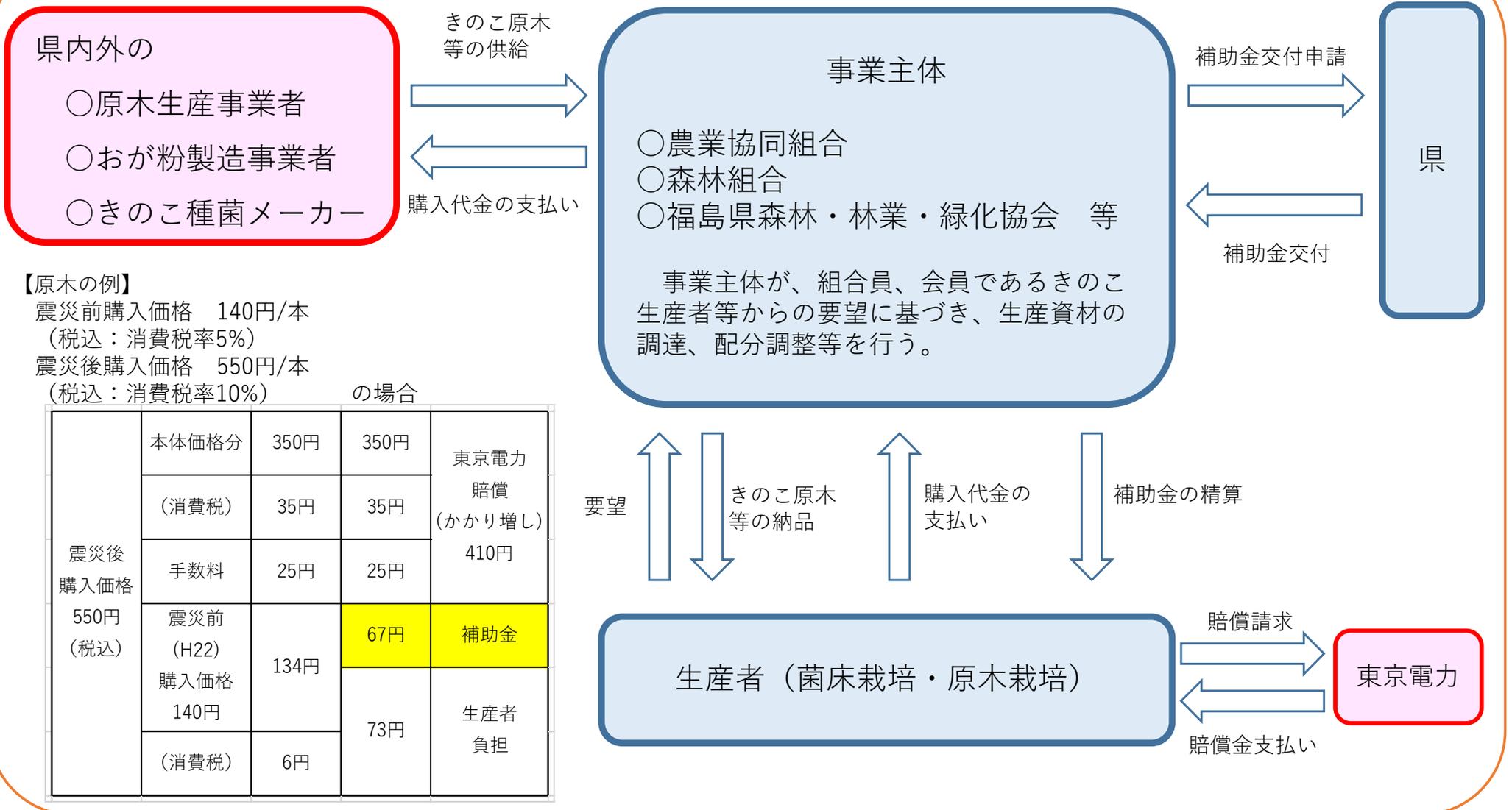
【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

安全なきのこ原木等供給支援事業

【事業の背景】

原子力災害の影響により、県内の森林において指標値以下となるきのこ原木林は少なく、県外からの移入が必要な状況となっている。事故以前は、本県は全国一のきのこ原木の供給県であったことから、全国的にきのこ原木が不足しており、運搬経費の高騰も併せて、きのこ原木等の価格は高騰している。また、放射性物質の影響により本県のきのこ生産は厳しい状況にあることから、きのこ原木等の安全性を確保するとともに生産者の負担軽減を図る取組を行う団体に対し支援を行う。

補助事業のフロー



【原木の例】

震災前購入価格 140円/本

(税込：消費税率5%)

震災後購入価格 550円/本

(税込：消費税率10%)

の場合

震災後 購入価格 550円 (税込)	本体価格分	350円	350円	東京電力 賠償 (かかり増し) 410円
	(消費税)	35円	35円	
	手数料	25円	25円	
	震災前 (H22) 購入価格 140円	134円	67円	補助金
	(消費税)	6円	73円	生産者 負担

里山再生事業（継続）

1 目的

住民が身近に利用してきた日常的に人が立ち入る里山において、住民が安心して利用できる里山の環境づくりを推進するため、里山再生事業における事業効果を確認し、地域住民の安全・安心を確保するため空間線量率等の測定を行う。

2 事業内容

里山再生事業実施地区において、空間線量率や立木・土壌に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、市町村への情報提供を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 24,000千円（国 24,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和2年度～令和12年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

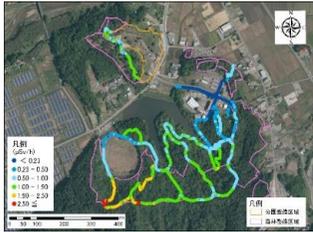
里山再生事業（継続）

事業メニュー（実施主体）

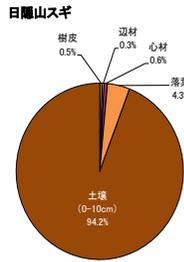
①線量測定（福島県）、②除染（環境省、市町村）、③森林整備（林野庁、市町村）



空間線量率測定状況等



空間線量率等測定結果



③ 森林の整備
放射性物質対策

② キャンプ場等の除染

① 空間線量率の測定
放射性物質濃度測定
線量マップの作成等

② 遊歩道の除染

イメージ図

対象となる里山

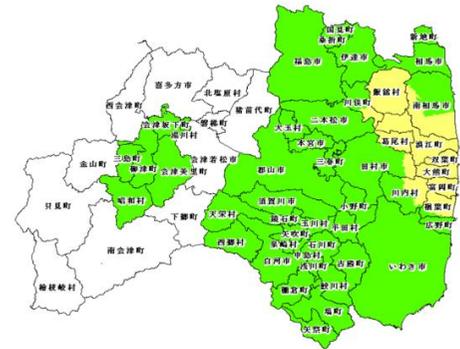
住民が身近に利用してきた住居周辺の里山
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



例：遊歩道

対象地域

避難指示区域及び汚染状況重点調査地域
(解除済み含む)のある福島県内の市町村



治山事業（復興創生）（継続）

1 目 的

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。（うち東日本大震災の復旧に係るもの）

2 事業内容

(1) 復旧治山事業

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

3 事業主体 県

4 事業費 103,000千円（国 50,000千円、県 53,000千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成26年度～令和9年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業(復興創生)(継続)

■ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します。(うち東日本大震災の復旧に係るもの)

■ 山腹工・溪間工

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(福島市)



山腹崩壊地(白河市)



山腹工施工後(福島市)



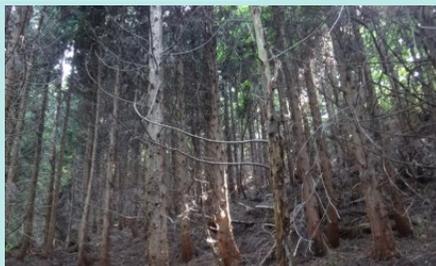
山腹工施工後(白河市)



治山ダム施工地(伊達市)

■ 森林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況

森林環境モニタリング調査事業（継続）

1 目的

放射性物質の影響を受けた県内の森林は、林業生産活動等の停滞により、森林の有する多面的機能の低下が懸念されることから、森林整備や放射性物質対策を速やかに推進し、森林・林業の再生を図る必要がある。

そのため、森林に拡散した放射性物質の広域的・継続的な調査や実証を行い、現況や経時変化を把握するとともに、放射性物質対策を推進するために必要な情報の整備を行う。

2 事業内容

帰還困難区域を含めた県内の私有林を対象に森林内の空間線量率や立木、土壌に含まれる放射性物質濃度の調査及び結果の評価・解析等を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 135,000千円（国 135,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

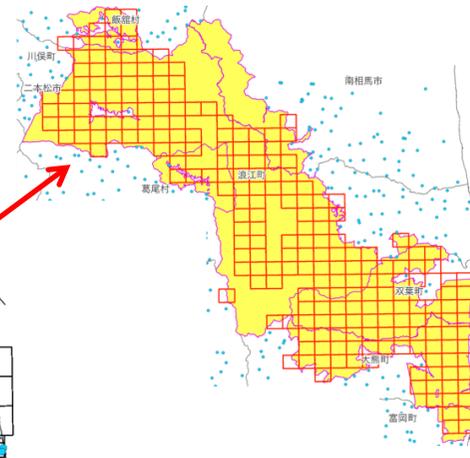
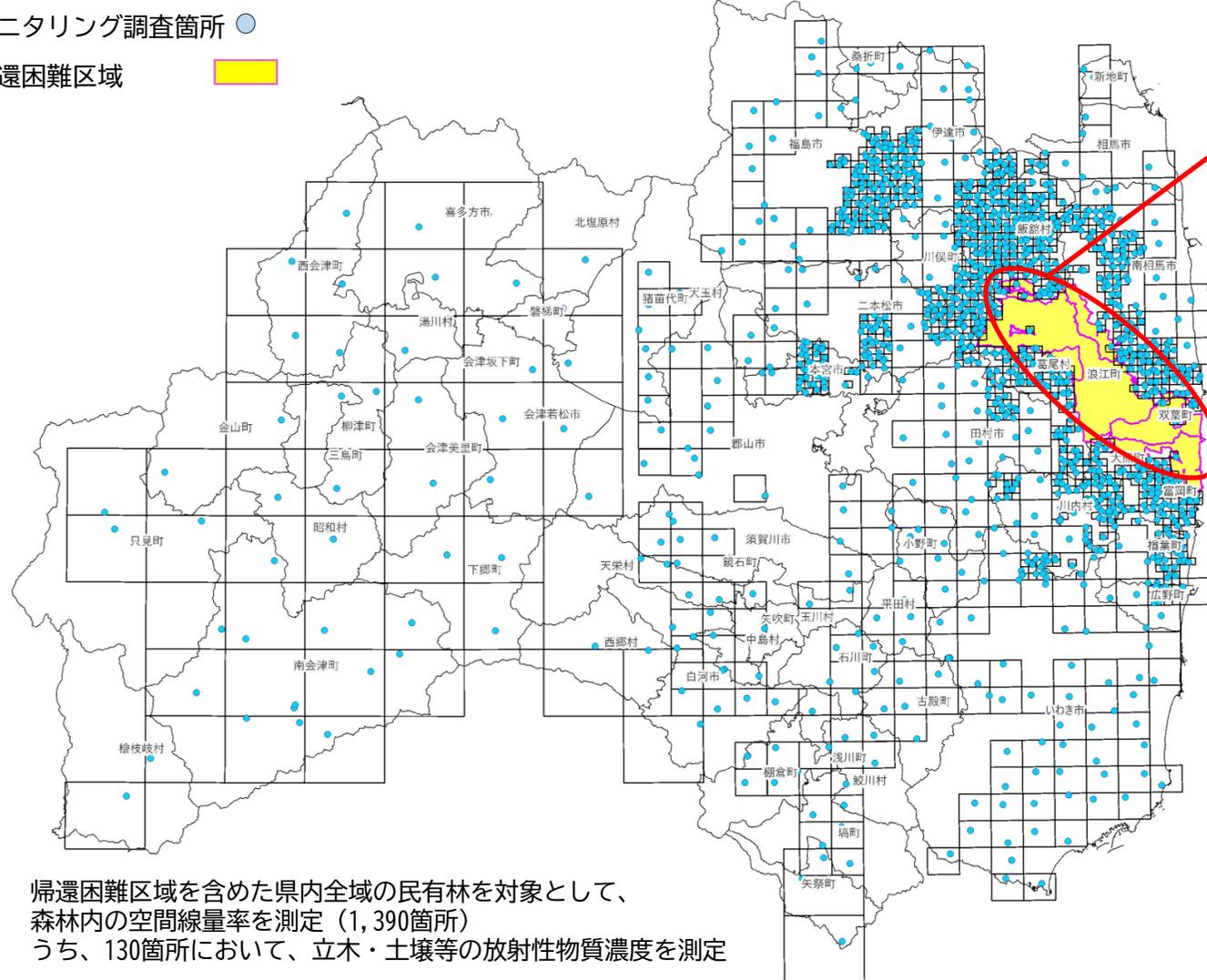
6 事業期間 平成24年度～令和12年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

森林環境モニタリング調査事業（継続）

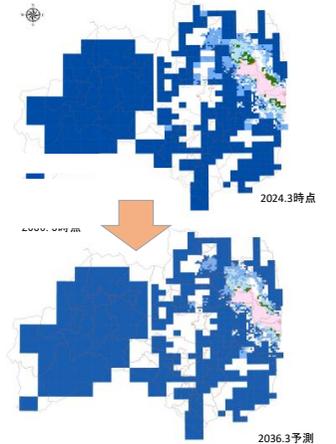
【モニタリング調査予定位置図】

モニタリング調査箇所 ●
 帰還困難区域



令和7年度調査から
 帰還困難区域内の調査地74箇所
 を追加

今後の空間線量
 の分布予測



空間線量率測定



土壌採取



材試料の採取



樹皮採取

帰還困難区域を含めた県内全域の民有林を対象として、
 森林内の空間線量率を測定（1,390箇所）
 うち、130箇所において、立木・土壌等の放射性物質濃度を測定

福島大学と連携した地域農業モデル創出事業（継続）

1 目 的

持続可能な地域農業モデルを創出するため、本県の抱える課題について、地元のニーズを迅速に調査する能力や高い専門性を有する福島大学と連携し、以下の課題解決対策を講じ、県内への展開を目指すもの。

2 事業内容

(1) 新たな営農システムのモデル構築

旧避難指示区域で実証モデル地区を選定し、営農における地域課題を抽出し、草刈りなどの維持管理作業の負担軽減を目指した新たな営農システムの構築を目指す。

(2) ふくしまのもも産地における三次元空間データを活用した地域イノベーション

果樹（もも）の新規就農時の課題として挙げられる技術習得等について、デジタルデータを利用した技術継承（優良農家が有するせん定技術の可視化やアーカイブ化による技術の伝承）等により課題解決していく。

3 事業主体 県

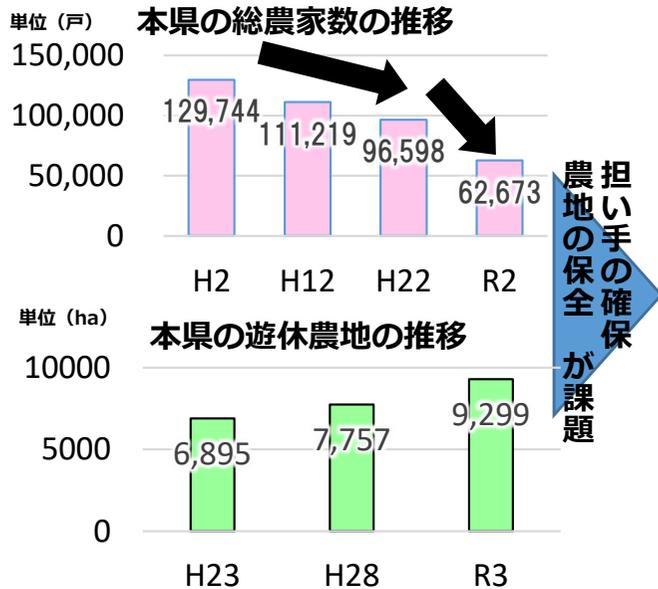
4 事業費 12,513千円（国 6,254千円、県 6,259千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和5年度～令和8年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】

I. 県の抱える課題に対する福島大学との連携



県と福島大学食農学類の連携協定 (H30.12)



福島大学食農学類と連携し、高度な知見や大学の有するきめ細かなフィールドワークによる課題解決を目的に「管理作業の軽減」と「果樹の技術継承」を取り上げ、以下の内容を検証しモデル地区の構築を行う。

- ▶ 農地の維持管理体制として、少ない人数でも管理作業の軽減が図られる営農システムの構築を検証
- ▶ 果樹における安定生産・供給体制の継続に向けて経営承継の円滑化を支援するため、スマート農業技術を活用

【連携の成果】

園地の三次元データの活用について、福島県果樹試験場と連携し、試験的に就農後間もない農家を対象にデジタル講習会（模擬勉強会）を開催。現状では新規就農者にとってやや難易度が高いといった課題を抽出し、今後のデータ活用に向けて県と福島大学食農学類が連携して取り組んでいる。



II. 事業内容

プロジェクト	新たな営農システムのモデル構築	ふくしまのもも産地における三次元空間データを活用した地域イノベーション
アウトカム	管理作業の効率化（時間・人数・頻度）	ICTを活用した技術の早期習得による経営継承の円滑化
目的	避難地域において、農家からのヒアリング結果を踏まえ、スマート農業の導入や簡易的な基盤整備を実施し、維持管理の省力化を目指す。	新規就農時の課題である技術継承と経営の安定化について、スマート農業を導入した早期の自立支援を行い、新たな新規就農者の確保を目指す。
展開	今後人口減少が見込まれる地域において、本プロジェクト成果が有効に活用できるよう、農家自らが導入が可能となるような負担軽減にかかる対策の事例を作成する。 ※詳細別添	最新技術を活用した技術継承や経営の安定化に資するノウハウをとりまとめ、他の地域に対して展開が可能となるようシステムを構築する。 ※詳細別添
現場と連携した成果の活用や事業成果発表会の開催などにより、成果を県内へ展開		

地域計画策定・実現加速化支援事業（一部新規）

1 目 的

地域計画の策定や見直しに係る取組を支援するとともに、地域計画に位置付けられる担い手等の経営規模拡大や、新品目・新技術の導入、さらに第三者継承による新たな農業経営体を支援する。

2 事業内容

(1) 地域計画サポート事業

地域計画の策定や見直し、実現を推進するため、研修会の開催や、地域の話合いにおける助言等を行う。

(2) 地域計画担い手確保支援事業

ア 通常タイプ

地域計画の策定・実現のため、地域計画に位置付けられる担い手等が経営規模の拡大等を行う場合に、機械・施設の導入に必要な経費の一部を支援する。なお、新品目や新技術の導入等を伴う場合は補助率を上乗せする。

イ 経営継承タイプ

地域計画の策定・実現のため、第三者継承により新たに担い手となる者等が行う継承した農業機械の点検等の費用等や、経営継承に係る資産評価等の取組（福島県農業経営・就農支援センターから専門家を派遣）のほか、技術継承に係る費用を支援する。

3 事業主体	(2) のア、(2) のイの一部	市町村	(1)、(2) のイの一部	県
4 事業費	99,155千円（国 一千円、県 99,155千円、その他 一千円）			
5 補助率	(2) のア	3/10以内（補助金上限1,800千円） 4/10以内（補助金上限2,400千円）※新品目や新技術の導入等を伴うもの		
	(2) のイ	1/2以内、定額（補助金上限1,800千円）、定額（補助金上限3万円/月）※技術継承に係る謝礼		
6 事業期間	令和6年度～令和8年度			

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

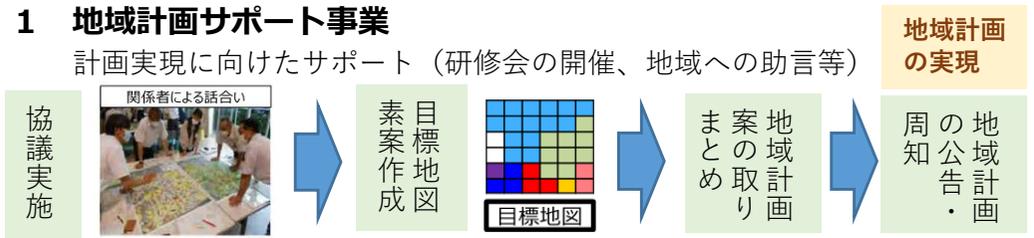
【目的】

地域計画の策定や見直しに係る取組を支援するとともに、地域計画に位置付けられる担い手等の経営規模拡大や、新品目・新技術の導入、さらに第三者継承による新たな農業経営体を支援する。

【事業の内容】

- 1 **地域計画サポート事業**（R8予算額 1,595千円）
 地域計画の策定や見直し、実現を推進するため、研修会の開催や、地域の話合いにおける助言等を行う。
- 2 **地域計画担い手確保支援事業（一部新規）**（R8予算額 97,560千円）
 - (1) **通常タイプ**
 農業を担う者が経営規模の拡大等を行う場合に必要な機械・施設の導入を支援
 補助対象：地域内の中小規模経営体や新品目・新技術の導入等にチャレンジする経営体
 補助率：3/10以内(上限1,800千円)、4/10以内※(上限2,400千円) ※新品目・新技術の導入等を伴う場合
 - (2) **経営継承タイプ**
 - ア **補助事業**
 第三者継承から継承した機械・施設の修理、修繕等を支援
 円滑な経営継承に向けた技術継承に係る費用を支援
 補助対象：第三者継承により就農する者
 補助率：1/2以内（上限1,800千円）、定額（補助金上限3万円/月）※技術継承に係る謝金
 - イ **推進事業（委託）**
 第三者継承を希望する経営体の把握や専門家派遣による継承を支援
 委託先：福島県農業振興公社

【事業のイメージ】



- 2 **地域計画担い手確保支援事業**
 - (1) **通常タイプ**
 中小規模の経営体等が規模拡大等に必要な機械・施設の導入を支援



- (2) **経営継承タイプ**
【第三者継承の流れ】



【支援内容】

- ① 推進事業（専門家派遣等の支援） 県農業振興公社への委託
- ② 補助事業（技術継承に係る費用を支援） 補助率：定額（上限3万円/月）
- ③ 補助事業（機械の修繕費用の補助等） 補助率：1/2以内（上限1,800千円）

農業でふくしまぐらし支援事業（継続）

1 目 的

新規就農者の更なる確保に向けて、多様な移住就農者への住居等の生活面の支援や技術支援に加えて、雇用就農者の労働環境等の改善に取り組む。

2 事業内容

(1) 移住就農等支援事業

地域（産地）における移住就農者の受入体制の強化及び就農時の初期経費の負担軽減のため、住環境の整備や中古農業機械の活用等を支援する。

また、地域における移住就農希望者の確保を促進するために、首都圏で移住就農相談会やお試し体験を開催する。

(2) 雇用就農促進事業

移住就農希望者の雇用就農機会を促進するため、人材派遣による実践研修を行う。

また、農業経営体の労働環境改善を支援するため、農業法人等に対して従業員への調査・分析、専門家派遣を行う。

- 3 事業主体 (1) 市町村等 (1) の一部及び (2) は県
- 4 事業費 58,312千円 (国 一千円、県 58,312千円、その他 一千円)
- 5 補助率 (1) 2/3以内 (優先枠は3/4以内)、定額
- 6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

令和8年度農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）

移住就農者への住環境整備

県外からの**移住就農者**向け**住環境整備**を支援

○対象

県外からの移住就農者向け住居本体及び付属建造物の修繕、清掃、庭木の剪定・除草 等

○補助率

2/3（上限130万円）ほか

○主な要件

- ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水回り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。
- ・整備後の入居者は県外からの移住就農者（研修生等を含む）に限ること。

中古農業機械の活用促進

新規就農者による**中古農業機械の購入**に対する支援

○対象

新規就農者

○補助率

1/2（上限50万円）

○主な要件

- ・法定耐用年数の残存年数が2年以上であること。
- ・福島県農業機械整備施設認定要領に基づき認定された農業機械整備施設で整備された農業用機械等に限る。

多様な就農者への支援

多様な**新規就農者**（50歳以上、半農半Xなど）の**就農直後の経営確立**を支援

○対象

新規就農者（自営就農、新規就農者育成総合対策を活用していない）

○補助額

最大50万円/人（1世帯あたり）

○主な要件

- ・前年の世帯所得が600万円以下
- ・50歳以上65歳未満の場合
農業従事日数が年間150日以上、地域計画に位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・50歳未満の場合
農業従事日数が年間60日以上

就農希望者の就農準備への支援

就農希望者が行う**情報収集等の活動**に対する支援

○対象

県外からの移住による新規就農希望者

○補助額

交通費 1万円（関東圏）又は2万円（関西圏）/人

宿泊費 1万円/人

いずれも定額で、1人2回まで利用可

○主な要件

- ・農業担い手課もしくは福島県農業経営・就農支援センターが主催するイベント等に参加すること。
- ・就農を検討している地域の就農担当（県農林事務所、市町村）を訪問すること。

福島県農業経営・就農支援センター運営事業（継続）

1 目 的

農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化、経営継承等に必要な助言・指導・支援などを行う相談体制を構築する。

2 事業内容

(1) 運営管理事業

センターとしての機能を担う者（法第11条の12第1項）に位置付けた（公財）福島県農業振興公社に対し、センターの運営管理に必要な経費を補助する。

(2) 農業経営・就農サポート推進事業

センターが行う就農から定着、経営発展までの各種サポート活動を支援する。

(3) 伴走支援強化事業

センター構成団体による担い手確保、定着及び経営発展に向けた伴走支援の取組を強化する。

(4) 新規就農者等担い手活性化事業

指導農業士等の活動体制の整備や企業の農業参入の促進に向けた企業への働きかけなどに取り組む。

3 事業主体

- (1) （公財）福島県農業振興公社
- (2)、(4) 県
- (3) （一社）福島県農業会議ほか1団体

4 事業費

60,497千円（国 19,376千円、県 41,104千円、その他 17千円）

5 補助率

(1)、(3) 定額

6 事業期間

令和5年度～令和9年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

改正農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、県は農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な経営継承等に必要な助言・指導などを行う相談体制を構築する。

【事業の内容】

(1) 運営管理事業

センターとしての機能を担う者（第11条の12第1項）に位置付けた（公財）福島県農業振興公社に対し、センターの運営管理に必要な経費を補助する。

- (1) 補助先 福島県農業振興公社
- (2) 補助額 34,949千円（県単・定額補助）

(2) 農業経営・就農サポート推進事業

農業を担う者の確保から就農から定着、経営発展まで担い手の総合窓口としての活動を支援する。

- (1) 委託先 福島県農業振興公社
- (2) 委託費 11,521千円（国庫）

(3) 伴走支援強化事業

センター構成団体に取り組む担い手確保、定着及び経営発展を支援し、現状の調査・分析を行う。

- 補助先 福島県農業会議ほか2団体
- 補助額 1,650千円（補助率定額、県単）

(4) 新規就農者等担い手活性化事業

県が実施する法人化や集落営農の意向確認や既存組織の活動状況に係る調査の実施、農業士会の活動や企業参入促進に係る費用。

【事業のイメージ】

相談者支援



窓口対応

農業経営・就農の相談の総合窓口として、各農林事務所やJA等に寄せられた相談も含め一元管理

●常駐団体

- 県（農業担い手課）
- 県農業振興公社（事務局）
- 県農業会議
- JA中央会

組織間・地域間での一元的な情報伝達・一体的な支援を実施

伴走支援

地域の農林事務所、JA、市町村、専門家、その他伴走支援機関と連携した支援チームで課題解決

企業参入

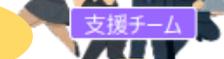
経営改善

法人化

経営継承

雇用就農

自営就農



●伴走機関：

- 市町村、県農業振興公社、県農業会議、JAグループ福島、福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島相双復興推進機構等17団体と連携

地域支援

各種研修会・相談会等の開催

労働力確保（求人サイト、無料職業紹介）

地域のサポート体制構築支援

地域の支援体制強化、雇用確保、相談者の掘り起こし活動



ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（継続）

1 目 的

新規就農者の確保・定着に向けて、支援情報の発信や、就農希望者を対象とした現地ツアー、農業体験、就農相談会の実施、地域におけるサポート体制の構築、研修農場の整備等、総合的な支援を実施する。

2 事業内容

(1) 地域を支える農業者等確保総合事業

農業経営・就農支援センターが行う就農準備から定着まで切れ目のない支援と連動した地域や県全体での支援体制を構築する。

ア 新規就農者サポート組織の活動支援

市町村、JA等で組織された新規就農者サポート組織が行う就農相談、農地、住居等の受入環境の整備、技術研修の実施等の活動を支援する。

イ 研修施設等確保支援事業

新規就農者サポート組織等が新規就農者育成総合対策事業（国庫1／2）を活用して研修施設等を整備する取組に上乗せ補助を行う。

ウ 就農相談支援網の拡充、農業短大における就農・進路相談拡充

7農林事務所に就農コーディネーター、農業短期大学校に就農サポート支援員を配置する。

(2) 多様な担い手確保支援事業

就農ポータルサイト等による情報発信、県内外における相談会の開催、農業法人等での「お試し就農」などに取り組む。

(3) 教育機関と連携した就農促進事業

農業高校等と連携し、農業者との交流授業や農業法人等での就業体験等を実施する。

(4) 青年農業者等活動支援事業

若い農業者で組織する団体が実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

3 事業主体

(1) 新規就農サポート組織、市町村、JA等、福島県農業振興公社、県 (2) (3) 県 (4) 青年農業者組織

- 4 事業費 167,882千円(国 79,917千円、県 87,937千円、その他 28千円)
- 5 補助率 (1) のア 定額(上限100万円、活動組織設置初年度のみ)
又は1/2以内(上限50万円又は75万円(広域の取組等))
(1) のイ 1/10以内
(1) のウ 定額
(4) 定額(上限20万円)
- 6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

<事業概要>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、農業経営・就農支援センターを中心として行う就農準備から定着までの切れ目のない支援と連動した地域・広域での支援体制の構築及び強化、就農ポータルサイトの機能強化、現地ツアー及び就農相談会の実施、雇用就農者に対する総合的な支援等を実施する。

<事業目標>

○新規就農者数（400人以上【令和12年度まで】）

事業の全体像

●事業の内容

1 地域を支える農業者等確保総合事業

① 就農から経営発展までの支援体制強化

市町村等による就農から経営発展までの支援体制が行う活動を支援する。

② 研修施設の確保支援

新規就農者育成総合対策事業を活用して研修施設等を導入する団体に対して、上乗せ補助を行う。

③ 就農相談支援網の確立

7農林事務所に就農コーディネーターを配置する。

④ 農業短大における就農・進路相談拡充

農業短期大学校に就農サポート支援員を配置する。

2 多様な担い手確保支援事業

就農ポータルサイト等による情報発信、現地見学会や就農相談会の開催や雇用就農の総合支援等により、多様な人材の確保を行う。

3 教育機関と連携した就農促進事業

県内農業高校等と連携し、農業体験や農業者との交流、インターンシップの実施や就農相談会への参加等の支援を行う。

4 青年農業者等活動支援事業

若い農業者で組織する団体などの活動を支援する。

1 地域を支える農業者等確保総合事業

① 就農から経営発展までの支援体制強化

対象者：新規就農者サポート組織、市町村、JA等

補助率：定額*1（上限額100万円） 1/2（上限額50万円又は75万円*2）

※1令和7年度中に新たな支援体制を構築する市町村等関係団体は定額

※2広域的な取組または研修生3人/年度以上受入の場合

② 研修施設の確保支援

対象者：市町村等

補助率：1/10（新規就農者育成総合対策（国1/2）への上乗せ補助）

③ 就農相談支援網の確立

対象者：（公財）福島県農業振興公社 補助率：定額

④ 農業短大における就農・進路相談拡充

就農サポート支援員による学生及び研修生の就農支援

2 多様な担い手確保支援事業

委託先：人材派遣会社等

委託内容：就農ポータルサイト等による情報発信、現地見学会や就農相談会の開催や雇用就農の総合支援等

3 教育機関と連携した就農促進事業

県農林事務所と管内高校等が連携し、フレッシュ農業講座、農業体験・インターンシップや就農相談会への参加支援を行う。

4 青年農業者等活動支援事業

対象者：青年農業者等組織 補助率：定額、上限20万円

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業（継続）

1 目 的

営農再開の加速化と産地の維持・発展を図るため、農繁期等に必要な労働力を農作業請負事業者を活用して確保・供給するモデルを構築し、取組を当該地域等に広く周知する。

2 事業内容

(1) 農ワーカーこらんしょモデル事業

労働力が不足している浜通り地域等を対象に、農作業請負事業者を活用して他地域等から労働力を確保し供給する体制を構築し、広く周知を図るとともに、働き手の作業能力向上のための農作業習得期間（トライアル期間）を支援する。

(2) 県推進事業

現地調査や、農業分野での労働力確保に向けた支援を実施する。

3 事業主体 県（委託先：農作業請負事業者等）

4 事業費 21,820千円（国 10,898千円、県 10,922千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

農業担い手課

R8予算額：21,820千円

(一財：10,922千円、国費：10,898千円)

背景・課題

農業者の高齢化や後継者不足、大規模経営体の増加等に伴う農業分野での労働力不足が課題となっている。

- (R元農業労働力アンケート調査)
約7割が60歳以上62%が後継者無しと回答
- (R2農業法人実態アンケート調査)
42%が労働力不足と回答

【R3までの取組み】

- ①福島県農業労働力確保・調整協議会設立・運営
- ②ふくしま農業求人サイトの開設・活用促進
- ③農業者の雇用・労務管理研修会実施



新たな課題

- ・農繁期等に安定的な労働供給が必要
- ・経営や雇用経験不足の課題から、常時雇用を求める農業者は少ない
- ・農業者の多くが求人・雇用活動が不得手
- 特に浜通り地域では慢性的な労働力不足

- ・避難指示が解除された地域において、営農再開の意向がないと回答した農家(43%)のうち「高齢化や地域の労働力不足」が理由と回答した農家は38%
- 営農再開を進めている一方、担い手や農業の労働力不足が課題となっている。

■ 営農再開事例

【南相馬市】 水田メガファーム ブロッコリー栽培 施設キュウリ	【浪江町】 タマネギ栽培 【楢葉町】 サツマイモ栽培	【大熊町】 イチゴ栽培 【葛尾村】 水稻育苗
--	-------------------------------------	---------------------------------

■ 令和7年度以降の予定

【南相馬市】
施設キュウリ、育苗、野菜加工

目的

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を農作業請負事業者を活用して確保・供給するモデルを構築し、取組を当該地域等に広く周知することで産地の維持・発展と農業の復興再生を図る。

事業イメージ

作業請負事業者（委託先）

※短期(30日以下)の労働力供給に対応

農ワーカーこらんしょモデル事業

- 作業員の募集
→学生、主婦、求職者、シルバー人材
観光業関係者等
- 農場の労働カスケジュール管理
- 作業リーダー養成先の確保
- 労働環境の整備
- 事業実施による効果等の検証

リーダーを筆頭にチーム編成



農業者団体等（労働力調整機関）

○浜通り地域等の農業労働力の需要調査・集約

労働力需要の
情報提供

労働力需要調査・調整

浜通り地域等の生産現場

大規模
経営体

農繁期に人手がほしいが、
人を集められない・・・

雇用したこと
ない・・・

生産団地

個人経営体

農地の周りにトイレ
が無い・・・

労働力の
供給

委託

県の支援

・農作業習得期間（トライアル期間）の働き手の作業能力向上を支援！

<農作業習得期間>

※働き手の作業能力の向上により、農家側の事業に対する理解促進と取組へのハードルを下げる！

R9以降

取組を浜通り地域等に定着、拡大させ、県内全域に波及させる。

- 事業の自走に向けて、事業実施による効果の検証をもとに体制を構築・改良し、広く、丁寧に周知
- 「販路の新たな開拓や拡大」「新たな事業展開」「新規就農者の確保」が期待される。
- 「本県産地の維持・持続的発展」「営農再開の加速化」を目指す。

ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業（継続）

1 目 的

農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、将来にわたって農地を持続的に活用し営農を継続できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立等を総合的に支援する。

2 事業内容

(1) 地域を守る集落営農法人等強化対策事業

地域計画に位置付けられた集落営農組織が、持続・自走可能な体制の確立に向けて、集落ビジョンの作成やその実現に向けた法人化、高収益作物の栽培、加工品の試作、共同機械等導入等に取り組む場合、必要な経費の一部を助成する。

(2) 地域を守る集落営農体制づくり対策事業

集落営農組織等が取り組む集落ビジョンの作成や実現に向けて、県が支援を行うとともに、市町村のサポート活動に係る経費（旅費、需用費等）を助成する。

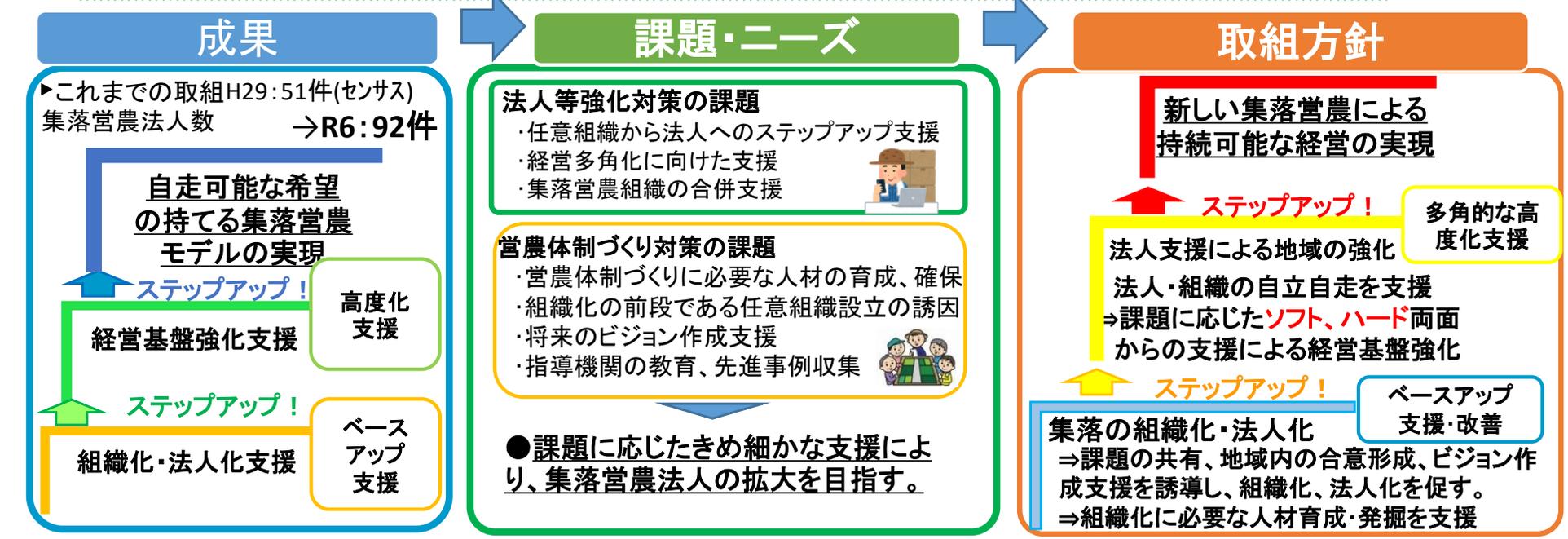
3 事業主体 (1) 市町村 (2) 県、市町村

4 事業費 25,491千円（国 25,491千円、県 一千円、その他 一千円）

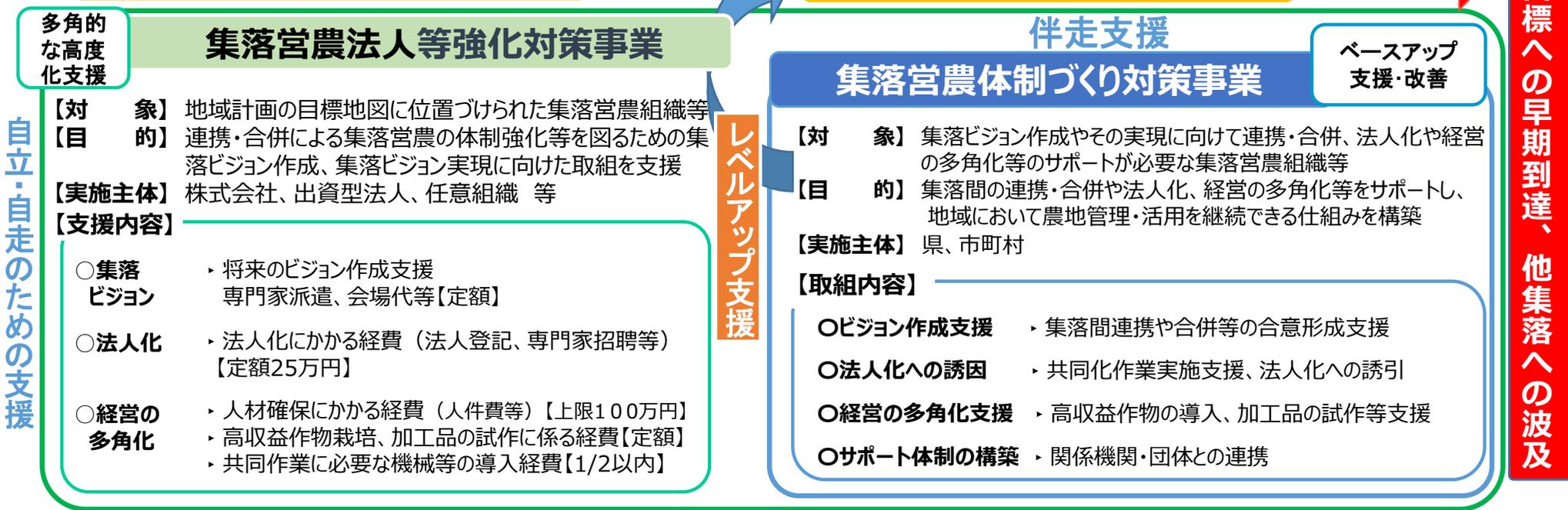
5 補助率 (1) 定額（共同利用機械等導入は1/2以内） (2) 定額

6 事業期間 令和4年度～令和9年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】



具体的な取組スキーム



自立・自走のための支援

新規就農者育成総合対策事業（継続）

1 目 的

本県農業の次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農に向けた研修資金、就農時の経営開始資金や機械・施設等の導入支援、伴走機関等による研修農場の整備、市町村等への就農相談員の設置等に取り組む。

2 事業内容

(1) 経営発展支援事業

50歳未満で令和6年度以降に新たに農業経営を開始する認定新規就農者等の一定要件を満たす者に対し、機械・施設や家畜の導入、果樹の新植・改植を支援する。

(2) 経営開始資金

就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円未満である等の一定の要件を満たす者に対して資金を交付する。

(3) 就農準備資金

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円未満である等の一定の要件を満たす者に対して資金を交付する。

(4) 新規就農者誘致環境整備事業

地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備等を支援する。

(5) 県推進事業費

市町村説明会、資金活用先輩農業者との交流会、資金推進会議、市町村巡回指導、推進パンフレット作成等を行う。

- 3 事業主体 (1)、(2) 市町村
 (3) 福島県農業振興公社
 (4) 市町村や協議会、農業団体等
 (5) 県
- 4 事業費 1, 093, 430千円 (国 一千円、県 121, 446千円、その他 971, 984千円)
 (内訳)
 (1) 367, 338千円 (国 一千円、県 121, 446千円、その他 245, 892千円)
 (2) 519, 146千円 (国 一千円、県 一千円、その他 519, 146千円)
 (3) 142, 777千円 (国 一千円、県 一千円、その他 142, 777千円)
 (4) 60, 000千円 (国 一千円、県 一千円、その他 60, 000千円)
 (5) 4, 169千円 (国 一千円、県 一千円、その他 4, 169千円)
- 5 補助率 (1) 通常枠：機械・施設等の導入 3/4以内
 特別枠：機械・施設等の修繕、法人化派遣等 3/6以内
 機械・施設等の導入 3/4以内
 (2) ~ (3) 定額
 (4) ソフト事業 定額
 ハード事業 1/2以内
- 6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

45 新規就農者育成総合対策

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。**また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、**就農相談会の開催等の取組を支援します。**

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の全体像>



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

【令和7年度補正予算】新規就農者確保緊急円滑化対策

新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援するとともに、就農前後の資金の交付、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備及び農業の魅力発信の取組による人材の呼び込みを支援します。

（関連事業）地域農業構造転換支援対策

- ① 認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
 対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
 支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）
 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）
 特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
 [機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）]

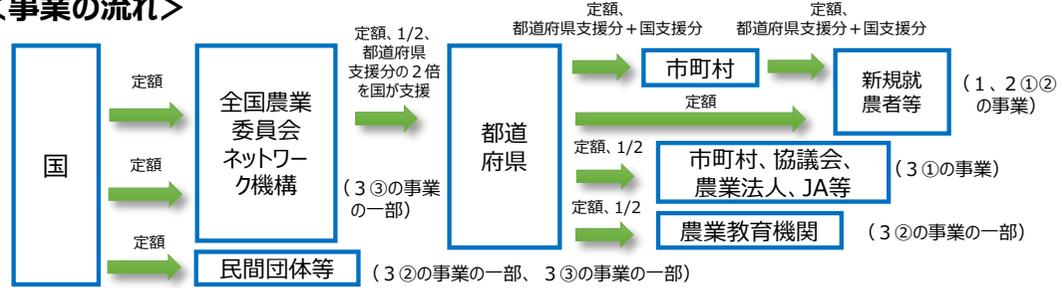
2. 資金面の支援

- ① **経営開始資金**
 対象者：認定新規就農者(就農時49歳以下)
 支援額：13.75万円/月(165万円/年)×最長3年間
 補助率：国10/10
- ② **就農準備資金**
 対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
 支援額：13.75万円/月(165万円/年)×最長2年間
 補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① **農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業**
 - ・ 新規就農者の誘致体制の整備
 - ・ 効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
 - ・ 研修農場の整備
 - ・ 実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備
- ② **農業教育高度化事業**
 - ・ 農業大学校・農業高校等における取組
 - ・ 農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
 - ・ 国際的な人材育成に向けた海外研修等
- ③ **農業人材確保推進事業**
 - ・ 就農相談会の開催等

<事業の流れ>



農業短期大学校運営費（継続）

1 目的

本県の農業教育機関である農業短期大学校の円滑な管理・運営を図り、次代を担う農業者を養成する。

2 事業内容

- (1) 管理運営費
学校の円滑な管理・運営を行う。
- (2) 教育研修費
本校生に対する教育及び農業者に対する研修を実施する。
- (3) 農業経営部運営費
本校生に対する教育を実施する。
- (4) 農場管理運営費
附属農場において、農作物栽培及び家畜飼養を行い、学生の実践学習に必要な教材を確保する。

3 事業主体 県

4 事業費 180,022千円（国 12,070千円、県 114,221千円、その他 53,731千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成26年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

■教育目標

実践的な農業の技術力と優れた経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成する。

■教育の方向

- 1 農業経営の実践に必要な知識及び技術に関する教育を行う。
- 2 地域をリードする農業経営者に必要となる経営管理に関する教育を行う。
- 3 国際的な視野に立ち農業情勢の変化に対応できる農業経営に関する教育を行う。

農業経営部

修業期間：2年 定員：1学年60名

受験資格：

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(見込含む)
- (2) 高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者

本校は、学校教育法に基づく専修学校に位置付けられています。

- (1) 卒業生は「専門士（農業専門課程）」の称号が付与されます。
- (2) 四年制大学への編入学試験を受験することができます。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の利用が可能です。

多くの免許・資格を取得できます。

大型特殊自動車免許(農耕車限定)/けん引自動車免許(農耕車限定)
 日本農業技術検定(2級・3級)/毒物劇物取扱者資格(農業用)
 日商簿記(3級)/農業簿記(1級)/土壌医検定(3級)
 家畜人工授精師(畜産経営学科のみ)/アーク溶接

研修部

一般農業者及び就農を目指す方を対象とした研修を実施しています

就農研修

基礎 専門

長期就農研修

農産加工研修

基礎 スキルアップ

農業機械研修

現地支援研修

技術向上

大特・けん引
免許取得支援



水田経営学科

野菜経営学科

果樹経営学科

花き経営学科

畜産経営学科

新風を吹き込む！チャレンジ農業者応援事業（新規）

1 目 的

地球温暖化を始め、農業を取り巻く環境や社会・経済情勢の変化に対応するため、これまでにない取組（新品目や新技術の導入、新ビジネスなど）にチャレンジする意欲ある担い手（新規就農者、認定農業者等）を支援する。

2 事業内容

(1) チャレンジ農業者応援事業

県内（地域内）で初めて取り組む新品目や新技術を導入し、多収栽培、省力化等へのチャレンジを支援する。

(2) 新ビジネス等チャレンジ応援事業

地域内で実績はあるものの、新規就農者（就農6年目以降10年目未満）による新品目の導入や、担い手による経営品目の大幅な転換等にチャレンジする取組を支援する。

(3) 企業等農業参入支援事業

地域農業の維持・発展に向け、企業等による農業参入に向けた取組を支援する。

3 事業主体

(1) (2) 認定農業者、認定新規農業者（予定を含む）、任意組織（農業者で構成し、規約があり活動実績が1年以上の組織）等

(3) 県外企業、または県内農外企業

4 事業費

68,007千円（国 12,505千円、県 55,502千円、その他 一千円）

5 補助率

(1) 定額（上限300万円） (2) 1/2以内（上限150万円）

(3) 1/2以内（上限400万円）

6 事業期間

令和8年度～令和10年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

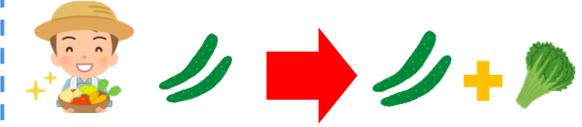
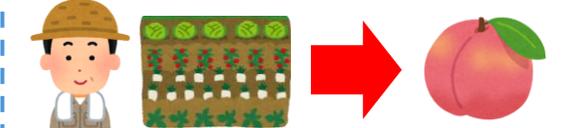
新風を吹き込む！チャレンジ農業者応援事業

農業担い手課

【背景・目的】

地球温暖化をはじめ、農家数の減少や高齢化の進行など、農業を取り巻く情勢は厳しい。一方、直近の新規就農者は過去最多の391名となったほか、農業経営・就農支援センターへの新規就農や企業の農業参入などの相談が増加するなど、農業が魅力的な働く場として選択されてきている。このような中、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展できるよう、これまでにない新品目や新技術の導入、新ビジネスなどにチャレンジする農業者を応援することにより、経営改善を進めるとともに、県内で活躍する若者と女性の確保にもつなげるものとする。

○支援メニュー

事業名	チャレンジ農業者応援事業	新ビジネス等チャレンジ応援事業	企業等農業参入支援事業
支援内容	<p>○県内（地域内）で初めて取り組む新品目や新技術の導入等へのチャレンジを支援する。</p> <p>【イメージ】</p>  <p>気象変動に対応した品目への挑戦 きゅうりの蔓下し栽培等の新技術</p>  <p>片屋根新型ハウス栽培 新品目の切り花等への挑戦</p>	<p>○地域内に実績はあるものの、品目転換など個々の経営にとって大きなチャレンジを支援する。</p> <p>【イメージ】</p>  <p>新規就農者（就農6年目以降10年未満）による新たな経営品目の導入など</p>  <p>認定農業者による経営品目の大幅転換など</p>	<p>○企業等による農業参入に向けた取組を支援する。</p> <p>【イメージ】</p>  <p>県内の他産業から農業分野への参入</p>  <p>県外の農業法人が県内への農業参入</p>
補助対象者	認定農業者、認定新規就農者（予定を含む）、任意組織（農業者で構成し、規約があり活動実績が1年以上の組織）等		新たに農業分野に参入する企業、県外の農業法人
対象経費	研修旅費、専門家への謝金、種苗費、機械リース料、作業委託料等		農業機械等リース料、資材費、謝金、土壌改良、簡易な排水対策等
補助率（上限額）	10 / 10 以内 （300万円）	1 / 2 以内 （150万円）	1 / 2 以内 （400万円）

新たな産地や経営モデルなどによる地域農業の維持・発展へ！

福島県収入保険加入促進事業（継続）

1 目 的

様々なリスクに対応可能な収入保険に係る保険料の一部を助成し、加入促進を図ることにより、あらゆるリスクに対応できる持続可能な農業経営体への転換を促し、農業の担い手の育成・確保を図る。

2 事業内容

収入保険に新たに加入する次の者について、保険料の1/3を補助する。（過去に当該補助を受けた者を除く。）

○個人：令和9年保険について、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに加入申請した者

○法人等：令和8年度（事業年度の始期が令和8年4月1日～令和9年3月31日）を事業期間とする者で、令和9年2月28日までに加入申請した者

3 事業主体 福島県農業共済組合

4 事業費 7,638千円（国 一千円、県 7,638千円、その他 一千円）

5 補助率 農業者の負担する収入保険に係る保険料の1/3

6 事業期間 令和2年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

福島県収入保険加入促進事業

《趣旨》

様々なリスクに対応可能な収入保険に係る保険料の一部を助成し、加入促進を図ることにより、あらゆるリスクに対応できる持続可能な農業経営体への転換を促し、農業の担い手の育成・確保を図る。

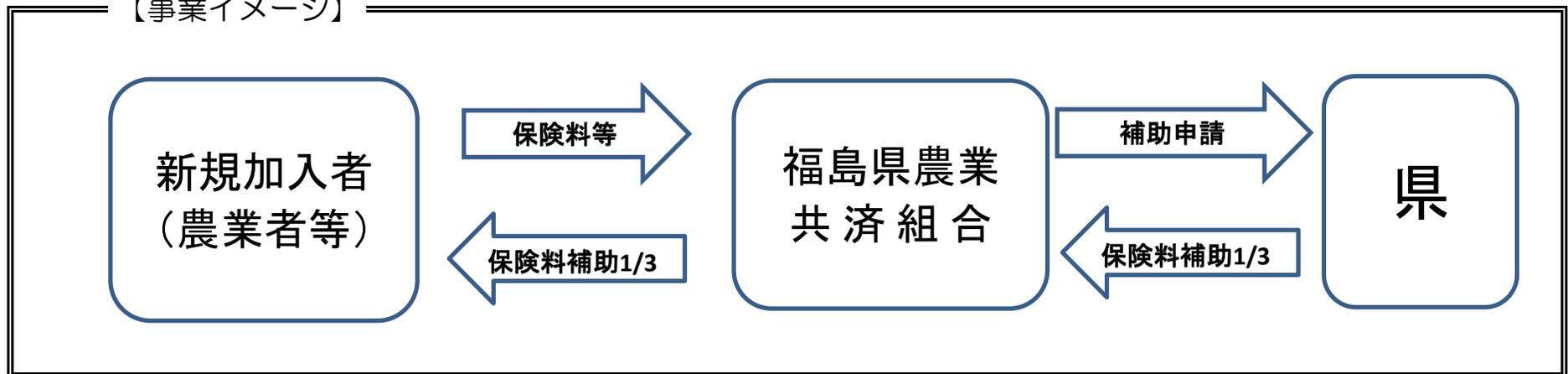
【事業内容】

収入保険に新たに参加する次の者について、保険料の1/3を補助する。(過去に当該補助を受けた者を除く。)

○個人：令和9年保険について、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに加入申請した者

○法人等：令和8年度（事業年度の始期が令和8年4月1日～令和9年3月31日）を事業期間とする者で、令和9年2月28日までに加入申請した者

【事業イメージ】



家畜疾病経営維持資金利子補給等事業（継続）

1 目 的

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、無保証料による資金の円滑な融通を図る。

2 事業内容

(1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

区分	融資枠	貸付対象先	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
経営再開資金	5億2千万円	発生農家	金融情勢により変動 （農家負担は無し）	（個人）2千万円 （法人）8千万円	7年以内（3年以内）
経営継続資金		移動制限・搬出制限区域内（※1）		100羽あたり	
経営維持資金		移動制限・搬出制限区域外		52,000円	

※1 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料を補助する。

・補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料

3 事業主体 2 (1) 農業協同組合等融資機関
 2 (2) 福島県農業信用基金協会

4 事業費 22,255千円（国 一千円、県 22,255千円、その他 一千円）

- 5 利子補給率 2 (1) 借受者が負担する貸付利率
 2 (2) 借受者が支払う保証料の10/10
- 6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

家畜疾病経営維持資金利子補給等事業

《趣旨》

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、保証料無料による資金の円滑な融通を図る。

【事業内容】

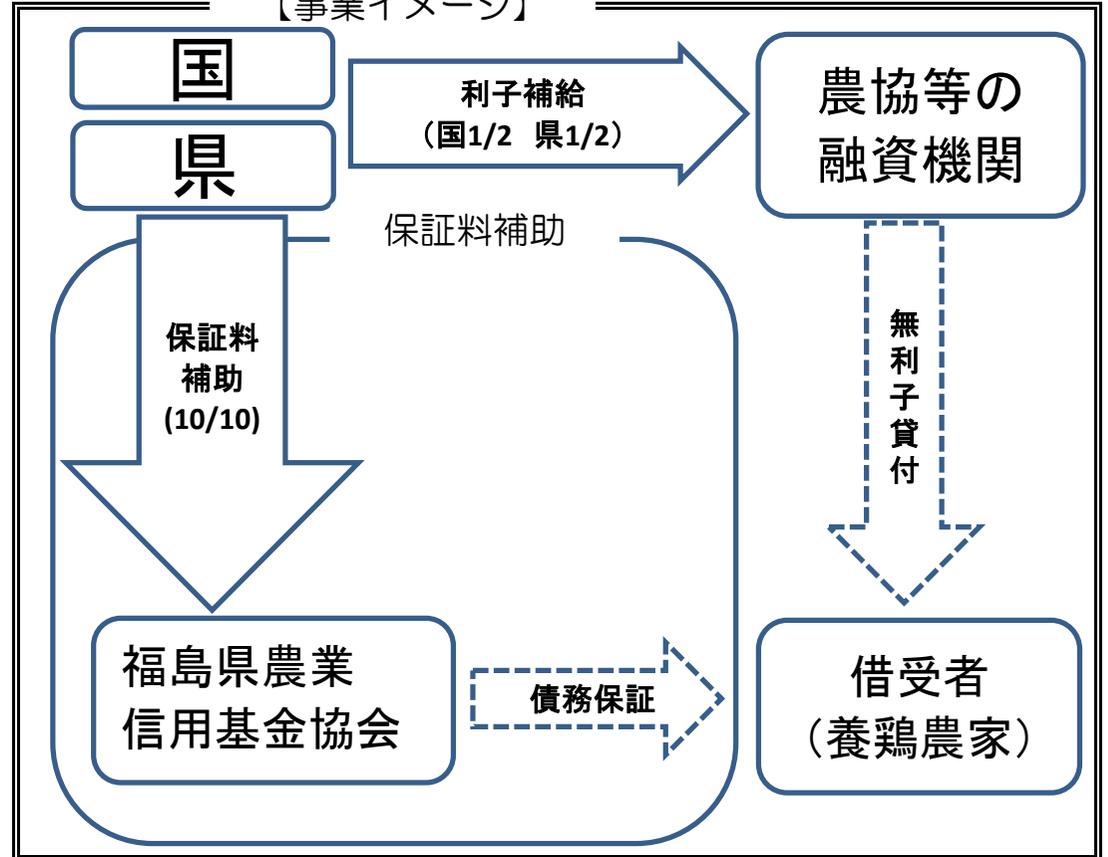
(1) 利子補給事業

- ① 貸付対象先
 - 経営再開資金 発生農家
 - 経営継続資金 移動制限・搬出制限区域内
※ 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。
 - 経営維持資金 移動制限・搬出制限区域外
- ② 貸付限度額
 - 経営再開資金 個人 2千万円、法人 8千万円
 - 経営継続資金 } 100羽当たり 52,000円
 - 経営維持資金 }
- ③ 償還期限
7年以内(据置期間3年以内)
- ④ 利子補給
借受者が負担する貸付利率
- ⑤ 取扱融資機関
農協、知事が指定する融資機関

(2) 保証料補助事業

- ① 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ② 補助率
借受者が支払う保証料の10/10

【事業イメージ】



福島県次世代漁業人材育成確保支援事業（継続）

1 目 的

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業においては、将来の漁業担い手を確保・育成することが不可欠であるため、必要な支援を行う民間団体等に対し補助を行う。

2 事業内容

(1) 次世代漁業人材確保支援事業

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業において、将来の漁業担い手の確保・育成に必要となる、新規就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入支援を行う民間団体等に対し、補助を行う。

3 事業主体 民間団体等

4 事業費 318,146千円（国 219,646千円、県 98,500千円、その他 一千円）

5 補助率 3/4以内

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業

本格操業に向け震災からの復興に取り組む福島県で、新規就業者などの就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援

〈事業開始までの流れ〉

①地域委員会

(漁協、リース事業者、行政機関等により構成)
支援対象者、リース漁船・漁具の内容、操業計画等を内容とする**地域計画を策定**

②漁業再開支援審査会

(福島県、業界団体、金融機関等により構成)
①の**地域計画を審査、承認**

③事業実施者

②で承認された地域計画に基づき、リース事業者が購入する**漁船・漁具の費用を補助**

④リース事業者

③で購入した**漁船・漁具を新規漁業者にリース**

⑤新規就業者等

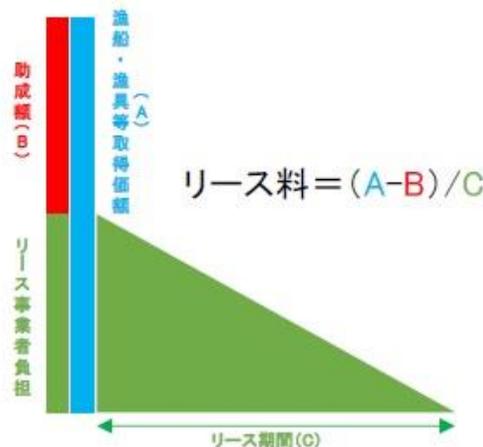
以下のいずれかに該当し独立・自営を目指す方
・「漁業担い手確保・育成事業」による研修を受けた方
・被災前に漁業に就業し、現在未就業の方
・漁業者の下で1年以上雇用就業したことがある方

リース漁船・漁具で操業(リース料の支払い)

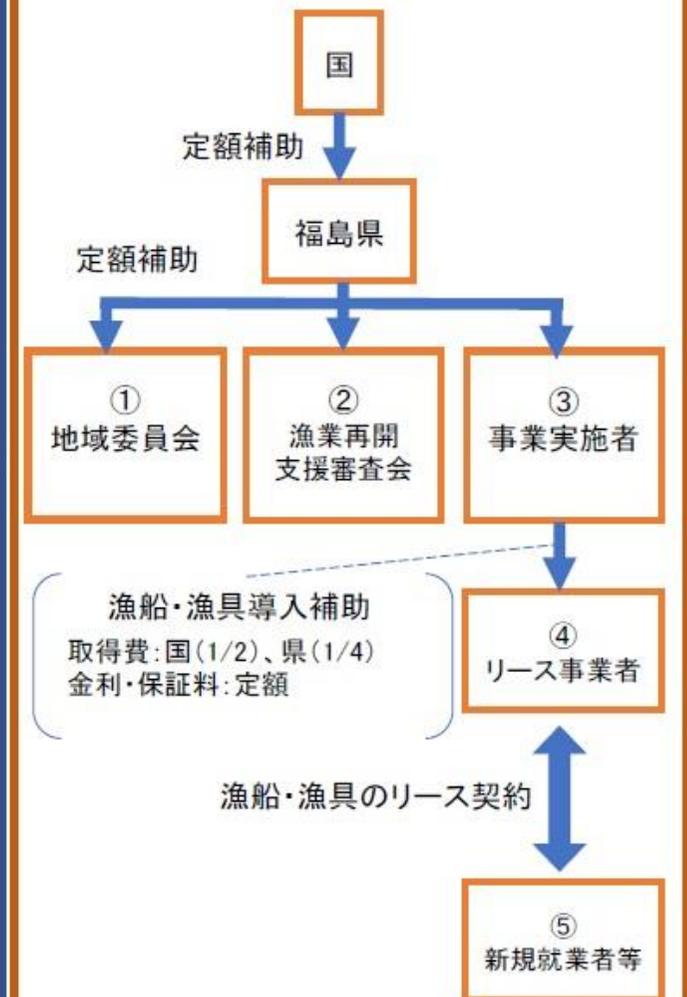
支援の対象

- ・漁船
- ・漁具 (船びき網、底びき網、まき網、養殖筏、船上クレーン、海水冷却装置、モニタリング機器、海苔等乾燥機、その他水産庁長官が認めるもの(たこかご等))
- ・漁船・漁具等の導入のために借り入れた資金の金利・保証料

リース料の支払いのイメージ



〈補助の流れ〉



林業アカデミーふくしま運営事業（継続）

1 目的

本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。

2 事業内容

(1) 研修運営費

林業アカデミーふくしまにおいて就業前長期研修及び短期研修を実施する。

(2) 管理運営費

林業アカデミーふくしま研修施設の管理運営を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 101,982千円(国 42,631千円、県 -千円、その他 59,351千円)

5 補助率 -

6 事業期間 令和5年度～令和9年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

林業アカデミーふくしまの概要

背景

- ・ 森林の再生、林業・木材産業の成長産業化の実現
- ・ 森林経営管理制度への対応
- ・ 新規林業就業者の減少、高い労働災害発生率

人材の確保・育成が喫緊の課題



林業研修拠点を運営
(林業アカデミーふくしま)

アカデミー概要



就業前長期研修の様子



	就業前長期研修	短期研修(テーマ別講座)
対象	林業就業希望者	市町村職員、林業従事者
期間	1年間(約1,250時限)	講座ごとに設定(計17講座)
定員	15名程度	講座ごとに設定
内容	知識の習得 技術の習得 資格の取得 インターンシップ等	実務に必要な知識習得 森林経営管理に資する知識 高度な技術の習得 等



短期研修の様子



ハーベスタシミュレーター

研修施設
令和4年9月供用開始
研修棟・実習棟、機械実習スペース
訓練機器及び最新ICT機器を配備



研修施設

運営体制
県(林業研究センター)が運営
外部からの支援体制を構築(林業アカデミー
ふくしま運営会議、サポートチーム)



運営会議

育成する人材像

実践力を有し、安全に現場作業を行える『人財』

地域の森林経営管理を担う『人財』

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（継続）

1 目 的

被災地域農業の復興を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

2 事業内容

(1) 福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業

労働力不足や環境負荷低減などの課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、資源循環システム構築等の実証試験を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 27,400千円（国 一千円、県 一千円、その他 27,400千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和12年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業(R3～R12)

被災地域農業の復興を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業

福島国際研究教育機構（F-REI）委託事業等を活用し、実証試験に取り組む。

【研究課題】

- 輸出対応型果樹生産技術の開発実証
- 育成センサーの開発と日本のスマート農業の創出
- 先端技術を活用した鳥獣被害対策システムの構築・実証
- 化学肥料・化学農薬に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証
- プラズマ生成装置開発と植物免疫向上による病害防除効果の実証
- 果菜類収穫作業の軽労化につながる協働ロボットの開発及び新たな協調作業体系の構築に関する研究
- 極端気象に適応する次世代型ハウス環境制御技術の開発



高品質ブドウ栽培技術の確立



機械収穫に適した栽培方法の開発

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業（継続）

1 目的

本県水産業の復興を進め、ふくしま型漁業を実現するため、I C T等の最先端技術を用いた新たな水産業を展開していくための実証研究を行う。

2 事業内容

(1) 効果的な種苗放流による資源安定化技術実証

魚体装着型移動生態観測装置を用いて、種苗放流対象魚種の行動及び海洋環境情報を収集し、効果的な種苗放流技術を実証する。

3 事業主体 県

4 事業費 24,451千円（国 一千円、県 185千円、その他 24,266千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業 (効果的な種苗放流による資源安定化技術実証)

【現状】

- 1) 原発事故により全ての沿岸漁業が操業自粛に追い込まれ、本格操業への移行期間として規模を縮小した操業は行われているものの、本来の漁業は再開されていない。
- 2) 漁業再開後も原発事故による風評被害が継続することが想定され、福島県漁業が産業として成立するためには、より効率的な漁業生産を可能とする必要がある。
- 3) 水揚げ量を増加させつつ、これまで増加した資源を持続的かつ有効的な利用が重要であり、また、資源管理を行う魚種数の拡大が求められる。
- 4) 水産資源を人為的に添加し、資源変動を安定させる栽培漁業への漁業者の期待は高く、種苗放流対象魚種の放流後の行動や生息環境等を把握し、効果的な種苗生産・放流技術を確認することが求められる。

【目標】

- 1) 種苗放流対象魚種の移動を把握するための技術の実証。
- 2) 種苗放流対象魚種の生息環境における海洋環境情報を収集し、最適放流手法を確認。
- 3) ICTインフラを用いた海洋生物の放射性物質汚染経路の把握と安全性の評価を実施する。

【研究期間】

2021年～

【主な実証地】

福島県相馬市
福島県いわき市、他

1. バイオテレメトリーによる移動生態把握技術の実証

- 1) 種苗放流対象魚種に魚体装着型移動生態観測装置を装着し放流
- 2) 対象種の移動を把握
- 3) バイオテレメトリー技術の実証

⇒放流種苗の移動把握技術を確認し、栽培対象種の移動・分布を把握



データロガー装着

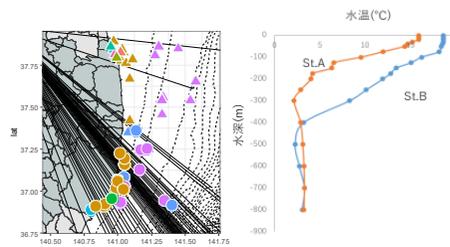


放流後の行動把握

2. 種苗放流効果の把握に係る技術実証

- 1) 対象種の移動をリアルタイムに把握
- 2) 海洋環境情報と生物の分布から放流効果評価手法を実証
- 3) バイオテレメトリーで回収された個体を精密測定

⇒放流効果評価手法開発
⇒生息場所の環境を把握



対象種の移動把握

海洋環境情報の取得

3. 河口域における放射性物質の分布状況

- 1) 放流種苗の生育場所である河口域の水溫、塩分及び濁度を連続的に把握
- 2) 環境中の放射性Csを測定
- 3) バイオテレメトリー回収個体の放射性Csを把握
- 4) 炭素窒素安定同位体比により放流種苗の食性を把握
- 5) 放射性セシウムと食性の関係から生育場の安全性、環境評価手法を実証



⇒生育場の放射性物質を評価
⇒生育場としての環境を評価

【社会実装の見通し】

種苗放流により資源を安定させ、持続的利用を図る栽培漁業の有効性は、広く漁業者に認知されている。技術導入による種苗生産・放流の効率化は漁業者の期待に添うものであり、速やかな社会実装が期待される。

福島県産農産物競争力強化事業（研究）（継続）

1 目 的

風評等により失っている福島県農畜産物の販売棚を取り戻すため、福島県産オリジナル品種等の販売促進に必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援することで、ブランド力の向上を促進し、福島県農畜産物の価格及び販売棚の回復を図る。

2 事業内容

- (1) 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種の開発
野菜、花き、果樹において、福島県オリジナルの新品種を開発するとともに、その品種の安定生産技術を開発する。
- (2) 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価
第2期復興・創生期間中に開発した和牛のおいしさの総合評価指数技術の社会実装に向け、測定技術を低コストかつ簡易化する。
- (3) 農産物の流通・加工技術の開発
第2期復興・創生期間中に把握した成果（機能性成分の局在やその成分を維持できる加工法）を踏まえて、市場ニーズに応えられる県産農産物の「強み」を明らかにする。

3 事業主体 県

4 事業費 71,666千円（国 71,561千円、県 一千円、その他 105千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和12年度

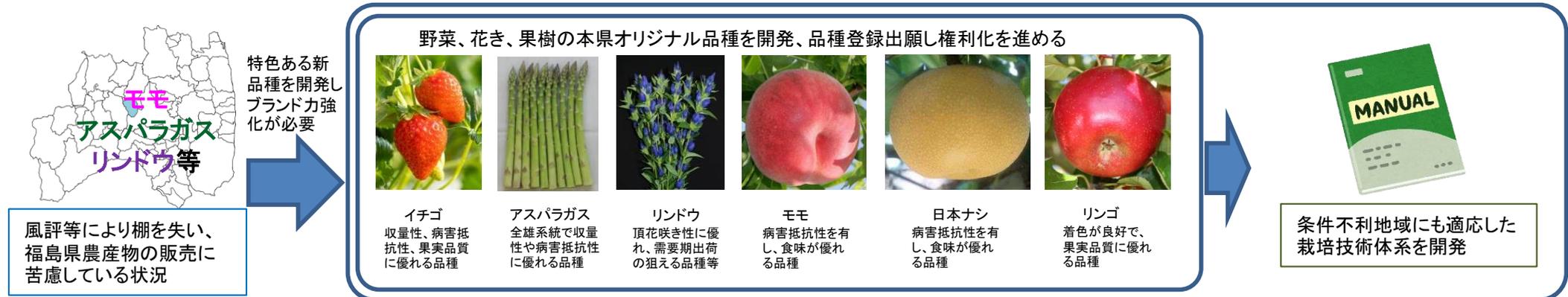
【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

風評等により失っている福島県農畜産物の販売棚を取り戻すため、福島県産オリジナル品種等の販売促進に必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援することで、ブランド力の向上を促進し、福島県農畜産物の価格及び販売棚の回復を図る。（令和12年度までに技術開発実施。）

1. 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種の開発

47(百万円)

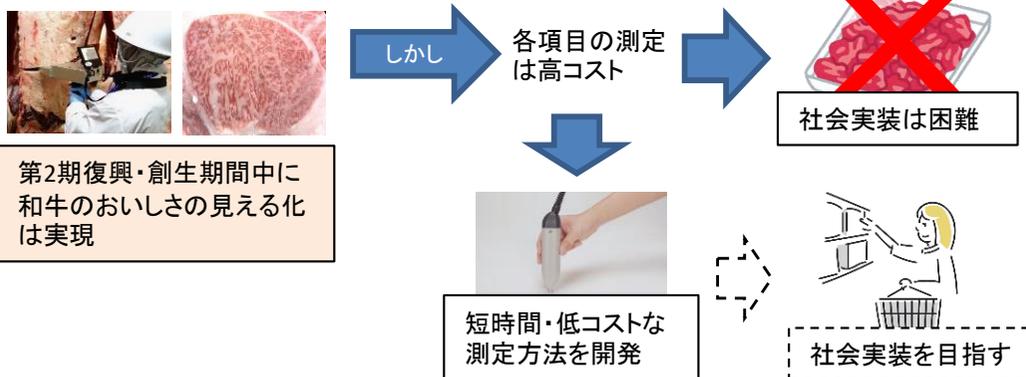
○風評払拭のため、国内外の競争に打ち勝つ特色ある福島県オリジナルの新品種を開発し、また、オリジナル品種の生産拡大のため、条件不利地域等での栽培技術体系も併せて開発することで、避難地域等における新たな産地を創造し、強固なブランドを確立する。



2. 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合評価指数

20(百万円)

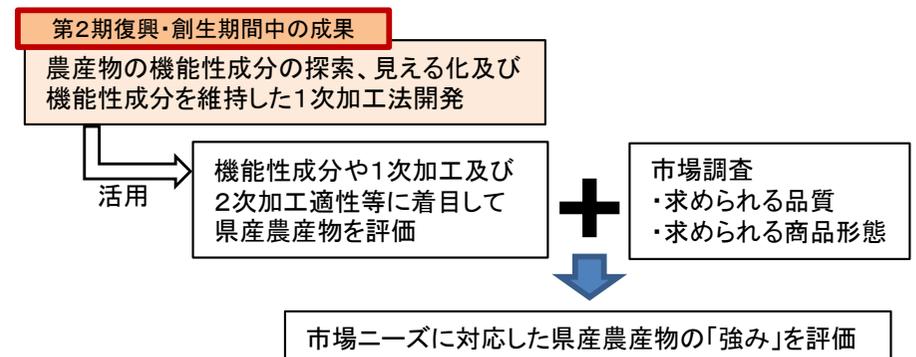
○第2期復興・創生期間中に開発した和牛のおいしさの総合評価指数技術を福島牛の育種に活用するため、測定技術を低コストかつ簡易化する。



3. 農産物の流通・加工技術の開発

5(百万円)

○第2期復興・創生期間中に把握した成果（機能性成分の局在やその成分を維持できる加工法）を踏まえて、市場ニーズに応えられる県産農産物の「強み」を明らかにする。



温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業（継続）

1 目 的

急激な気候変動による農作物への影響予測とともに高温及び病害虫の発生等に対応した収量、品質を維持するための安定生産技術を早期に開発する。また、急速に進む農業の担い手不足対応のための省力化、軽労化、中山間地域対策、生産基盤改良等の技術を開発する。

2 事業内容

(1) 温暖化・異常気象に対応した生産技術開発事業

気候変動による農作物への影響予測とともに、高温、湿害及び病害虫の発生等に対応した収量、品質を維持するための安定生産技術を早期に開発する。

(2) 担い手減少に対応した生産基盤づくり推進事業

農業の担い手不足対応のため省力化、軽労化、中山間地域対策、生産基盤改良等の技術を開発する。

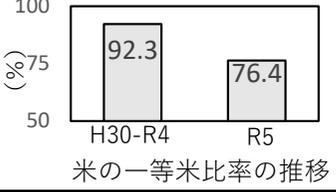
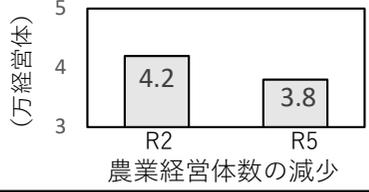
3 事業主体 県

4 事業費 53,874千円（国 一千円、県 53,770千円、その他 104千円）

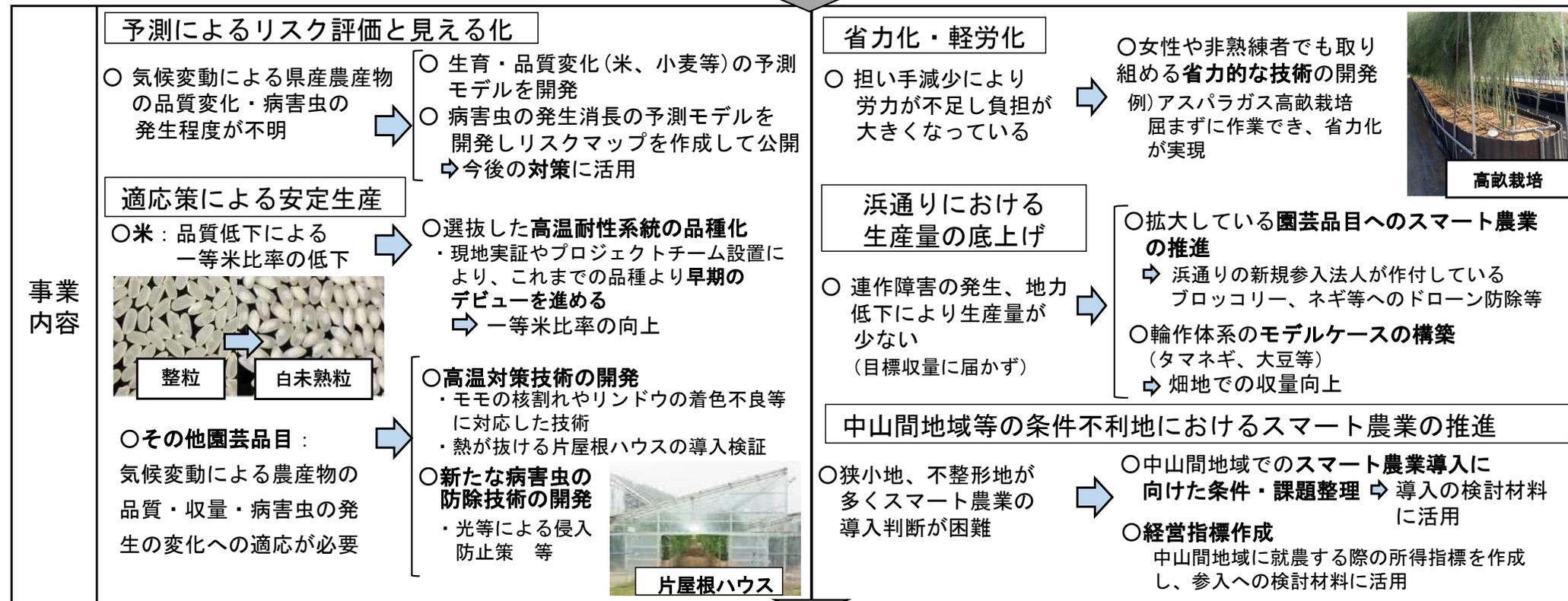
5 補助率 ー

6 事業期間 令和7年度～令和9年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

	温暖化・異常気象に対応した生産技術開発事業	担い手減少に対応した生産基盤づくり推進事業
問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化の影響による高温や病虫害の発生等による農作物の収量や品質低下（米一等米比率低下、米の特A産地から陥落、品質の不安定）  <p>米の一等米比率の推移</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域等の条件不利地域での深刻な担い手不足  <p>農業経営体数の減少</p>
現場の声	<ul style="list-style-type: none"> ○夏の高温下においても安定した生産を可能とする栽培技術や品種開発が必要 ○急激な温暖化により高温耐性品種への切り替えや高温に対する適応策を緊急に構築する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性（新規就農者のうちの3割）や非熟練者でも容易に取り組みめる省力化技術の開発が必要 ○浜通りで新たな園芸品目（タマネギ等）による法人等の新規参入が進むが、生産量が少ないため地力・生産力の回復が必要 ○人材不足が著しい中山間地域においてスマート農業導入を円滑に進められるよう前提となる調査が必要

既存の研究では急激な変化に対応できていないため、急速に進む温暖化・異常気象や担い手不足等に対応した農作物の安定生産技術を開発する必要



「温暖化」と「担い手の減少」を集中的に研究 → 本県農業の維持・発展に貢献

農地利用集積対策事業（継続）

1 目 的

農地中間管理機構が担い手への農地集積と集約化のために行う事業に必要な経費を助成するとともに、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を行った地域に対して支援金を交付し、農地の集積・集約化を促進する。

2 事業内容

(1) 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が農地を借り入れ、担い手へまとまりのある形で貸し付ける取組に必要な経費等を助成する。

(2) 農地集約化促進事業

ア 集約化加速タイプ

農地中間管理機構から転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付する。また、大規模な農地の集約化や誘致する団地の創出に取り組む地域に支援金を加算する。

イ 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域に支援金を交付する。

3 事業主体 (1) (公財) 福島県農業振興公社 (2) 市町村

4 事業費 1, 124, 846千円 (国 1, 079, 780千円、県 45, 003千円、その他 63千円)

5 補助率 (1)、(2) 定額

6 事業期間 平成26年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農地利用集積対策事業

- 農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要
- 本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現

事業内容

① 農地中間管理機構事業

(農地中間管理機構への支援)

機構が農地集積等に取り組むために必要な経費を助成

② 農地集約化促進事業

(地域への支援)

地域計画の実現に向け、農地バンクを通じた貸借・農作業受委託により、農地の集約化等に取り組む地域を支援

農地中間管理事業の仕組み

農地を貸したい方

- ・離農、規模縮小を考えている
- ・自分で耕作できなくなった
- ・農地集積に協力したい

農地を借りたい方

- ・規模拡大を考えている
- ・まとまった農地を借りたい

機構が農地を
借り入れます

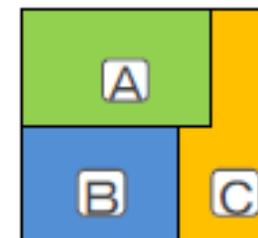
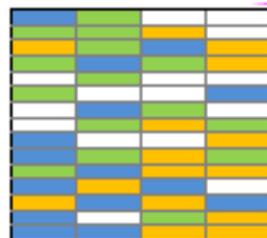
農地中間管理機構
(農地集積バンク)
(福島県農業振興公社)

機構から農地
を転貸します

目標 (令和12年度)

担い手への農地集積75%以上

地域内の分散・錯
綜した農地利用



担い手ごとに集約
化した農地利用

農地の集積・集約
化でコスト削減

農村環境整備事業実施計画費（継続）

1 目 的

営農条件を改善するための農地整備を始めとした農業農村整備を計画的かつ効率的に推進するために、事業調査計画に関する整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定めた事業計画を策定する。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

【下里川南地区（田村市）ほか 29地区】

- | | |
|--------|---|
| 3 事業主体 | 県、市町村、土地改良区 |
| 4 事業費 | 310,711千円（国 310,700千円、県 11千円、その他 1千円） |
| 5 補助率 | 農地整備事業、水利施設整備事業、防災減災事業、長寿命化・防災減災事業 国定額
農村整備事業、農山漁村地域整備交付金 国50% |
| 6 事業期間 | 平成24年度～令和12年度 |

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】

農村環境整備事業実施計画（継続）

令和8年度当初予算 310,711千円

【国事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、水利施設等保全高度化事業、農村整備事業、農山漁村地域整備交付金】

I 事業内容

営農条件を改善するための農地整備を始めとした農業農村整備を計画的かつ効率的に推進するために、事業調査地区に関する整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定めた事業計画を策定する。

II 令和8年度の実施内容

農地整備事業

ほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。
【下里川南地区（田村市）ほか 8地区】

防災減災事業

ため池の整備や廃止や排水機場の更新等に向けて必要な事業計画の策定を行う。
【大沢地区（喜多方市）ほか 6地区】

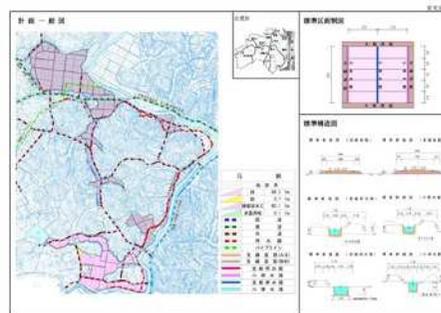
水利施設整備事業

幹線用水路等の整備や水利施設の長寿命化対策に向けて必要な事業計画策定を行う。
【三ツ森溜池地区（大玉村）ほか 4地区】

農村整備事業

農業集落排水施設の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。
【多田野（郡山市）ほか 8地区】

III 事業のイメージ



事業計画書（成果品）



地域の合意形成



整備前



整備後

事業計画に基づき事業を実施
（沢井地区(石川郡石川町)）

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

1 目 的

農業の競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化に対応した農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構と連携して実施する。

2 事業内容

(1) 経営体育成基盤整備事業

大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【高久田地区（鏡石町）ほか 6地区】

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【梁取地区（只見町）ほか 19地区】

(3) 経営体育成促進事業

ア 調査・調整事業

土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。

イ 指導事業

県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。

ウ 促進事業

整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。

(4) 農用地集団化事業

土地改良事業予定地区等において、農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び育成すべき経営体への農用地の集積の促進を図ることで、事業採択後の業務を円滑にする。

3 事業主体 県

((3) ア、(3) ウ、(4) は、市町村、土地改良区)

- 4 事業費 6,224,805千円(国 3,538,038千円、県 1,921,918千円、その他 764,849千円)
- 5 補助率 (1) 国50～55%：県27.5%
(2) 国62.5%：県27.5%
(3)
ア 国50～55%：県10～10.5%
イ 国50～55%：県45～50%
ウ 国55%：県22.5%
(4) 定額、または国50%：県50%
- 6 事業期間 平成23年度～令和14年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

令和8年度当初予算 6,224,805千円

【国事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村地域整備交付金、土地改良融資事業等指導監督費補助金】

I 目的

農業の競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化に対応した農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構と連携して実施する。

II 事業内容

経営体育成基盤整備事業

大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【高久田地区（鏡石町）ほか 6地区】

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。

【梁取地区（只見町）ほか 19地区】

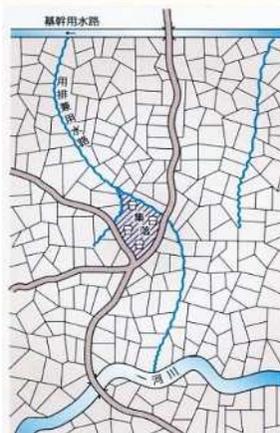
経営体育成促進事業

- 調査・調整事業** . . . 土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。
- 指導事業** . . . 県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。
- 促進事業** . . . 整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。

農用地等集団化事業

土地改良事業予定地区等において、農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び育成すべき経営体への農用地の集積の促進を図ることで、事業採択後の業務を円滑にする。

III 事業のイメージ



沢井地区（石川町）

かんがい排水事業 他（継続）

1 目 的

老朽化が進行している国・県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設等について、農業用水の安定供給と農業生産性の向上を図るため、施設の修繕、改修、更新等の長寿命化対策を実施する。

2 事業内容

- (1) かんがい排水事業
農業生産の基礎となる水利用の合理化を推進し、農業生産向上を図るため、水路トンネルを新設する。
【吉ヶ平1期地区（会津若松市）】
- (2) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（一般・県単）
機能保全計画に基づき、基幹的農業水利施設の補修・更新工事を実施する。【新安積（三期）地区（須賀川市ほか）ほか4地区】
- (3) 県営水利施設長寿命化対策事業
老朽化の進行に伴い災害リスクが高まっている農業水利施設の長寿命化対策として補修・更新工事を実施する。
【今泉地区（新地町ほか）ほか1地区】
- (4) 県営農業農村施設維持管理事業
老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【浜田2期地区（須賀川市）ほか1地区】
- (5) 団体営農業農村施設維持管理事業
老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【土田堰2期地区（猪苗代町）ほか8地区】
- (6) 土地改良施設維持管理適正化事業
 - ア 標準型
土地改良施設の維持補修を行うための資金造成に対する補助を行う。
 - イ 防災減災機能強化型
農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化及び省力化に資する施設整備のための資金造成に対する補助を行う。
 - ウ 緊急整備型
緊急的に必要となる施設の修繕に対する補助を行う。

(7) 復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）

請戸川地区の県営付帯施設のうち、下流受益地で営農再開を予定している施設について、機能保全計画の策定と補修工事を行う
【請戸川地区（浪江町ほか）ほか1地区】

3 事業主体 (1)～(4)、(7) 県、 (5)～(6) 市町村等

4 事業費 1,766,559千円（国 1,025,034千円、県 472,196千円、その他 269,329千円）

5 補助率

(1) 国50%：県25% (2) 国50%：県29% (3) 国50%：県31% (4) 国50%：県31%

(5) 国50%～定額：県14% (6) 国30%～50%：県20～30%、国50% (7) 国75%：県12.5%

6 事業期間 平成23年度～令和13年度

【(1)～(5) 担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7412】

【(6)～(7) 担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-1419】

かんがい排水事業 他（継続）

令和8年度当初予算 1,766,559千円

【国事業名：水利施設保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業、福島再生加速化交付金】

I 目的

老朽化が進行している国・県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設等について、農業用水の安定供給と農業生産性の向上を図るため、施設の修繕、改修、更新等の長寿命化対策を実施する。

II 事業内容

かんがい排水事業（一般型）

農業生産の基礎となる水利用の合理化を推進し、農業生産向上を図るため、水路トンネルを新設する。【吉ヶ平1期地区（会津若松市）】

基幹水利施設ストックマネジメント事業（一般・県単）

機能保全計画に基づき、基幹的農業水利施設の補修・更新工事を実施する。【新安積（三期）地区（須賀川市ほか）ほか4地区】

県営水利施設長寿命化対策事業

老朽化の進行に伴い災害リスクが高まっている農業水利施設の長寿命化対策として補修・更新工事を実施する。【今泉地区（新地町ほか）ほか1地区】

県営農業農村施設維持管理事業

老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【浜田2期地区（須賀川市）ほか1地区】

団体営農業農村施設維持管理事業

老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【土田堰2期地区（猪苗代町）ほか8地区】

土地改良施設維持管理適正化事業

- 標準型
土地改良施設の維持補修を行うための資金造成に対する補助を行う。
- 防災減災機能等強化型
農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化及び省力化に資する施設整備のための資金造成に対する補助を行う。
- 緊急整備型
緊急的に必要となる施設の修繕に対する補助を行う。

復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）

請戸川地区の県営付帯施設のうち、下流受益地で営農再開を予定している施設について、機能保全計画の策定と補修工事を行う。【請戸川地区（浪江町ほか）ほか1地区】

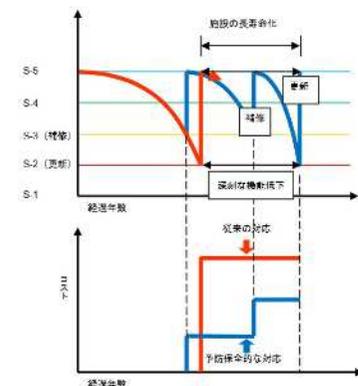
III 事業のイメージ



会津大川地区（会津若松市・会津美里町）

ストックマネジメントとは

施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取組み



福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業（継続）

1 目 的

生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、情報発信を一体的に行うことで、ブランド力強化を図るため、各産地の県産農林水産物の市場調査、消費者動向調査、認知度調査などの精緻な調査を実施するとともに、産地のブランド力強化に向けた取組を支援する。

2 事業内容

(1) ならではのプラン推進事業

各産地の農林水産物の市場調査等により生産から消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、産地・品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画を策定・実践する。

(2) ならではのプラン実践促進事業

農林水産物の高付加価値化・生産力強化を目的に、プランの実践に伴い生じるテストマーケティング費用（市場拡大に伴うテスト、物流の合理化を図る取組など）を支援する。

3 事業主体 (1) 県 (2) 農業団体等

4 事業費 52,202千円（国 49,966千円、県 一千円、その他 2,236千円）

5 補助率 定額

6 事業期間 令和5年度～令和8年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和8年度 福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業

現状

○東日本大震災及び原子力災害以降、福島県産農林水産物等の価格は、風評によって主要農産物等で東日本大震災以前の水準に回復していない。
○SDGsや新型コロナウイルス感染症拡大、社会情勢の変化等により、消費者ニーズが多様化している。

対応

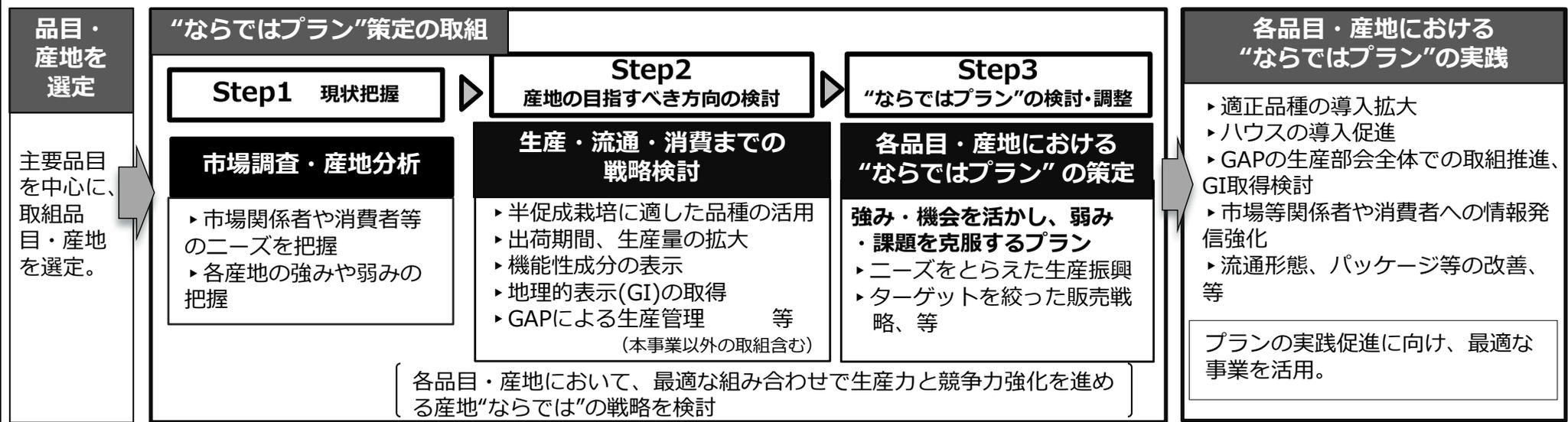
「福島ならではの」の取組により、各地域の農林水産物の高付加価値化や生産力強化等のブランド力の底上げを図り、風評の払拭と本県の農林水産業の復興を図る。

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針（令和4年9月策定）

市場調査等により市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、県産農林水産物の高付加価値化と生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。

取組イメージ

各地域農林水産物の精緻な調査により、生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画を策定・実践する。



事業内容

【予算額（全体）：52,202千円】

1 ならではのプラン推進事業

（委託料）【予算額：25,000千円】

- ▶ 産地・品目毎に、戦略策定の下地となる市場調査・産地分析を実施する。
 - ・実施主体：県
 - ・県内3産地対象

（事務費）【予算額：5,202千円】

- ▶ 市場調査・産地分析の実施に係る経費、およびプランの実践促進にかかる経費等の事務経費を想定し計上。（策定3産地、実践11産地）

2 ならではのプラン実践促進事業 【予算額：22,000千円】

- ▶ 農林水産物の高付加価値化・生産力強化を目的に、プランの実践に伴い生じるテストマーケティング費用（市場拡大に伴う輸送テスト、物流の合理化を図る取組など）を支援する。
- ▶ プラン策定の翌年度から3年間活用可能。※R8年度は11産地
 - ・事業実施主体：生産者団体等
 - ・補助率：定額、上限2,000千円/産地

農林水産業情報発信強化事業（継続）

1 目 的

県産農林水産物が品質・価値に見合う適切な評価を得られるよう、生産者の思いや創意工夫とともに、おいしさや新たな価値など、福島ならではの魅力を職員自らが動画として制作し、SNS 等により県内外に広く・タイムリーに発信する。

2 事業内容

(1) 農林水産業情報発信強化事業

生産現場等をよく知る農林水産部職員自らが、情報発信の知識を身につけるとともにスキルアップを図り、福島ならではの産地の取組等について情報発信を持続的に行う。

(2) 農林水産部情報発信拡散事業

公式YouTubeを活用したキャンペーンの実施や、イベント等でデジタルサイネージを活用した動画放映等を通し、より多くの方に情報発信の動画・取組を周知（拡散）する。

3 事業主体 県

4 事業費 4,669千円（国 一千円、県 4,669千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和12年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】



FA宣言

福島ならではの農林水産物の魅力や生産現場の情報を職員が所属にとらわれず自由に発信します！



ターゲット等
WEB配信等(県内外)
若年層 デジタルコンテンツが身近な世代
中年層 おいしさ・安全性への高い関心 クックパッドフォロワー等への発信
実需者 量販店の電子ポップでの活用等 ※トップセールス・商談会等でも活用
リアル発信(県内外)
幅広い年齢層 特に高齢層 YouTubeやインターネットをあまり活用しない世代も含めた情報発信
動画のクオリティ向上 農林水産部職員 制作する動画のクオリティ向上を図り、より多くの視聴者に取組を周知

情報発信強化事業

「ふくしま旬物語」 	● ももやアスパラ等、ふくしまの主力品目の動画をストーリー仕立てで作成・発信 ※本県を代表する品目を中心に、毎年テーマを絞って選定
「1400のネタばらし」 	● 各地域の特色ある品目や生産を支える取組等を職員自らが取材・発信
テキスト形式	● 福島県の郷土料理や県産農林水産物のレシピを生産者・産地情報と合わせて発信

情報発信拡散事業

キャンペーン実施 	● 公式YouTubeチャンネルで公開されている動画等に関するクイズに正解した方から抽選で県産農林水産物をプレゼントし、直に魅力を感じていただく
イベント出展 	● 各種イベントに出展し、「農林水産部FA宣言」の取組をより多くの方に直接PRする

情報発信強化事業

県政広報テレビ 広報誌 テレビ 新聞 等 	● 県産農林水産物の魅力や県オリジナル品種等の情報を発信 ● 県産農林水産物や現地のイベント等の取材候補 [品目や取材先] を案内し、放映・掲載回数の増加を図る【翌月の情報を提供】 ● 市町村・JA等が発行する広報誌との連携・発信【適宜】
技能研修会 	● 動画制作会社等を講師とした研修会を開催、動画撮影・編集手法を習得
撮影機材整備 	● 農林水産部各所属に撮影機材を整備

農林水産業デジタルプロモーション事業（新規）

1 目的

本県農林水産物の風評を払拭し、復興・再生を加速化させるために、県内市町村と連携した農林水産物PR動画の制作及び本県農林水産部公式YouTubeチャンネルによる配信、Web 広告、SNS運用等により、本県農林水産物の魅力を広く発信する。

2 事業内容

- (1) 本県農林水産部公式YouTubeチャンネル広告動画の制作及びSNS動画広告プロモーション
- (2) 市町村の特産農林水産物に関するPR動画の作成及びPR資材の制作
- (3) 本県農林水産部公式YouTubeチャンネルに対応するInstagramの開設及び運営支援

3 事業主体 県

4 事業費 30,000千円（国 15,000千円、県 15,000千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和8年度～令和10年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】



福島県農林水産部
FA宣言

Fukushima Forestry Fishery Appeal Agriculture

福島ならではの農林水産物の魅力や生産現場の情報を職員が自由に発信

農林水産業
情報発信強化事業

部公式SNS
による発信

職員向け
動画研修

▽福島県農林水産部公式YouTubeチャンネル（＝部公式チャンネル）

チャンネル名	チャンネル主旨
ふくしま旬物語	本県主力品目の動画をストーリー仕立てで発信
1400のねばらし	各地域の特色ある品目や生産を支える取組等を職員自らが取材・発信

現状
取組

課題

①認知度不足

- 各チャンネルが知られていない、接触の機会が少ない

②目玉となるコンテンツがない

- 継続した動画投稿によりコンテンツ数が充実している一方、再生回数の高い目玉（つかみ）となるコンテンツがない。

③他媒体との連携

- チャンネルへの流入経路がYouTube上の表示（トップページのおすすめ動画等）のみに限定されている。他チャンネル、SNS等と連動する等、流入経路の多角化が必要。

新
事業
概要

① 部公式チャンネル広告動画の制作

- 各チャンネルに対応する**広告動画を制作**
- 制作した広告動画を**web広告（YouTube動画広告等）により拡散**

【効果】

- 部公式チャンネルへの接触機会増、認知度向上

※各取組のターゲットは20代及び30代とする。
⇒SNS利用率が高く使用しているSNS媒体の種類も多い。
動画やリンクをシェアする文化が根付いているため、
他世代への拡散も期待できる。

② 県内市町村の特産農林水産物のPR動画の制作

- 県内市町村の**特産農林水産物を取り上げた動画（2本）を制作**し、部公式チャンネル（1400のねたばらし）により発信
- 当該動画に本県農林水産物に縁がある**著名人がコラボ出演、相互のチャンネルに動画掲載**することで**拡散性向上**

【効果】

- チャンネルに関する話題性の醸成
- 目玉となるコンテンツを置くことで、一過性ではなく、他動画も含めた継続した視聴が期待できる。
- 著名人が所有するチャンネルへの動画掲載による部公式チャンネルへの認知度向上

③ 部公式チャンネルInstagramの開設、発信

- 部公式チャンネルに通常掲載している動画の**情報に加え、①②の動画情報も投稿**

【Instagramのメリット】

- ReelsとYouTubeショートとの連携により相互流入が可能。（Xは文章中心で動画連携の相性は相対的に低い）
- 20代、30代の利用率が高い。（Facebookは当該年代で利用率が低下傾向）

【効果】

- Instagramのユーザーを部公式チャンネルへ誘導※①②の取組効果の増加も期待できる。

拡散性の高い情報発信により、部公式チャンネルの視聴回数増加、ひいては本県産農林水産物の魅力の認知度向上、風評の払拭につなげる

第三者認証GAP等取得促進事業（継続）

1 目的

産地の信頼回復・向上を図り、風評払拭を効果的に進めるため、産地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を拡大するとともに、その取組を消費者等に効果的に情報発信する。

2 事業内容

(1) 第三者認証GAP導入支援事業

GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の認証取得や継続に係る経費を支援する。

(2) 産地のGAP指導体制の構築

ア 普及指導員等による産地の点検・指導、生産者の意欲の醸成、GAPを通じた農業経営改善に向けた実践支援等の活動を展開する。

イ FGAP認証を希望する生産者の取組の審査を第三者機関に委託する。

ウ 県域農業団体による産地に対する指導助言等に要する経費、市町村によるGAP認証取得に向けた生産者の支援、及び消費者や実需者のニーズに対応したGAP認証農産物の活用支援に要する経費を支援する。

エ 専任の推進員による団体認証取得の拡大推進、国際水準へ引き上げたFGAPの理解促進活動を委託する。

(3) GAPの見える化による消費者の理解促進

産地や生産者情報を集約して消費者等に発信するとともに、産地と実需者のマッチングを支援し、販路拡大を図る。

- | | |
|--------|------------------------|
| 3 事業主体 | 2の(1) 農業者、農業法人、出荷団体等 |
| | 2の(2) ア、イ、エ 県 |
| | ウ 県域農業団体、県域出荷団体等、市町村 |
| | 2の(3) 県 |
| 4 事業費 | 237,000千円（国 237,000千円） |
| 5 補助率 | 定額 |
| 6 事業期間 | 平成28年度～令和8年度 |

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

【目標】 第三者認証GAP等に取り組む経営体数 1,800経営体（令和12年度）

課題と対応

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○県職員の支援が受けられ、経費の安価なふくしま県GAP（FGAP）の取得件数増加 ○GAP認証農産物に対する実需者のニーズに生産側が応えられず取引に至らない ○流通・小売業者、消費者の認知度が低く、認証取得の機運が停滞している | 

 | <ul style="list-style-type: none"> ○増加するFGAPの申請に対して、審査員の体制整備 ○生産部会等による団体認証の取得推進により、GAP認証農産物の生産拡大を図る ○GAP取得産地と実需者とのマッチングを支援し、取引拡大と消費者へのPRを図る。 |
|---|---|---|

目標達成に向けて、支援を強化

事業概要

第三者認証GAP導入支援事業【91,000千円】

- 継続 第三者認証GAP（GLOBAL G.A.P./ASIAGAP/JGAP）及びふくしま県GAP（FGAP）の認証取得や維持・更新に係る経費の支援

産地のGAP指導体制の構築【121,000千円】

- 継続 FGAP現地審査事務の審査員の体制整備
- 継続 専任の推進員による認証取得支援
- 継続 県、県域農業団体や市町村によるGAP導入拡大、PR等の取組経費の支援

GAPの見える化による消費者の理解促進【25,000千円】

- 継続 認証取得農場の取組情報等の発信、取扱や販路の拡大に向けた取組強化
- 継続 GAP取得産地等と実需者とのマッチングモデルの創出

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 目 的

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）のモニタリング検査を実施し迅速に公表する。

3 事業主体 県

4 事業費 410,836千円（国 410,284千円、県 一千円、その他 552千円）

5 補助率 一

6 事業期間 平成25年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

農林水産物等緊急時モニタリング事業

県産農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

出荷確認検査

○対象品目：生産・出荷・摂取量が多い品目
(穀類、野菜、果実、原乳、肉類、
鶏卵、山菜、きのこ、水産物、
飼料作物等)

○検査点数：前年度までのモニタリング検査の結果等を踏まえ、品目ごとに点数を設定。

例：玄米

モニタリング検査への移行年次により、段階的に低減

1～3年目→旧市町村単位で3点

4年目→旧市町村単位で1点

5年目→市町村単位で3点

6年目以降→市町村単位で1点

※限られた地域の中で生産、流通する品目については農林事務所等に配置した簡易分析装置で検査。

出荷制限等解除に向けた検査

○対象品目：出荷制限等の解除を目指す品目等を対象に実施。

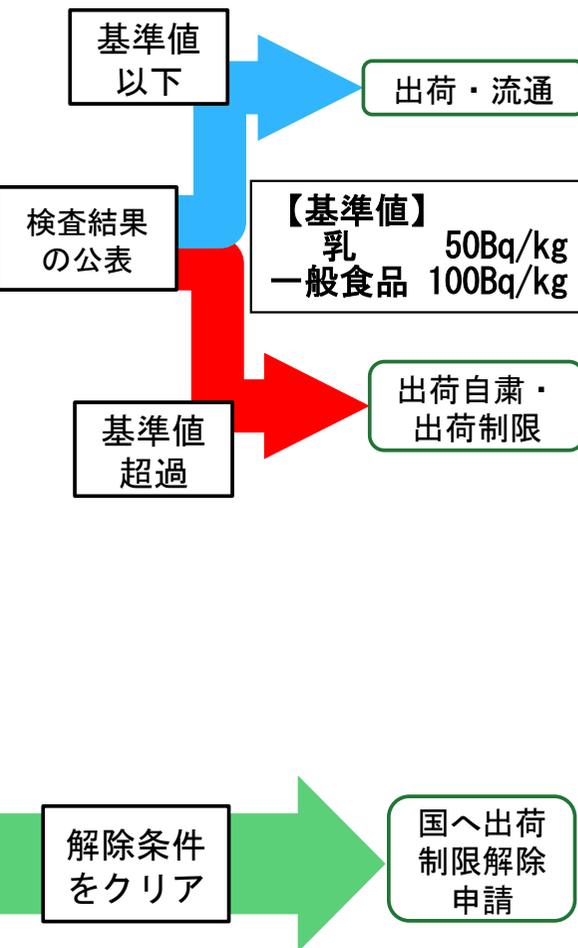
○検査点数：出荷制限等の状況を踏まえ品目ごとに点数を設定。

分析

【農業総合センター】



ゲルマニウム半導体検出器で分析



※市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下など。

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 目 的

県産農林水産物に対する消費者の信頼向上に向けて、産地が行う放射性物質検査や検査結果を分かりやすく迅速に提供する安全管理システムの運用等を支援する。

2 事業内容

- (1) 安全管理システム強化対策事業
産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。
県産米の安全を確保するための説明会の開催やモニタリング移行地域で基準値を超過した場合の体制を整備する。
- (2) 安全管理システム地区推進事業
産地における分析機器等の整備、地域協議会の設置と運営等を支援する。
- (3) 安全・安心見える化対策事業
ふくしまの恵み安全管理システム等により情報を発信する取組を支援する。
- (4) 海の恵み安全・安心推進事業
試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、漁業者団体等が行う放射性物質検査を支援する。

3 事業実施主体	県 (2-(1))、県協議会 (2-(1)(2)(3))、地域協議会 (2-(2)(3))、県漁連 (2-(4)) 等
4 事業費	355,972千円 (国 355,952千円)
5 補助率	10/10以内
6 事業実施期間	平成24年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342
生産流通総室水田畑作課、園芸課、水産課、森林林業総室林業振興課】

ふくしまの恵み安全・安心推進事業

産地における自主検査

農家や出荷ロット毎に行う野菜・果物などの自主検査、米の全量全袋検査を実施するとともに、検査結果を「ふくしまの恵み安全管理システム」にて分かりやすく発信

地域の恵み安全対策協議会等
48協議会(市町村、JA、出荷団体等から構成)
水産物は福島県漁業協同組合連合会

- ◎地域協議会の設置
- ◎野菜・果物、きのこ・山菜、水産物等の自主検査(全域)
- ◎検査機器等の整備
- ◎米の全量全袋検査(一部市町村)



分析機器:簡易分析装置

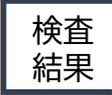


分析機器:全量全袋検査機器



ふくしまの恵み安全対策協議会
(県及び県域の団体等で構成)

- ・県協議会の開催
- ・安全管理システムの管理運営
- ・精米ラベル作成・貼付推進
- ・検査の取組PR



安全管理システム
(検査結果、取組確認
産地情報等)

生産者、生産者グループ、産地など

消費者や流通・販売事業者等

安全管理システム緊急強化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●県による産地支援 ●米の安全確認体制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●県協議会の運営
安全管理システム地区推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会の運営 ●検査機器の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムのPR・活用促進 ●検査機器の点検・修繕
安全・安心見える化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●検査・データ管理人員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムの運営
海の恵み安全・安心推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●検査機器の点検・修繕 ●検査・データ管理人員の配置 	

(別事業)
農林水産物等緊急時モニタリング事業

国のガイドラインに基づき県が市町村や地域毎に検査を実施 ※基準値以上は出荷停止

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（継続）

1 目 的

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド化の推進や常に消費者の手が届く環境を拡大するためのさらなる販売棚の確保、情報発信によるイメージ向上の取組等により、県産農林水産物の価格ポジションを震災前の水準に戻すことで、本県の基幹産業である農林水産業の復興を目指す。

2 事業内容

(1) 「ふくしま」ブランド拡大推進対策

福島ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るとともに、「オールふくしま」で販路拡大に取り組むことで、全国の消費者に本県への親近感を浸透させ、風評の払拭を目指す。

ア ふくしま農林水産物ブランディング事業

県産農林水産物の更なるブランド力向上のため、消費者に魅力や価値が伝わるような販売促進フェアを開催するとともに、フェアを通じ流通関係者との関係性を強化し、店舗などにおける定番品としての採用や新規取扱の創出を狙う。

マーケットイン調査の実施や、これまで実施したマーケットイン調査の結果を基に実証調査等を行うことで、マーケティング活動を強化し、価格ポジションや販路の回復を図る。

イ 農林水産物マッチング事業

県産農林水産物の魅力、安全に対する取組への理解促進や販路拡大につなげるため、食品流通・小売・飲食店事業者を対象としたマッチング支援（商談会・交流会・産地視察等）を実施することで一層の販路拡大を図る。

ウ おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン事業

県内量販店等において県産農林水産物の消費拡大キャンペーンやトップセールスを行うとともに直売所等での意見交換会等を実施することで、地産地消・消費拡大を促す。

エ 全国での販売促進PR

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図り風評を払拭するため、関係団体等と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者の経営者層や消費者への働きかけを行う。

オ ふくしま米ブランド化推進事業

(ア) 「福、笑い」等ブランド化推進事業

県トップブランド米「福、笑い」等のブランディングにかかる取組を実施する。

(イ) ふくしま米販路拡大推進事業

福島県産米応援店の制度運用、飲食店等とのタイアップ等により、県産米の販路拡大に取り組む。

(ウ) ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の消費率向上と認知度向上に取り組み、県産米の消費拡大を図る。

カ ふくしまの畜産ブランド再生事業

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

畜産物の消費拡大イベントを実施するとともに畜産団体の取組を支援する。また、オンライン・SNS等を活用した畜産物のPRを行う。

(イ) 「福島牛」ブランド再生事業

「福島牛」ブランドの復興に向けた安全性・おいしさのPRや販路拡大等を支援する。

(ウ) うまい！「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業

酒粕を給与した福島牛「福粕花」のPRにより、福島県産牛の販売促進を支援する。

キ 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業

加工・業務用野菜の取引拡大を目的に、マッチング商談会及びセミナー等各種イベントを開催し、契約野菜の新たな販路確保と産地育成を図る。また、おたねにんじんの食用としての認知度向上と「2年もの」の販路を確保する取組を支援する。

ク 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業

県内の農業者団体等が、風評の払拭に向けて国内で実施する、県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPR等活動を支援する。

ケ ふくしま旬の食材等活用推進事業

県産農林水産物等に対する風評払拭のため、学校等給食における県産農林水産物及び県産加工品等の地場産物の活用率を上げるほか、食育を推進する。

(2) オンラインストアによる販売促進

県産農林水産物が常に消費者等の手に届く環境を拡大することで、国内マーケットにおける本県産品の地位の確立を図る。

ア オンラインストアによる販路拡大

オンラインストアへ出店する事業者への費用助成や事業者のEC販売力を高めるセミナーの開催などにより、県内生産者の販路の拡大を図る。

イ ポータルサイトを活用した販売促進

ふくしまプライド。ポータルサイトにおいてECサイトで販売を行う事業者や商品の情報等を紹介し、効果的な情報発信を行うなどにより、県産農林水産物の販売を促進する。

(3) 農林水産物戦略的情報発信

科学的根拠に基づく県産農林水産物の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげるとともに、テレビCM等の活用により魅力を全国に向けて発信することでイメージ向上を図り、風評の払拭を目指す。

ア 「ふくしまプライド。」情報発信事業

県産農林水産物に対するイメージ向上を図るため、消費者への影響力の大きいテレビCM等を活用し、効果的な情報発信を実施する。また、CMの効果や風評に関連する調査を実施する。

イ 食品モニタリング検査情報発信事業

放射性物質モニタリング検査結果を公表するWEBサイトを運用することで、科学的根拠に基づく情報を発信し、県産食品の安全に関する理解を深める。

3 事業主体

(1) ア、イ、ウ、エ、オ(ア)、オ(イ)、カ(ア)、カ(ウ)、キ、ケ 県

(1) オ(ウ) 福島県米消費拡大推進会議

(1) カ(ア) 畜産団体

(1) カ(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会

(1) ク 民間団体、県域農業団体

(2)、(3) 県

4 事業費 1, 224, 221千円 (国 1, 224, 204千円、県 一千円、その他 17千円)

5 補助率

(1) オ (ウ) 定額

(1) カ (ア) 2/3、(イ) 2/3、定額

(1) ク 4/5、3/4

6 事業期間 平成30年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

令和8年度ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業

令和8年1月
農産物流通課

農林水産物の現状

- 流通事業者の過小評価や原発事故により立ち後れたブランド力の低さにより、市場での価格ポジションは多くの品目で震災前より低下し、固定化
- 55の国・地域で実施された輸入規制は、いまだ5の国・地域で継続

求められる対応

- 他産地のブランド化をしのぐだけの積極的なマーケティング
- 福島ならではの強みとした販売力の強化
- 安全性や魅力の発信による「福島への親近感」の醸成

事業方針

- マーケットインの視点を踏まえ、県オリジナル品種を始めとする「福島ならではの」強みを活かした戦略的な流通・販売促進を行う。
- 消費者への安全性や魅力の発信を継続し、本県産の認知度やイメージの向上による棚の回復を図ると共に、常に消費者の手が届く環境を拡大するため、オンラインストアを活用したさらなる販売の拡大や価値向上を図る。
- 食の安全性確保の取組や県産農産物等の魅力を海外へ戦略的に発信し、輸入規制の撤廃や販路拡大を働きかける

生産段階

安全性確保と周知

- モニタリング検査
- 検査結果の見える化
- 国内・海外への発信

高付加価値化による競争力強化

- GAP認証
- 有機JAS認証
- 水産エコラベル
- オリジナル品種開発

産地の競争力強化

- 長期出荷体制の整備
- 安定供給体制の拡大
- 高品質化に向けた生産戦略
- 果樹・花き等輸出生産体制の強化

価格ポジションの回復

流通・販売段階

新たな販路・販売棚の確保

「ふくしま」ブランド拡大推進対策【857,627千円】

- 「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド力の向上
- 「オールふくしま」で販路拡大に取り組み親近感を醸成

6次化・販路拡大推進事業※【44,060千円】

- 売れる6次化商品づくりとそのブランド化
- 県内外に向けた販路拡大や魅力の発信

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業

【49,966千円】

- 県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化

国内
プロモーション

農林水産物 戦略的情報発信

【215,994千円】

- 安全性と魅力を多様なメディアで全国に向けて発信することで本県のイメージを向上

海外
プロモーション

オンラインストア による販売促進

【150,600千円】

- 常に消費者の手が届く環境を拡大することで本県産品の地位を確立

攻めの海外販路 回復・拡大事業※

【49,365千円】

- 輸入規制の撤廃に向けた海外への情報発信
- 輸出が発展途上にある海外マーケットへの販路拡大

マーケティング

※【農林水産総室】令和8年度福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業として計上

取組内容

「ふくしま」ブランド拡大推進対策

- 関係団体と連携したトップセールスの展開
- 首都圏の百貨店や、県内外量販店でのフェアの開催による積極的なマーケティング
- 地産地消の推進
- 商談会や産地視察ツアーによる産地と流通事業者とのマッチング推進

- 民間団体による販路拡大の支援

- 県産農林水産物の活用を通じた食育活動の推進を支援

- 「福、笑い」を始めとする本県オリジナル品種等のブランド力強化

6次化・販路拡大推進事業

- ふくしま満天堂による6次化商品の磨き上げ

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業

- 産地・品目ごとの戦略策定を支援

農林水産物戦略的情報発信

- テレビCMやマスメディアを活用したイメージ向上やモニタリング検査情報の発信

オンラインストアによる販売促進

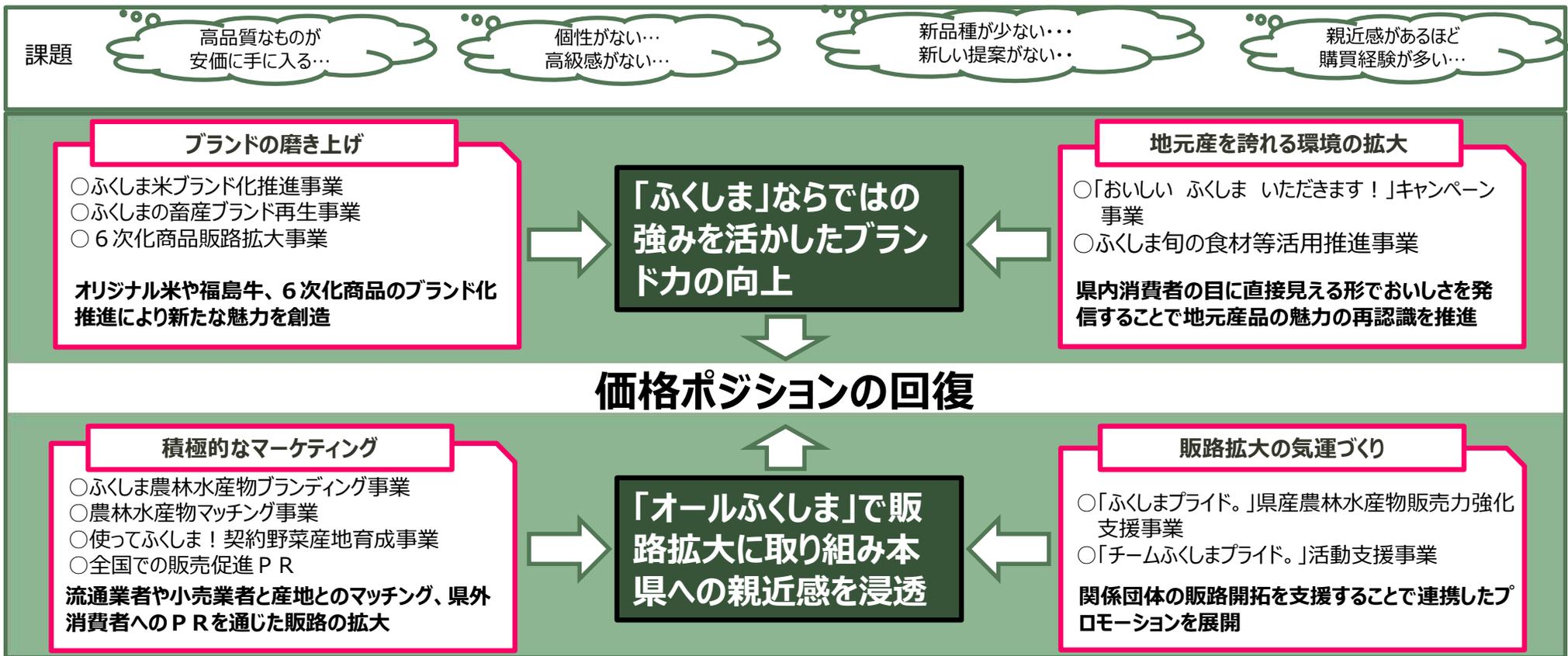
- オンラインストアでの販路拡大、出店者の販売支援、スキルアップ

攻めの海外販路回復・拡大事業

- 有望輸出国での生産者団体等との試食会・商談会の実施
- 輸出に意欲的な生産者団体の支援

「ふくしまプライド。」による風評の払拭

「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進



ふくしま ‘食の基本’ 推進事業（継続）

1 目 的

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食文化の伝承等、先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣することにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

(2) ふるさとの農林漁業体験支援事業

地域団体等が行う、子どもたちが農林水産物の生産から消費までを理解するための体験活動や、県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援する。

3 事業主体 (1) 県 (2) 食育応援企業、法人、NPO法人、任意団体等

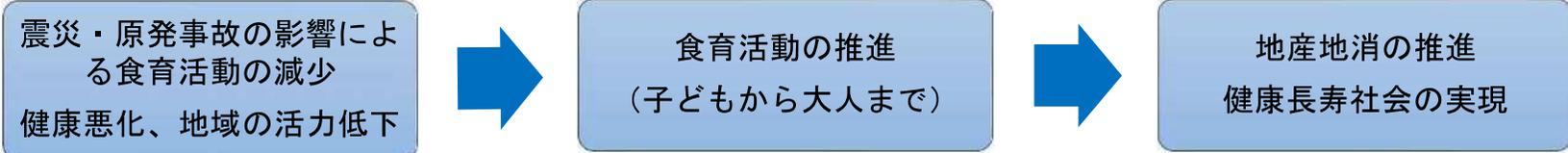
4 事業費 13,267千円(国 13,267千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) ー (2) 定額(上限1,100千円)

6 事業期間 令和元年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

ふくしま ‘食の基本’ 推進事業



ふくしま食育実践サポーター派遣事業

【事業概要】
食育活動を先進的に実践する方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等からの要請に応じて派遣する。

【実施体制】

```

    graph LR
      A[食育実践サポーター  
・栄養士、調理師  
・食生活改善推進員  
・野菜ソムリエ  
・農林漁業者 など] -- 登録 --> B[県  
(農林事務所)]
      C[学校・地域団体等  
・小中学校  
・自治会  
・飲食店 など] -- 要請 --> B
      B -- 派遣 --> C
  
```

サポーター登録者数 243名 (令和7年8月末)

ふるさとの農林漁業体験支援事業

【事業概要】(補助事業)
農林水産業体験と、県産農産物の安全・安心の取組や食文化の継承など活動を組み合わせて実施する団体等を支援する。

【実施体制】

```

    graph LR
      A[県  
(農産物流通課)] -- 補助申請 --> B[地域団体  
・食育応援団企業  
・法人  
・NPO法人 など]
      B -- 承認交付 --> A
      B -- 事業実施 --> C[地域  
・子ども  
・保護者  
・地域住民]
  
```



効果

震災・原発事故後、県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合が、平成25年度42.1%から、例年50%以上を保っている。

年度	割合 (%)
H25	42.1
H30	60.8
R1	56.3
R2	56.9
R3	54.6
R4	58.9
R5	57.2
R6	56.6

課題

- ・県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合は回復傾向にあるが、廃炉作業の進捗に伴い更なる風評が生じる懸念があるため、食育活動を継続実施し、引き続き支援が必要
- ・健康長寿社会の実現に向け、子どもだけでなく県民を対象とした食育活動が必要

対策

- ふくしま食育実践サポーター派遣事業
 - ・派遣のニーズは年々増加していることから、より多くの方に登録いただけるよう、一層の周知を図る。
- ふるさとの農林漁業体験支援事業
 - ・県産農林水産物の安全・安心の取組や食文化の継承などのテーマを設けて実施
 - ・啓発資材を作成し、幅広い年齢層に普及

花き輸出体制構築支援事業（継続）

1 目的

花き産地と輸出事業者のマッチング、連携強化により戦略的な輸出産地の体制を整備するとともに、輸出に必要な生産量と品質を確保するための鮮度保持、梱包技術の確立により花きの輸出拡大を図る。

2 事業内容

(1) 花き産地と輸出事業者の連携体制構築

ア 県産花きの輸出を拡大するため、輸出事業者を花き産地に招へいし、意見交換や商談会などを行い、花き産地と輸出事業者の連携構築を図る。

イ 花きの輸出を目指す産地において、海外販路の拡大や輸出環境の整備に係る経費を補助することで、戦略的かつ継続的に輸出に取り組むための計画づくりと計画に基づく実践を支援する。

(ア) 海外販路拡大

海外でのPRイベント、海外百貨店等における出店や販売促進、海外輸出のための情報収集等に係る経費を支援する。

(イ) 輸出環境整備

輸出対象国が求める検疫や輸出事業者が求める品質等の条件への対応、海外バイヤーの招へい、戦略的かつ継続的な輸出の検討に係る研修会の開催等の経費を支援する。

(2) 試験研究

県産花きの輸出の実践のため、長期輸送に適した梱包方法や鮮度保持技術を開発する。

3 事業主体

(1)ア、(2) 県

(1)イ 市町村、農業協同組合、法人、営農集団 等

4 事業費

12,735千円(国 9,000千円、県 3,733千円、その他 2千円)

(1)ア 6,348千円、イ 4,500千円

(2) 1,887千円

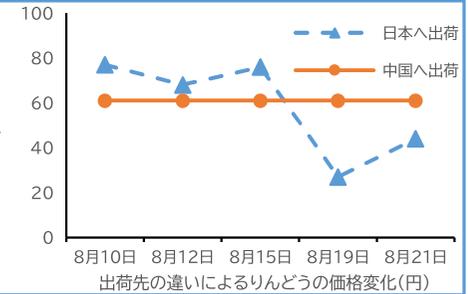
5 補助率 (1)イ (ア)3/4以内、(イ)定額

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024 - 521 - 7357】

花き輸出体制構築支援事業【継続】

令和7年10月
園芸課



事業の概要

- ・国内の花き市場はお盆等の物日とその他の日で価格変動が大きい、海外には物日といった考えが少なく、価格変動が少ない。
 - ・花き農家の経営安定、農業産出額の増加のためには国内市場に左右されない海外市場への輸出が重要
 - ・現在の花きの輸出は、国内市場に流通した花きを輸出事業者が購入し輸出しており、産地と輸出事業者のつながりが希薄。
- 花き産地と輸出事業者の連携強化、適切な鮮度保持等により産地における輸出体制を構築し、花きの輸出量を増加させる。

事業の内容

①花き産地と輸出事業者の連携体制構築(10,848千円)

○輸出事業者による輸出診断
内容:輸出事業者を花き産地に招聘し、品目、栽培状況、収穫時期、出荷・梱包方法等の助言を受ける。



○生産者との意見交換
時期:5月～2月頃
対象:県内花き産地3か所程度
内容:花き産地からは年間の花きの生産状況を、輸出事業者からはニーズがある品目等の情報を相互で共有する。



○輸出事業者と花き産地によるマッチング商談会の開催
時期:5月～2月頃
対象:県内花き産地3か所程度
内容:輸出診断、意見交換の結果を踏まえ、出荷時期や出荷量等について商談を実施。



○産地における輸出計画の作成・実践支援
時期:4～2月頃
対象:花きの輸出を目指す産地
内容:海外販路の拡大や輸出環境の整備に係る経費を補助することで、戦略的かつ継続的に輸出に取り組むための計画づくりと、計画に基づく実践を支援する。
・海外販路拡大: 補助率3/4以内、上限額1,500千円
・輸出環境整備: 定額補助、上限額1,500千円

②試験研究(1,887千円)

県産花きの輸出の実践のため、長期輸送に適した収穫期や梱包方法、鮮度保持技術の更なる改善、輸出相手国や事業者の求める品質等の実現に向けた研究を行う。
【対象品目】さくら、宿根かすみそう、ドウダンツツジ等



年次スケジュール



事業の目標

- ・産地と輸出事業者の間で生産・輸出の情報が随時共有。輸出に向けたモデル的な取組が自走
- +
- ・各花き産地がモデル的な取り組みを参考にして導入

県内全域で戦略的な花きの輸出が増加



「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業（継続）

1 目 的

県外市場に加え、県内への新たな需要を創出するため、県と花き農家、生花店、花き利用施設が一体となり「ふくしまならではの花き」の利用を促進する。

2 事業内容

(1) 「ふくしまならではの花き」需要拡大

「ふくしまならではの花き」の利用拡大を図るため、県産花きの情報発信を行うとともに、花き農家・J A、生花店、花き利用施設等が一体となったフラワーネットワークの取組みを拡充し、持続的な県産花きの利用に向けた体制を構築する。

ア 「ふくしまならではの花き」認知度向上

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施する。

イ 「ふくしまならではの花き」利用拡大

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態との連携による県産花きの消費拡大に取り組む。

3 事業主体 (1) ア 県、イ 県（一部委託）

4 事業費 17,657千円（国 8,779千円、県 8,878千円、その他 ー千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【継続】

園芸課 17,657千円
事業期間 R4～R8

考え方

県産花きの展示やSNSを使った情報発信により「ふくしまならではの花き」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、ニーズに応じた生産を行うことで、中山間地の花き産地を活性化させ、令和8年までに花きの産出額84億円を目指す。

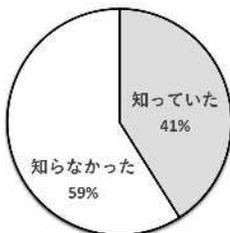
【背景と課題】

- ・本県の花き産地は中山間地に多く存在し、産地規模は縮小傾向
- ・花き栽培面積、生産量は全国上位を占める品目が多数あるが、県民における認知度はまだ低い。

本県主要花きの全国における状況

宿根かすみそう	栽培面積・生産量 全国第2位
トルコギキョウ	栽培面積 全国第6位
りんどう	栽培面積・生産量 全国第4位

出典：R6花き作物統計



※「ワークショップやイベントで使用した花(かすみそう、トルコギキョウ、りんどう等)が福島県で生産されていることを知っていたか？」を聞いたR6アンケート結果より。

県産花きの認知に係るアンケート結果

- ・消費者である県民が日常的に花きと触れ合う機会が減少
- ・県内における生産者、生花店、消費者のつながりが希薄
- ・花きを定期的に利用する業種は限られている

【事業の必要性】

- ・中山間地の花き産地の発展のため、収益性が高い花きの生産を振興
- ・実需者が求める花きの特徴(品種、色、規格、等)を明らかにするとともに、求められる花きの生産が不可欠
- ・県産花きを利用する新たな業種を増やすことで、新たな需要創出が必要
- ・県産花きの消費を増やすためには、花き展示等認知度向上を図る取組を継続するとともに、家庭や職場等の様々な場面で自発的に花を利用する気風を広く県民に提案することが重要
- ・県産花きの利用を増やすため、農業と県産花きの理解促進に効果的な「花育活動」に取り組み、県民の県産花きに対する理解促進を一層図る必要

【事業内容】

●「ふくしまならではの花き」需要拡大

・「ふくしまならではの花き」認知度向上【実施主体 県】

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施。

【事業費】 561千円

・「ふくしまならではの花き」利用拡大【実施主体 県(一部委託)】

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花育活動の実施、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態や企業との連携やコラボレーションによる新たな需要の創出等に取り組む。

【事業費】 17,096千円(うち、委託費 14,600千円)

【事業目標】

- 県産花きの認知度が向上
- 家庭や職場等、様々な場面で自発的に花を利用する気風が醸成
- 新たな業種との連携等により新たな需要が創出
- 中山間地を中心に花の産地消が促進され、県内の花き産地が活性化
- 令和8年度における県内4市場の県産花き取扱本数及び割合の増、花き産出額84億円を目指し、最終目標として令和12年度までに花き産出額90億円を達成

園芸グローバル産地育成強化事業（継続）

1 目 的

果樹の輸出拡大による認知度向上・販路拡大を通じて、根強く残る風評の払拭を加速させるため、輸出に必要な生産量と品質を確保するための防除技術や保鮮・流通技術の確立、生産体制の整備に取り組む。

2 事業内容

(1) グローバル化実践支援事業

輸出相手国のニーズにマッチした品種、収穫時期、鮮度保持技術の実用レベルの実証や、重要病害対策等のコスト削減の実証等に取り組む団体等を支援する。

(2) ふくしまブランド産地整備事業

輸出相手国の拡大と産地における輸出向け果実の安定的な供給体制の整備（施設化、防除機導入、保冷库、乾燥機、省力技術導入等）に取り組む生産者等に対し、その導入費用の一部を支援する。

3 事業主体

- (1) 県、農業協同組合、農業法人、農業者が組織する団体等
- (2) 農業協同組合、農業法人、農業者が組織する団体等

4 事業費

18,235千円（国 18,205千円、県 一千円、その他 30千円）

5 補助率

(1)：定額、(2)：2／3以内

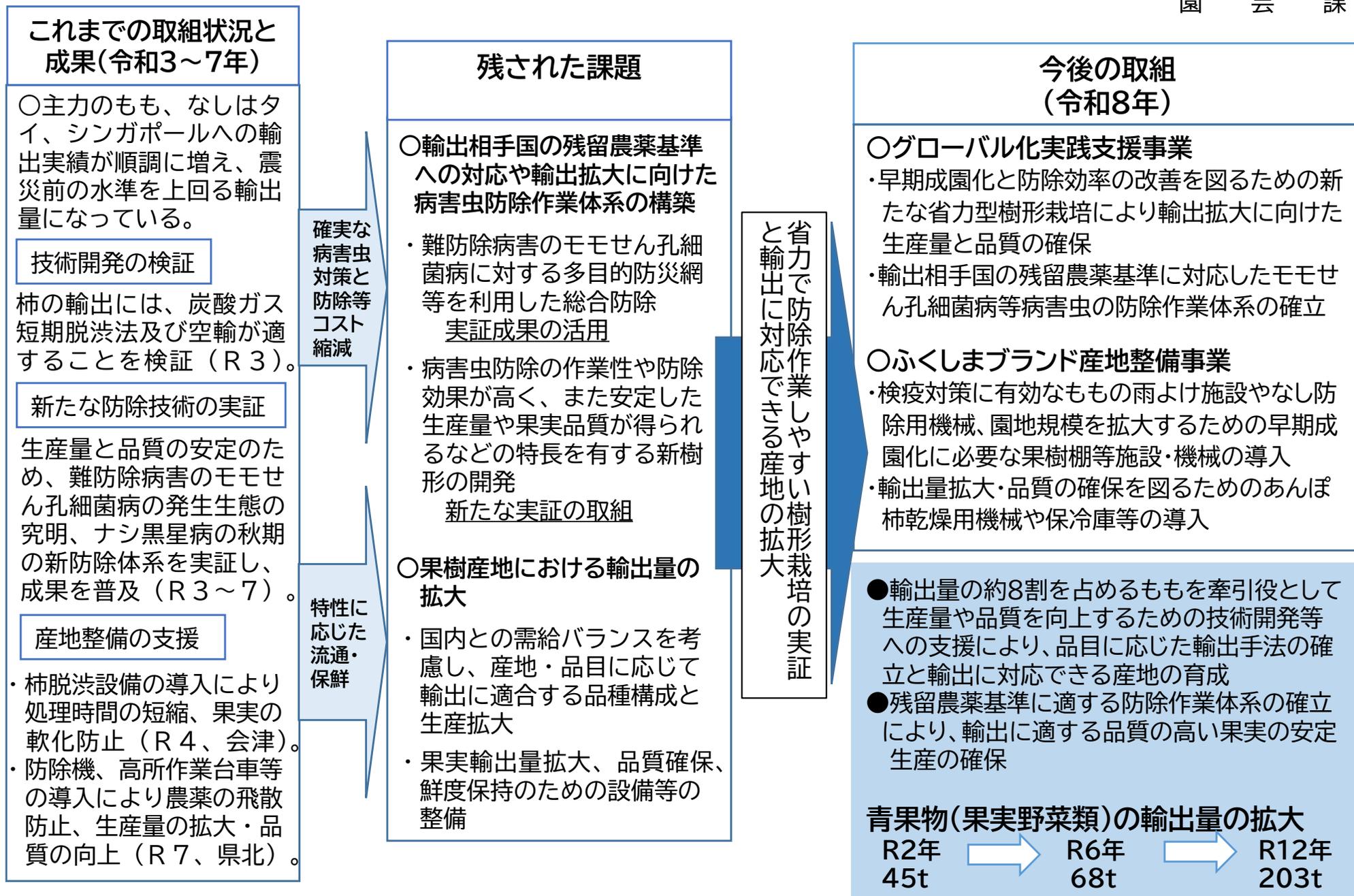
6 事業期間

令和3年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

園芸グローバル産地育成強化事業における果樹の取組み (グローバル化実践支援事業・ふくしまブランド産地整備事業)

令和7年9月
園芸課



地域特産活用産地づくり支援事業（継続）

1 目 的

地域特産物（おたねにんじん）について、種苗の安定供給、収穫までの期間短縮技術、生産体制強化のための取組を支援し、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

2 事業内容

(1) 生産振興事業

ア 整備事業

新規導入及び規模拡大等に必要な初期生産資材、施設及び付帯設備、機械等の導入に要する経費を支援する。

イ 種子確保事業

(ア) 採種促進支援

県育成品種及び在来品種の採種を行う取組に対して支援する。

(イ) 種子供給体制整備

県育成品種の実種維持及び採種ほを設置する。

ウ 技術向上支援事業

新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、研修会等の開催、協議会の運営等による新規栽培者の確保、規模拡大促進、種苗供給体制の整備、生産組織等の育成を行う。

エ 生産技術確立支援事業

「2年もの」のおたねにんじんを低コストで安定的に栽培できる技術の確立を図る。

3 事業主体

(1) ア 市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等

イ (ア) 採種に取り組む農家

イ (イ) 県

ウ、エ 県

- 4 事業費 18,024千円(国 18,000千円、県 1千円、その他 24千円)
- 5 補助率 (1) ア 初期生産資材は定額、施設及び付帯設備、機械の導入は1/2以内
(1) イ (ア) 定額(60千円/a)
- 6 事業期間 令和4年度～令和12年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

【事業概要】

地域特産物（おたねにんじん）について、種苗安定供給、収穫までの期間短縮技術、生産体制の強化の取組を支援し、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する取組に要する経費を支援する。

【背景】

- 地域特産作物は、地域振興品目として重要な位置付け。
- 風評により未だ輸出できない国・地域（中国等）がある。
- おたねにんじんは、高度な栽培技術を要する上に、収穫まで長い期間を要する品目（収穫まで5年、採種まで3年を要する）である。
- 新規栽培者及び既存生産者の規模拡大により、新規栽培面積は毎年確保されてはいるものの、その規模は小さく、高齢化等による既存生産者の廃作や規模縮小面積が上回り、産地の規模縮小に歯止めがかからない。

【現状および課題】

- 産地の規模縮小が著しいおたねにんじんの産地が震災前まで回復するためには、単なる生産振興では困難。
- 既存の栽培体系を脱却した新たな栽培技術の確立の支援が必要である。

【事業内容】

1 生産振興事業（補助率：定額、1/2以内）

- (1) 整備事業（事業実施主体：営農集団、認定農業者等）
おたねにんじんの新規作付及び規模拡大に係る初期生産資材、施設及び機械等の導入を支援
- (2) 種子確保（事業実施主体：県及び採種に取組む営農集団等）
おたねにんじんの種子確保に係る取組を支援
- (3) 技術向上支援（事業実施主体：県）
栽培マニュアルに基づく新たな栽培技術の普及、技術研修会の開催
- (4) 生産技術確立支援（事業実施主体：県）
コンテナ栽培を活用したさらなる収量向上技術を確立



おたねにんじんのコンテナ栽培技術



おたねにんじんの技術研修会

地域特産作物農家の所得確保による産地規模の拡大

【事業目標】

おたねにんじん：作付面積10ha

地域特産作物の揺るぎない産地の育成

福島県産水産物競争力強化支援事業（継続）

1 目 的

原子力災害による県産水産物への風評払拭とブランド力の強化に向け、第三者認証制度（水産エコラベル等）の活用や高鮮度出荷体制の整備、正確で安心・安全な県産水産物情報の発信強化等により、他産地に勝る競争力の獲得を図る。

2 事業内容

- (1) 認証審査及び認証取得支援事業
漁業関係団体等が水産エコラベル等の取得に要する経費を支援する。
- (2) 県産水産物ブランド力向上促進事業
 - ア ブランド化戦略推進支援事業
県産水産物ブランド強化を進める戦略等の策定に要する経費を支援する。
また、県産水産物の認知度向上等に資する動画を作成する。
加えて、県産水産物の高付加価値化に向けた、利用加工分野の試験研究に取り組む。
 - イ 高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業
漁業関係団体が行う県産水産物のブランド強化に必要な設備、機器等の設備に要する経費を支援する。
 - ウ 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業
水揚拡大計画と連動し、水産物のブランド力向上と多角的流通拡大を図る実証試験に要する経費を支援する。
- (3) ブランド水産物流通等支援事業
 - ア 認証・ブランド水産物等販路確保事業
首都圏等の大手量販店等でブランド水産物及び認証水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性や美味しさをアピールすることで消費の回復につなげる。
 - イ 認証・ブランド水産物等流通支援事業
アの取組等において県内水産関係団体が県産水産物を流通させる際に要する経費、及び社食等へ県産水産物を提供する際に要する経費を支援する。
- (4) 水産物PRイベント等開催支援事業

県産水産物の安全対策の取組や本県水産物の安全性、美味しさをPRするためのイベント等の開催により、本県水産物への忌避感の払拭に資する。

- 3 事業主体 (1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者
(2) ア 県
ア、イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合等
(3) ア 県
イ 漁協、漁連、水産加工組合等
(4) 漁協、漁連、水産加工組合等
- 4 事業費 565,017千円(国 565,000千円、県 一千円、その他 17千円)
- 5 補助率 (1) 定額(10/10以内)
(2) ア、ウ 定額(10/10以内)
(3) ア ー
イ 定額(10/10以内)
(4) 定額(10/10以内)
- 6 事業期間 平成29年度～令和12年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

現状と課題

- 令和3年4月から本格操業への移行開始
- 各漁協のロードマップにより、水揚げ増加に向け取り組む

平成22年 25,914t
→ 令和6年 6,640t

水揚げ量は震災前の25%にとどまる

水揚げ増に向け生じた課題

課題1: 根強い風評

- 消費者の放射性物質への懸念
- 情報の風化により、福島の実状が知れ渡らない。

風評対策

課題2: 販路の喪失

- 長期の流通量の低下により、顧客・経路を喪失。
- 仲買業者の減少等で水揚げ増加に対応できない。

販路対策

課題3: 価格下落への懸念

- 水揚げを増やしても儲からないという漁業者の不安。
- 仲買業者の経営悪化による販売力の低下。

価格対策

1 認証審査及び認証取得支援事業 6,055千円

販路対策 価格対策

- 水産エコラベル、HACCPの取得に係る経費を支援

海洋管理協議会 (MSC) マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) 水産養殖管理協議会 (ASC)

【水産エコラベルとは？】
環境に配慮した漁業を認証する制度（混獲、乱獲、稚魚の保護等）

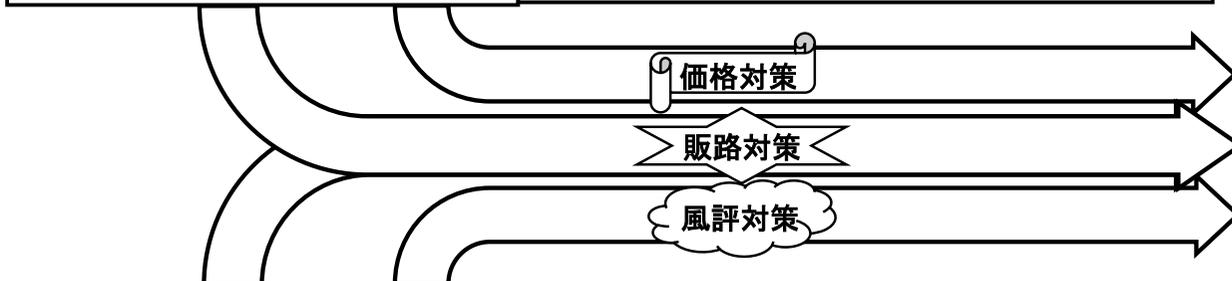
2 県産水産物ブランド力向上促進事業 173,951千円

①ブランド化戦略推進支援事業 66,574千円
販路対策 価格対策

②高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業 15,000千円
販路対策 価格対策

③高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業 92,377千円
販路対策

- 活魚出荷の回復等による価格up
- 流通向上効果の実証試験



3 ブランド水産物等流通支援事業 345,089千円

①認証・ブランド水産物等販路確保事業 265,089千円
風評対策 販路対策

②認証・ブランド水産物等流通支援事業 80,000千円
販路対策

- 首都圏量販店への常設棚設置（イオン以外の量販店にも拡大）
- 首都圏等へ県産水産物を供給する取組を支援
- 企業社食等へ県産魚を供給する取組を支援

イオン鮮魚便設置店舗 社食利用例

4 水産物PRイベント等開催支援事業 39,922千円

風評対策

- 風評払拭のため、漁業者自らが取り組む市場直売会、料理教室等の水産物PRイベントや消費拡大の取組を支援
- 産地市場等でのイベント開催
- 各種イベントへのブース出展

PRチラシ

県産水産物の流通・販売・消費の拡大

ふくしま型農業DX推進事業（一部新規）

1 目的

人口減少が進行する中、少ない担い手による営農の展開には、スマート農業技術の更なる推進が不可欠であることから、担い手における導入の一層の加速化に向けて、技術の実証から普及、情報発信、人材の育成、広く活用できる仕組みづくりに至る総合的な取組を実施する。

2 事業内容

(1) スマート農業先導モデル構築事業

スマート農業等の技術や機械の導入効果を最大限に生かすためのモデルを構築する。

(2) スマート農業活用中山間地域等モデル実証事業

中山間地域等条件不利地域でのスマート農業等の省力化に資する先端技術を活用した生産技術体系（地域農業モデル）を検討・構築した上で実証を行い、当該技術体系の推進を図る。

(3) GPS活用によるスマート農業加速化推進事業

令和6年度に設置した福島県高精度測位システム（RTK基地局）の運営を行うとともに、RTK対応機器の導入支援や、RTKシステムを利用した機器の展示・実演を行う。

(4) 多様な農業支援サービス事業者の活動支援事業

ア 広域でスマート農業機器等を活用した受託作業等を行う農業支援サービス事業者の活動を支援する。労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援する。

イ 中山間など地域で異なる担い手の状況に応じ、複数の地域や集落全体で活動する等、多様な農業支援サービス事業者の活動を支援する。

(5) スマート農業普及啓発事業

令和7年度に構築した専用サイトを維持・更新し、スマート農業に係る様々な情報を一元的に発信する体制を継続するとともに、スマート農業に関するセミナー等を開催し、生産者へ効果的な情報発信を行う。

(6) スマート農業に係る人材育成

農業短期大学校においてドローンの実践的な知識や操作技術を習得する研修等を開講し、スマート農業技術を使いこなす農業者の育

成を図る。

- 3 事業主体 (1)、(5)、(6)：県
(2)：農業者を含む協議会等
(3)：県、農業者等
(4)：民間事業者、生産者で組織する任意組織、農業法人等
- 4 事業費 321,014千円(国 165,599千円、県 149,492千円、その他 5,923千円)
- 5 補助率 (2) ソフト事業：定額
ハード事業：3/4以内(国1/2、県1/4、ただし県補助金額は上限250万円)
(3) 機器導入支援：2/3以内(上限150万円)
(4) ア 機器導入支援等：1/2以内等(国1/2)
イ ソフトとハードの一体的な取組に対する経費
ソフト事業：定額(上限100万円)
ハード事業：1/2以内、但し活動地域が中山間地域の場合は2/3以内
(ソフトとあわせて上限1,000万円)
- 6 事業期間 令和7年度～令和9年度

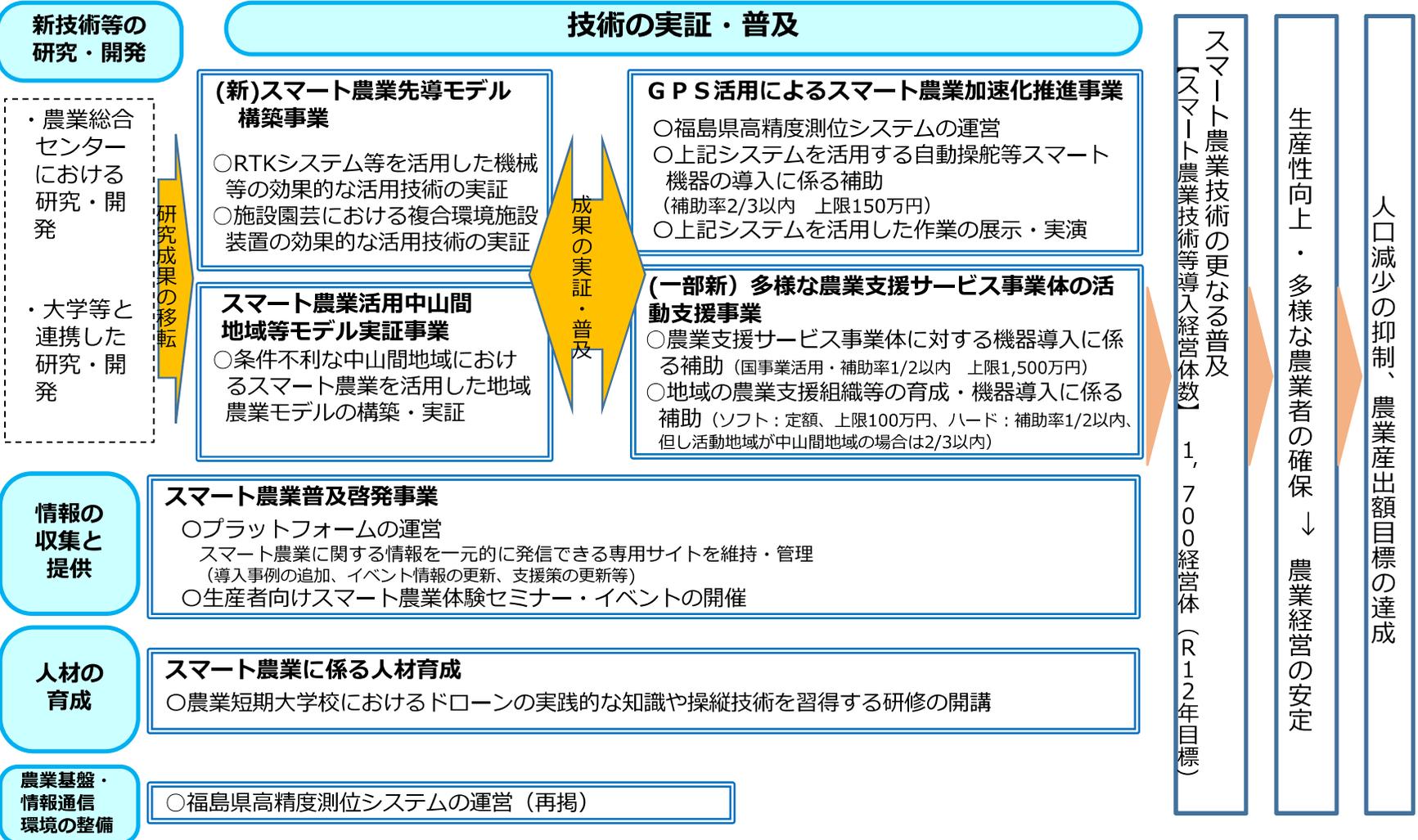
【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

ふくしま型農業DX推進事業について

令和7年11月10日
農業振興課

○事業概要

農業担い手の減少・高齢化が進んでいることから、少ない担い手で効率的な経営の展開が急務であるため、福島県スマート農業等推進方針（R3.3策定）に掲げる「情報の収集と提供」「技術の実証・普及」「人材の育成」「新技術等の研究・開発」「農業基盤・情報通信環境の整備」の5つの柱に基づき、省力化・効率化に資するスマート農業技術の導入の一層の加速化に向け、技術の実証から普及、情報発信、人材の育成、広く活用できる仕組みづくりに至る総合的な取組を実施する。



みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（継続）

1 目的

地球温暖化対策、SDGs達成に寄与する環境保全型農業の取組拡大を目的として、新規取組者の確保、啓発、技術指導や優良技術の表彰、地域ぐるみの取組を支援する。また、市場調査、技術開発等による県産特別栽培農産物の販路拡大、生産拡大を図る。

2 事業内容

(1) 環境保全型農業技術推進事業

環境保全型農業の推進、新規取組者の確保、啓発、技術指導等の活動や特別栽培生産拡大のための技術開発を行う。

(2) 環境保全型農業チャレンジ！事業

ア 地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業技術の導入促進を目的に、環境保全型農業技術のコンテストを開催し優良事例の広報等を行う。

イ 有機栽培、特別栽培に取組む組織に対して、拡大又は新規取組に必要な経費（技術導入に係る資材費、認証費用等）を助成する。

(3) 環境保全型農業サポート体制整備事業

環境と共生する農業の面的拡大を図るため、温室効果ガス排出量の削減を目標とした土づくりや資源循環等に取組む地域に対して、地域ぐるみで行う活動に必要な経費を支援する。

(4) 特別栽培チャレンジ拡大事業

県産特別栽培農産物販売強化のためのブランディングや商品開発、販路拡大に係る経費を支援する。

3 事業主体

2の(1) 県

2の(2) のア 県、2の(2) のイ 農業協同組合、協議会等

2の(3) 市町村、農業団体等

2の(4) 特別栽培農産物を生産する団体等

4 事業費

42,622千円(国 14,415千円、県 28,148千円、その他 59千円)

5 補助率

2の(2) のイ 1団体当たり①有機JAS：[参加人数]×[単価100千円/人]、②特別栽培：[取組面積]×[単価5千円/10a]（上限1,000千円/団体）

2の(3) 定額(機械導入・リースは1/2以内)(上限3,000千円)

2の(4) 定額(上限1,000千円)

6 事業期間

令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

【これまでの総括】

本県が進める有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を通して、地球温暖化対策、SDGs達成に寄与するため、本事業により環境保全型農業の取組拡大とみどり戦略の推進に向けた啓発・技術指導等を実施する。近年、有機農業の取組者数、面積は緩やかではあるが増加し、環境直接支払の取組も増加している一方で、特別栽培は縮小傾向にあり、また、環境保全型農業全体として、消費者の理解は不十分な状況にある。令和6年～8年は、出口対策等の新たな取り組みを加え、環境保全型農業の理解促進、拡大を加速させるため、本事業を継続・拡充する。

	推進・技術支援	啓発・有機・特栽培取組支援	地域的取組支援	出口対策
事業内容	<p>1 環境保全型農業技術推進事業 環境保全型農業の新規取組者の確保、みどり戦略の推進、地域リーダーの育成を目的に啓発、技術指導等の活動を実施する。</p> <p>【県事業】 環境保全型農業の推進 予算額：5,967千円 ・土づくり、総合的防除技術等の啓発活動 ・推進会議等の開催（1回） ・研修会、セミナーの開催（4回） ・土づくり、簡易土壌診断技術等の指導 ・みどり戦略推進、みどり認定の取組の支援等</p> <p>【県事業】 特別栽培生産拡大のための技術開発 予算額：15,655千円 ・水稲における特別栽培生産拡大のための技術開発 ・県オリジナル品種の特別栽培技術の開発と実証</p>	<p>2 環境保全型農業チャレンジ！事業 地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業の取組を支援するとともに、技術コンテスト、推進大会を開催する。</p> <p>【補助事業】 予算額：3,000千円 特別栽培や有機栽培の取組拡大や新規取組に必要な経費を支援する。 【実施主体】 農業協同組合等 【補助率】 下記により求められる金額を上限に組織取組の実費経費を支援する。 有機JAS：[参加人数]×[単価100千円/人] 特別栽培：[取組面積]×[単価5千円/10a] (上限1,000千円/団体)</p> <p>【委託事業】 予算額：10,000千円 ・環境保全型農業コンテストの開催 環境保全型農業取組や地域社会発展に貢献する農業者を表彰する。 ・環境保全型農業大会の開催 コンテスト受賞者の表彰式と事例発表等を行い、県内に広く周知する。 ・農産物PRの実施 コンテスト受賞者のほか環境保全型農業に取り組む農業者により栽培された農産物をPRし、消費者への環境保全型農業への浸透を図る。</p>	<p>3 環境保全型農業サポート体制整備事業 耕畜連携やクレジット等の環境保全型農業の地域ぐるみのモデル的活動を支援する。</p> <p>【補助事業】 予算額：5,000千円</p> <p>例①地域畜産農家と栽培農家が連携した「餌作物⇄堆肥」の資源循環 例②水稲地域で発生する大量のもみ殻を炭化させ水田に炭素貯留</p> <p>・研修会、勉強会に係る経費 ・試行機械等の導入、借上げ料 ・堆肥運搬、散布の人件費等 【実施主体】 市町村、団体等（想定2件） 【補助率】 定額（上限3,000千円） （ただし、機械導入・リースは1/2） 【要件】 ・農業組織と連携した地域のモデルとなる取組であること ・環境保全型農業、資源循環に関する理解促進活動を行うこと</p>	<p>4 特別栽培チャレンジ拡大事業 県産特別栽培農産物の飛躍的拡大を目指し、販売・ブランディング支援等を行う。</p> <p>令和6年度に特別栽培米の販売戦略、訴求方法に関する調査を実施 →それら調査結果を基に、特別栽培のマーケティングや販路拡大に係る経費及び特別栽培の取組拡大に係る経費を支援し、県産特別栽培の飛躍的な拡大を図る。</p> <p>【補助事業】 予算額：3,000千円 ・特別栽培農産物販売強化支援事業 特別栽培農産物の販路拡大に向けたブランディング、新商品開発、PR活動に係る費用を補助する。 【実施主体】 農業者団体等(想定3件) 【補助率】 定額(上限1,000千円)</p>
	目指す姿・目標	<p>・生産者への環境保全型農業の理解の深化 ・みどり認定申請者支援（土壌分析100点/年、啓発） →認定の波及・取組のステップアップ ・新技術開発・普及（R8まで3件）</p>	<p>・有機栽培・特別栽培を新規、拡大する組織の支援（技術向上、新資材試行等）10組織/年 ・コンテストの開催継続 →生産者の技術向上、消費者への環境保全型農業の理解促進</p>	<p>・環境保全型農業の地域的取組の支援（2件/年、400ha相当） →同様の取組の他の地域への波及 →地域的な有機栽培、特別栽培の取組への発展</p>
<p>県総合計画の目標（令和12年度） 有機JAS・特別栽培県認証の取組面積</p>				<p>6,000ha の実現</p>

環境にやさしい農業拡大推進事業（継続）

1 目 的

安全・安心で付加価値の高い有機農産物等の生産・流通体制を構築するとともに、有機農産物等の供給を通じて、県産有機農産物の安全性やその魅力を発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。

2 事業内容

- (1) 有機JAS認証等拡大支援事業
 - ア 有機JAS認証取得支援
 - イ 有機JAS小分認証取得・施設整備支援
- (2) 有機農産物等の供給体制の整備
有機農業者等が生産規模や品目の拡大、生産・出荷の安定化に向け、共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。
- (3) 有機農産物等の販路確保支援
有機農産物等の販路開拓・拡大のためのセミナー等の開催により、販路確保や販売力向上を図る。
- (4) 有機農業技術研究開発
農業総合センター等において、有機農業の研究・開発を行う。
- (5) 新たに開発された技術等の実証・普及展示
生産現場での課題解決に向けた効果確認や改善等を図り、研修会等を開催するなど、有機農業の面的な拡大を図る。

- 3 事業主体
- | | | |
|---------------|--------------|-----------------|
| 2の(1)のア | 有機JAS認証申請者、イ | 県内事業者 |
| 2の(2) | 農業者組織 | (原則2戸以上の有機農業者等) |
| 2の(3)、(4)、(5) | 県 | |

- 4 事業費 30,172 千円 (国 30,148 千円、県 一千円、その他 24 千円)
- 5 補助率 2の(1)ア 新規認証 申請費用の3/4以内、継続認証 申請費用の1/2以内
2の(1)イ 認定申請費用 定額(上限300千円)、施設整備費 1/2以内(上限2,000千円)
2の(2) 1/2以内(上限10,000千円)
- 6 事業期間 平成29年度～令和12年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

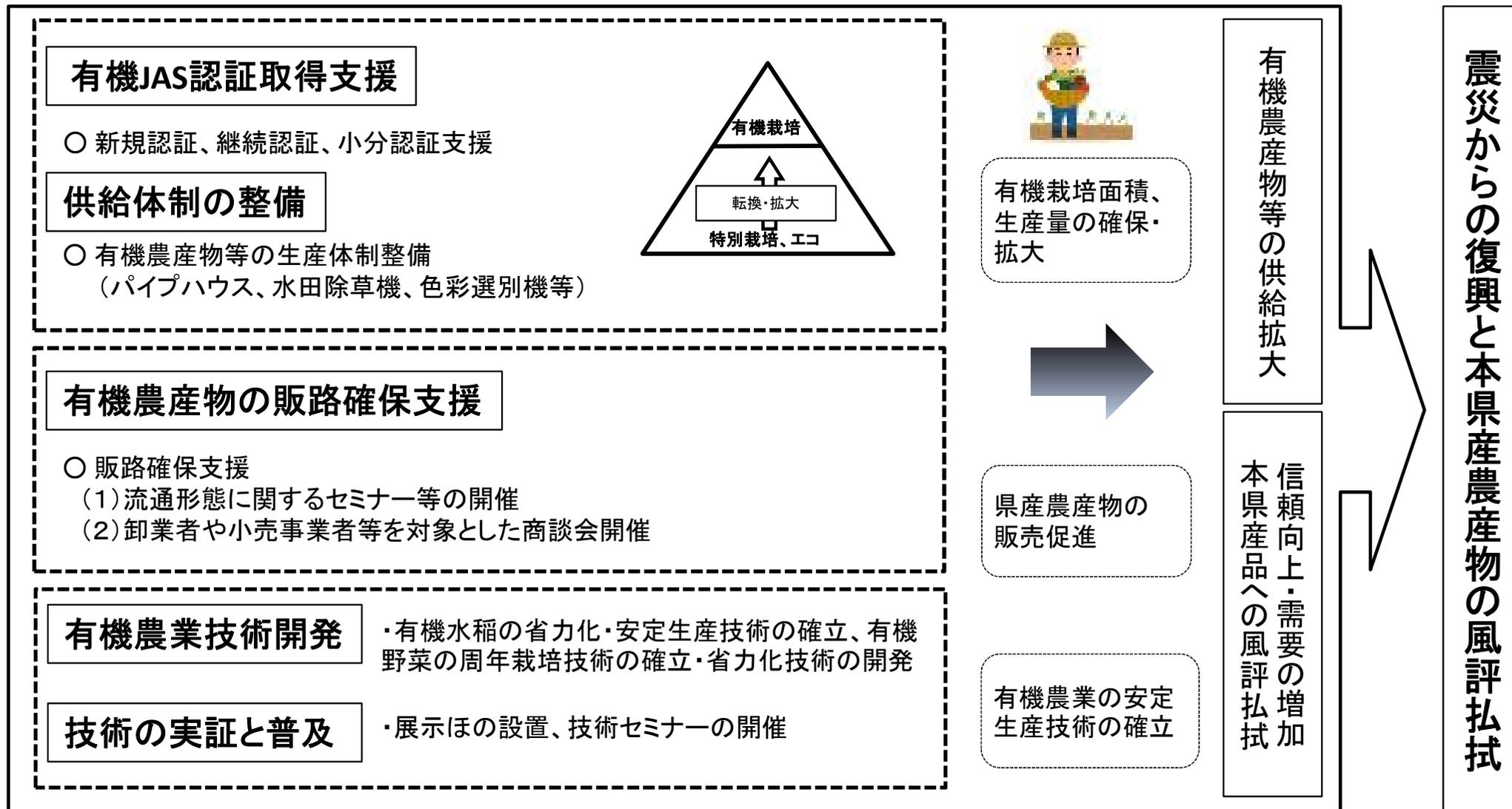
環境にやさしい農業拡大推進事業

【現状・課題】

- 原子力災害の風評に対し、本県農産物の競争力強化を図るため、環境にやさしい取組による農産物の高付加価値化が必要。
- 有機農業における生産基盤の構築及び販路開拓・拡大、消費拡大を促進する取組が不可欠。

【目標】

有機農産物や特別栽培農産物等の生産・流通体制を構築し、消費者へのより安全・安心な有機農産物等の供給を通して、安全性や魅力を情報発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。



オールふくしまの酒づくり支援事業（一部新規）

1 目 的

農家と酒蔵の関係を強化しつつ、「福乃香」等の県オリジナル酒造好適米による「オールふくしまの酒づくり」に必要な機械・機器の整備等を支援するとともに、「オールふくしまの酒づくり」を加速するため、関係部局が一体となって、県外産の「山田錦」に替わる県オリジナル酒造好適米の品種開発に取り組む。

2 事業内容

(1) オールふくしまの酒米生産向上事業

県オリジナル酒造好適米の高品質生産に必要な機械等の整備を支援するほか、実証ほの設置により県オリジナル酒造好適米の普及を図る。

(2) オールふくしまの酒づくり向上事業

県オリジナル酒造好適米を利用した日本酒の品質向上や県オリジナル酒造好適米の利用拡大に向けた蔵元の取組等を支援する。

(3) 県オリジナル酒米新品種開発事業

関係部局が一体となったプロジェクトチームにおいて、早期に大吟醸酒に対応できる新たな県オリジナル酒米品種を開発する。

(4) (新) 農家と酒蔵の絆づくり支援事業

酒蔵と酒米生産者の意見交換や勉強会等の関係強化に係る活動を支援し、酒米の安定的な供給・利用体制の構築を図る。

3 事業主体

2 (1) 酒米生産組織

2 (2) 県内蔵元

2 (3) 県

2 (4) 農業者の組織する団体(酒米の生産・販売に関わる団体)や商工業者の組織する団体
(酒米の販売に関わる団体、日本酒の製造に関わる団体)

4 事業費

67,363千円(国 一千円、県 67,267千円、その他 96千円)

- 5 補助率
- 2 (1) 定額 (ただし、機器等の整備は1/2以内)
(上限6,500千円/件)
 - 2 (2) 定額 (ただし、機器等の整備及び日本酒試作に係る原料費は1/2以内)
(上限2,000千円/件)
 - 2 (3) —
 - 2 (4) 定額(上限300千円/件)
(ただし、県域団体については上限500千円/件)

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

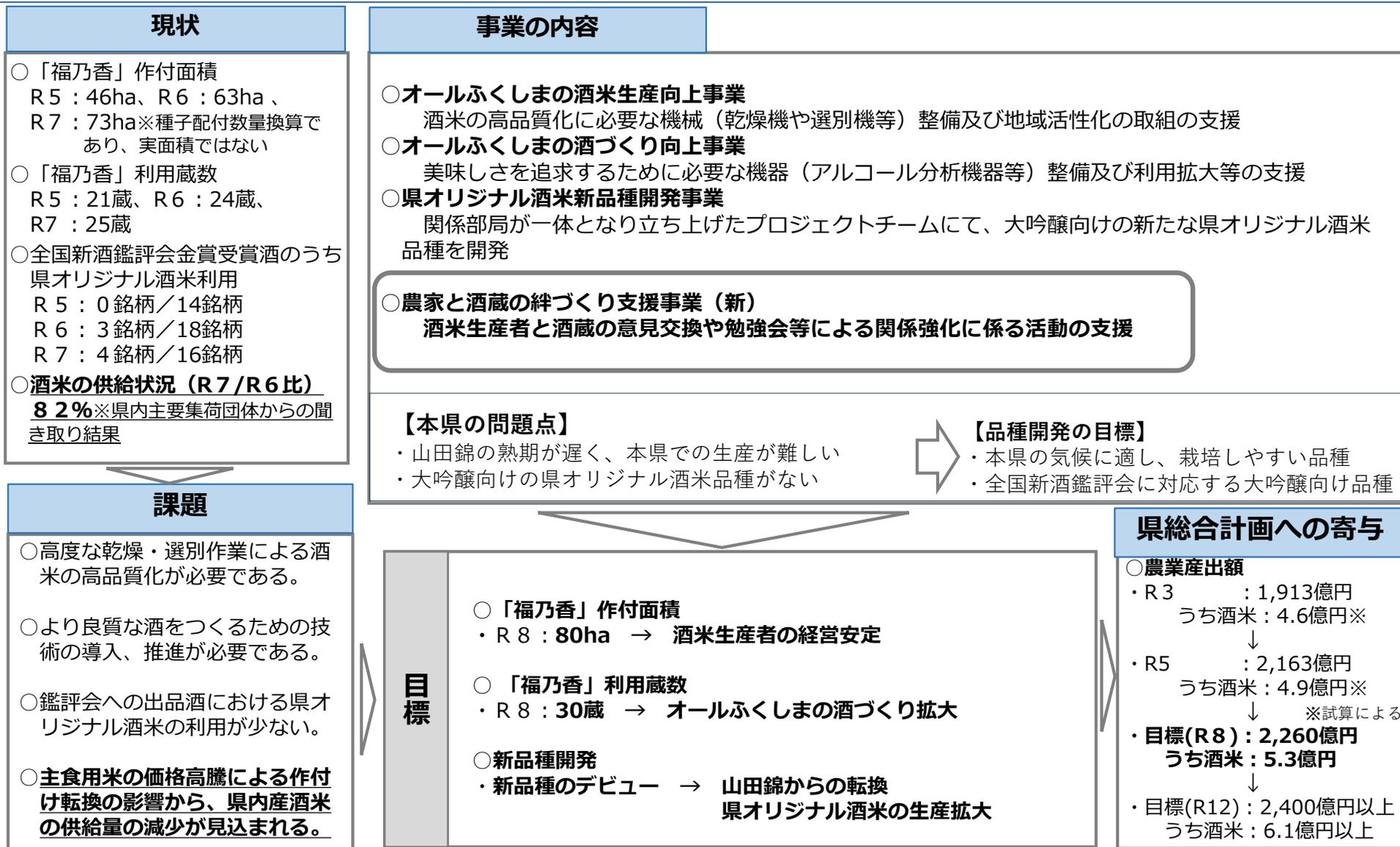
【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

「オールふくしまの酒づくり支援事業」

R8当初 事業費:67,363千円

県産日本酒は、全国新酒鑑評会で3年ぶりに金賞受賞数日本一を獲得するなど、復興のトッランナーとなっているが、県内では主食用米の価格高騰に伴う作付け転換から、酒米の生産量が減少しており、原材料の安定確保に不安を抱えている。

一方、金賞受賞酒のほとんどは兵庫県産「山田錦」を原料としている中、近年の猛暑から米が溶けにくく思いどおりの酒づくりができなくなっており、溶けやすい県オリジナル酒米へ切り替えを進める動きが出ている。加えて、ブランド価値を高める意味でも、アピールしやすい県オリジナル酒米の需要が高まっていることから、生産者と酒蔵の関係性を強化し、ふくしまの酒米、麴、水によるオールふくしまの酒づくりの拡大を図る。



麦・大豆等需要拡大・生産向上支援事業（新規）

1 目的

福島型食料安全保障の確立に向け、輸入依存度の高い麦・大豆等の安定供給を図るため、収量・品質向上に係る技術導入を支援するとともに、農業者と加工業者との連携体制の強化に取り組む。

2 事業内容

(1) 需要拡大支援事業

ア 県産麦・大豆等を使った加工業者と農業者等を結ぶ「マッチング・情報交換会」の開催、試作加工品の開発を支援する。

イ 持続可能な産地形成を支援するため、県産麦・大豆等の生産者や加工業者の優良事例紹介、消費者と繋がるためのイベント開催等の推進活動を行う。

(2) 持続生産可能な経営体の育成支援事業

ア 低収要因解決に向けた実証ほでの取り組みや、団地化の誘導や生産体制の構築、技術実証・改善等の活動等を支援する。

イ 麦作の施肥・防除体系の構築等、生産性向上の取組に対して支援する。

ウ 生産向上の取組等において、畑作物の生産技術導入に必要な機械等の導入を支援する。

エ 加工業者が求める麦・大豆・そばの生産量・品質を持続的に確保するための取組みについて支援する。

オ 水田作の麦・大豆・そばで、前年より1ha以上作付拡大した生産者に対し、拡大面積に応じて奨励金を交付する。

3 事業主体

2 (1) ア 農業者を含む組織及び団体

2 (1) イ、(2) ア 県

2 (2) イ、ウ、エ 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村等

2 (2) オ 地域農業再生協議会等

4 事業費

72,228千円(国 29,700千円、県 42,528千円、その他 一千円)

5 補助率

2 (1) ア 1/2以内

- 2 (2) イ 定額
- 2 (2) ウ 1/2以内
- 2 (2) エ 定額 10,000円以内/10a (麦、大豆)、4,000円以内/10a (そば)
- 2 (2) オ 定額 5,000円以内/10a

6 事業期間 令和8年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

(新) 麦・大豆等需要拡大・生産向上支援事業

R8予算額：72,228千円
(県費：42,528千円、国費：29,700千円)

○事業概要

福島型食料安全保障の確立に向け、輸入依存度の高い麦・大豆等の安定供給を図るため、収量・品質向上に係る技術導入を支援するとともに、農業者と加工業者との連携体制の強化に取り組む。

○事業目的

加工業者等から求められる品質・生産量を確保しながら、産地の維持向上、農業者の所得確保を支援し、食料安全保障の確立に寄与する。

○現状

国際情勢の変化等から、輸入依存度の高い麦・大豆等の安定供給に対するニーズが高く、原料調達先を国内に見直す動きがある。

一方、県内の麦・大豆は、湿害や雑草害、連作障害により収量・品質が低い状況にあり、隣県に比べても低い傾向もみられる。このことが、農業者の生産意欲の減退にもつながり、耕作放棄地の増加も懸念される。また、県産麦・大豆の品質や供給量の面から、県産原料を取り入れた加工事業者との繋がりも限られている。

品目	小麦	大豆	そば	備考
収量(kg/10a)	287(65%)	102(62%)	54(92%)	※(全国平均との比)
上位等級比率(%)	29(▲58p)	48(▲1p)	78(4p)	※(全国平均との差)
団地面積(ha)	501	995	3,119	

○課題

排水性向上対策等の栽培管理技術の励行や、輪作等の栽培技術導入及び適期作業の実現による収量・品質の向上、高品質安定生産による販売先の確保、消費者への理解促進

○目指す姿

- ・農業者の意欲向上、所得向上による農家経営の安定化
- ・加工業者と結びついた需要創出による面積拡大、収量品質向上

○事業内容

需要拡大支援

【6,817千円 委託料ほか】

- 県産小麦を使った学校給食パン、オール地場産ラーメンなど、県産麦・大豆等を使った加工業者と農業者等を結ぶ「マッチング・情報交換会」の開催、試作加工品の開発支援
補助金ほか 3,018千円
- 県産麦・大豆等の生産者、加工業者、消費者を繋ぐためのイベント等を開催し、持続可能な産地形成を支援
委託料ほか 3,799千円

持続生産可能な経営体の育成支援

【65,411千円 補助金ほか】

- 地力維持、雑草抑制対策等の低収要因解決に向けた実証ほ設置、栽培技術に係る情報提供及び指導会実施、現地研修会開催のほか、団地化、ブロックローテーションなど生産性向上の推進に要する経費を支援
県推進活動ほか 6,366千円
- 高品質生産に寄与するため、作業効率を高め、適期作業実現に対応した畑作用省力機械等の導入を支援
補助金 31,500千円 (1/2以内)
- 麦、大豆等の持続的な品質確保に向けた、生産技術等に対する取組みへの支援
補助金 22,500千円 (定額)
- 前年産に比較して新たに大豆、麦等畑作物を作付拡大した生産者に対し、拡大面積に応じて奨励金を交付
補助金 5,045千円 (定額)

オリジナルふくしま水田農業推進事業（継続）

1 目 的

本県産米のブランド力向上による風評払拭や産地力の強化による稲作農家の経営安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組など、県オリジナル水稻品種を中心とした産地における取組を支援する。

2 事業内容

(1) 県オリジナル米産地力強化支援事業

ア 県オリジナル米産地力強化推進事業

県オリジナル水稻品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施する。

イ 県オリジナル米生産技術力向上事業

(ア) 地域の特徴に応じた高品質・良食味米の生産技術を確立するための実証ほを設置する。

(イ) 「福、笑い」等の県オリジナル水稻品種の高品質・良食味米生産に必要な機器等の整備を支援する。

3 事業主体

(1) イ (イ) 生産部会、集落営農組織等

(1) ア、イ (ア) 県

4 事業費

17,000千円 (国 17,000千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率

(1) イ (イ) 1/2以内 (ただし、機器等の整備 (リース又は導入) 上限3,500千円/件)

6 事業期間

令和8年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

県オリジナル米産地力強化支援事業 （令和8年度当初予算額 17,000千円（R7:20,000千円））

事業の概要

本県稲作農家の経営の安定化を図るため、「福、笑い」を始めとした県産米の食味・品質向上の取組など、県オリジナル水稻品種を中心とした産地における取組を支援する。

《本県産米の課題》

- 米の販売価格を震災前の価格水準へ回復
- 風評により失った首都圏量販店等の販売棚の回復
- 高品質・良食味米の安定供給

主食用米

《事業内容》

1 県オリジナル米産地力強化支援事業

オリジナル米の高品質・良食味米生産体制の構築

- 補助事業
：高品質米生産に必要な機械等の整備支援（食味計・色彩選別機等）
- 栽培支援「福、笑い」
 - ・現地実証ほの設置
 - ・生育診断や土壌診断に基づく食味・品質の向上支援
- 「天のつぶ・里山のつぶ」
 - ・高品質・良食味を維持した多収穫技術等実証ほ設置
 - ・生育診断や土壌診断に基づく食味・品質の向上支援

《見込まれる成果》

- 「福、笑い」
研究会を核とした高品質・良食味米生産体制の確立、生産量の確保
 - 「天のつぶ」「里山のつぶ」
高品質・良食味米の安定供給
- ↓
販売機会の拡大
- ↓
- 県産米全体のイメージの向上、県産米価格の震災前ポジションへの引き上げ

- 「福、笑い」が県産米全体の価格を引き上げて、稲作農家の所得が向上
- 県産米のイメージアップと風評払拭により稲作農家の生産意欲の維持・向上
- 栽培しやすいオリジナル品種の導入により品質向上を図るとともに作期分散により大規模化を推進

- ・ブランド力向上による風評払拭
- ・産地力の強化による稲作農家の経営安定

※成果目標
相対取引価格における福島県産米と全銘柄平均との価格差を震災前の水準（-1.6%）に回復

次世代園芸産地づくり支援事業（継続）

1 目 的

従来までの園芸生産を革新するスマート農業や高温対策技術の導入及び遊休施設等を継承する体制の構築を支援し、持続的に発展可能な次世代の園芸産地を育成する。

2 事業内容

(1) 次世代園芸産地県推進事業

県が主体となり、スマート農業等の新たな技術を効率的に活用するための体制や、遊休施設を担い手に継承するための仕組み作りを支援する。また、新たな技術を駆使して大規模化に取り組む経営体の調査により、大規模経営体指標を策定する。

(2) 次世代園芸産地支援事業

ア 革新技術導入支援事業

作業の省力化や精緻化に資するスマート農業機器や高温対策技術の導入及びそれらを備えたパイプハウス等の整備を支援する。

イ 園芸施設再整備支援事業

遊休化又は後継者不在のパイプハウス等の再整備・改修に必要な資材の経費を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、法人 等

4 事業費

- (1) 480千円（国 一千円、県 480千円、その他 一千円）
- (2) 253,800千円（国 155,500千円、県 42,300千円、その他 56,000千円）

5 補助率

- (2) 国補助率1／2以内（※産地生産基盤パワーアップ事業、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業）
県補助率1／10以内

6 事業期間

令和7年度～令和9年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

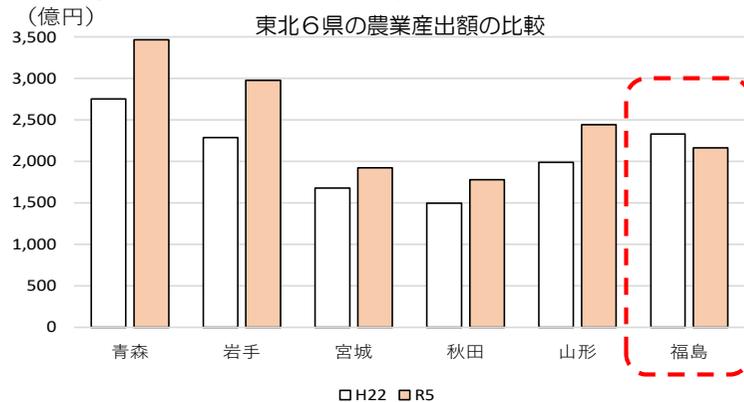
次世代園芸産地づくり支援事業

(令和8年度予算額 254,280千円)

園芸課

事業の内容

■ 現状及びこれまでの成果



園芸の産出額の推移 (億円)

	H22	H23	R4	R5
米	791	750	589	687
畜産	541	417	487	556
野菜	574	408	471	496
果樹	292	197	300	317
花き	61	51	82	83
その他 (工芸農作物等)	71	28	41	24
合計	2,330	1,851	1,970	2,163

- 本県の農業産出額は、震災前と比較し依然として減少したままである。
- 農業産出額の回復・向上のためには、園芸でけん引していく必要がある。
 - ・産出額の回復が困難な分野も、収益性が高い園芸で補うことが必要。
- 園芸生産拠点育成支援事業の活用を契機として、園芸振興が伸展している。
 - ・園芸生産拠点を創出した一部の産地では、きゅうりやトマト等で過去最高の販売額を達成。
 - ・選果場などのハード整備が並行して進められ、規模拡大を志向する生産者が増えている。

■ 新たな課題

- 労働力不足は、規模拡大の制限要因となっている。
- 温暖化の影響による高温対策の対処をしなければ、生産量・品質の確保が困難。
- 資材価格の上昇により、新規栽培者が園芸用施設を導入することが困難。

■ 課題への対応策

- 労働力不足を克服するために、自動制御機器やロボット機器等の新たな技術導入が必要。
- 高温対策としてのミスト噴霧装置など、安定生産に繋がる技術導入が必要。
- 新たな担い手に再整備した遊休施設を継承する仕組み作りにより、産地全体で担い手を支援する取り組みが必要。

産地の生産基盤強化に向けて

■ 次世代園芸産地県推進事業

- 県推進会議及び地区戦略会議の開催
- 経営体の実態調査による大規模経営体指標の策定及び周知

■ 次世代園芸産地支援事業

- ①革新技術導入支援事業
 - 作業の省力化や精緻化に資するスマート農業機器やそれらを備えた園芸用施設等の整備を支援。
- ②園芸施設再整備支援事業
 - 遊休化・後継者不在のパイプハウス等の再整備・改修に必要な資材の購入を支援。

[対象品目]

- 園芸振興プロジェクト及び水田農業高収益化推進計画の野菜・果樹・花き
- [補助率] 6/10 以内 (国 1/2 以内、県 1/10 以内 国庫事業採択要件を満たす必要あり)

目標

従来までの生産を革新するスマート農業技術の導入や遊休施設等を継承する体制の構築を支援し、持続的に発展可能な次世代の園芸産地形成により、令和12年までに園芸の産出額993億円を目指す。

R1 806億円 ▶ R5 896億円 ▶ R12 993億円

果樹園地継承促進事業（継続）

1 目 的

高齢化や後継者不足により樹園地が減少しているため、産地維持のための円滑な樹園地継承に向けて、生産性の高い樹園地を地域全体で守り活用する仕組みづくり、果樹の新たな担い手の早期技術習得のための研修園地の運営などを支援する。

2 事業内容

(1) 県推進事業

園地継承の仕組みづくりのための推進会議やセミナー開催、円滑な継承に必要なマップ作成のための意向調査・園地リスト作成に加速的に取り組む。

(2) 地区推進事業

果樹産地協議会等に対して、園地継承の新たな仕組みづくりや円滑な継承に必要な園地マップの作成・更新、合意形成に必要な話し合いや検討会の開催、広報活動や就農フェア等への参加など新規栽培者確保及び新たな栽培者が園地継承に必要な技術習得を行う研修園地の運営等を支援する。

3 事業主体

(1) 県

(2) 果樹産地協議会（JA、全農福島県本部、JA果実生産部会、市町村、農業委員会、農業共済組合、福島県農地中間管理機構、県等）

4 事業費

4,793千円（国 2,366千円、県 2,427千円、その他 一千円）

5 補助率

(2) 定額

6 事業期間

令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

果樹園地継承促進事業【継続】

令和7年10月
園芸課

事業の必要性

- 本県の果樹産出額は317億円で、地方の貴重な産業の一角を担っている。
- 本県主力の「なし」は栽培面積、収穫量・出荷量ともに年々減少。
- 令和7年度までに8産地で園地リスト（継承を希望する生産者や園地のデータ）が作成され、研修園地の整備が5産地で進んだ。
- 令和8年度は、令和7年度までに整備された研修園地の運営を支援するとともに、研修園地の活用や新規参入者等担い手を確保するための広報や募集活動を引き続き行い、継承の仕組みづくりの体制を整え、担い手との効果的なマッチングを支援する。

事業内容

園地継承の仕組みづくり

- 取組内容：推進会議、意向調査、園地リスト作成・更新・活用、セミナー、現地研修、産地間交流
事業主体：県（農林事務所）
- 取組内容：話し合い、果樹園地マップづくり、園地継承に必要なルールづくり、研修園地の整備・運営、新規参入者等とのマッチングのための広報、募集活動
事業主体：果樹産地協議会（農業者、市町村、JA、農業委員会、農地中間管理機構、県等）

年次ごとのスケジュール



成果

園地継承の仕組みづくり
果樹園地減少の抑制

果樹産業を
ベースとする
地域の活性化

事業目標

園芸振興プロジェクト品目（もも＋日本なし＋ぶどう）20ha／年間 園地継承

*新規参入者の早期技術習得に必要な研修園地を整備し、熟練農家により技術習得を支援する。

県育成品種種苗安定供給事業（継続）

1 目 的

農業所得確保や産地振興を目的に開発した県育成オリジナル品種の種苗（野菜・花き）を生産者へ安定的に供給するため、民間事業者において増殖供給が困難な品目・品種の生産とともに、許諾を受けた種苗生産者へ原種苗等を安定的に配付する体制を整備する。また、種苗の品質を確保するため、許諾を受けた種苗生産者に対する検査を行う。

2 事業内容

(1) 県育成品種種苗安定供給事業

農業総合センターにおいて、県育成オリジナル品種（野菜・花き）の一般種苗（農業者へ販売）及び原種苗（種苗生産者へ配付）を生産する。また、許諾を受けた種苗生産者に対する検査を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 5,509千円（国 一千円、県 4,163千円、その他 1,346千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

県育成品種種苗安定供給事業

園芸課
予算額：5,509千円

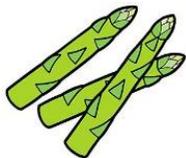
背景

- 本県においては、「ふくしまならでは」の県育成品種を活用したブランド化を進めるにあたって、普及に必要な種子・苗の計画的な生産が必要となっている。
- F1品種で種苗業者やJAでは種子生産が困難な品種がある。
- 農業総合センターが種苗業者やJAと連携して種子・苗の供給を行っていく体制の整備が必要である。
- 奨励品種（優れた特性を有し県内に普及すべき品種）の種苗の品質を確保するため、種苗生産者に対する検査が必要である。

事業内容

県育成品種種苗安定供給事業
(R8) 事業費：5,509千円

- 県オリジナル品種の種苗生産
 - ・アスパラガス種子
 - ・リンドウ定植苗
 - ・リンドウ組織培養苗
- 県オリジナル品種の元株等の管理
 - ・元株→原種苗（培養）
 - ・原種苗→原種株（育苗）
 - ・原種株→種子（交配・採種）
- 種苗生産者に対する検査
 - ・県から許諾を得た種苗生産者（13か所）



事業効果

- 適切な管理下で生産された優良種苗を**県内生産者に安定提供**することで産地化が進む
- 「**強み**」（高品質、魅力ある「福島ならでは」、新たな需要の創出などのブランド力、作りやすさ、多収や安定生産）のある園芸産地の育成

【目標】

- 新しい農林水産業振興計画を実現するためのアクションプログラムで掲げた**生産力と競争力の強化に寄与**。主要10品目の農業産出額を5年間で**1.1倍（45億円）**増加

県育成オリジナル品種（園芸作物のうちアスパラガス、リンドウ）の生産振興計画

品目	作付面積※1（R12目標）			伸び率（R7/R2）	産出額※1（R12目標）	伸び率（R12/H30）
	うちオリジナル品種作付面積（R2現状）	うちオリジナル品種作付面積（R7目標）※2				
アスパラガス	410ha	55ha	152ha	276%	30.2億円	201%
リンドウ	30ha	3ha	8ha	300%	3.0億円	200%

※1 農林水産業振興計画

※2 品種ごとの生産振興計画（合計）

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（継続）

1 目 的

園芸産地自らが地域の特性を生かし、市場等からの産地信頼回復、風評払拭、創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）、及び新たな挑戦に必要な取組を支援する。

2 事業内容

(1) 競争力強化県推進事業

園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のための研修会の開催や調査分析等を実施する。

(2) 生産対策強化支援事業

ア 産地活動支援事業

作付実証や加工品試作及び求評会の開催、各種分析等に係る経費を支援する。

イ 生産体制強化支援事業

県育成品種の種苗や施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に係る経費を支援する。

3 事業主体

(1) 県

(2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

4 事業費

1 2 3, 4 8 2 千円（国 1 2 3, 4 8 2 千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

(1) ー

(2) ア 定額

イ 1/2以内

6 事業期間

令和3年度～令和12年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業【継続】

(福島県農林水産業復興創生事業)

(予算額：123,482千円 (R7当初：43,773千円))

【現状と課題】

- 福島県以外の都道府県においては、野菜・果樹の産出額を震災前の水準から伸ばしている (R5/H22比：110%) 一方、**福島県の野菜・果樹の産出額は震災前の水準まで回復していない (R5/H22比：94%)**。
- 震災後は**市場占有率の低い園芸品目**ほど、風評の影響を大きく受けており、販売先での供給量が潤沢であると産地の**選択順位が下がり**、競合する他県産地よりも**単価が低下した状態で固定化**されている状況にある。

【事業の目的】

- 市場等から選ばれる園芸品目の生産推進を図るため、作付実証や土壌分析等の**風評払拭に向けた取組**、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある**創意工夫を凝らした取組**、安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の**生産体制強化に向けた取組等**を支援し、**地域性を活かした、多様で競争力の高い産地を育成**する。

【事業目標】

- 福島県産野菜・果樹の産出額の向上

【事業概要】

- 園芸産地自らが地域の特性を生かし、園芸産地の生産力を一層強化し、競争力の高い産地を育成するため、次の取組に要する経費を支援する。

1 競争力強化県推進事業 <定額>

園芸産地の生産力強化や競争力の高い産地を育成するため、研修会の開催や調査分析等に要する活動を支援

2 生産対策強化支援事業 <定額、1/2以内>

- ・ 市場等から選ばれる園芸品目の生産推進を図るため、作付実証や加工品試作及び地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組に要する経費を支援
- ・ 安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援

事業実施主体：

- (1の取組) 福島県
- (2の取組) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

【事業イメージ】

- **福島県園芸振興プロジェクト**に位置づける野菜・果樹の品目(きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、ブロッコリー、ねぎ、たまねぎ、いちご、もも、なし、ぶどう、りんご)について、**県内4地区で施設化等の推進**を図る。



研修会の開催



なしジョイント棚の導入



パイプハウスの導入



環境測定制御装置の設置

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業（継続）

1 目 的

地域ぐるみでのモモせん孔細菌病対策の取組を活性化させるとともに、品種構成を改善することにより長期安定出荷を実現し、風評に打ち勝つ本県もも産地の復興を図る。

2 事業内容

- (1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業
共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・設備の導入にかかる経費を支援する。
- (2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業
 - ア 防風施設等の導入
地域ぐるみで計画的に整備する防風設備等の導入に要する経費を支援する。
 - イ 品種構成の改善
「あかつき」以外の品種への新植・改植のために必要な経費を支援する。

3 事業主体 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 事業費 16,292千円（国 16,292千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 (1) 1/2以内
(2) ア 5/6以内（防風設備は上限833千円/10a）、イ 定額

6 事業期間 令和3年度～令和12年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業 (福島県農林水産業復興創生事業交付金)

令和8年度予算額
16,292千円

1 本県産ももの販売実績

8月の福島県産ももの平均単価は震災後大きく下落。徐々に回復するも主産県との価格差及び全国平均との差は広がったまま。

表 東京都中央卸売市場におけるももの平均単価 (各7-9月平均)

	(円/kg)								
県名	H22	H23	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
福島県	438	222	491	502	621	645	614	627	672
全国平均	466	388	598	597	706	711	703	720	760
価格差	△28～ △51円	△166～ △287円	△107～ △203円	△95～ △209円	△85～ △144円	△66～ △135円	△89～ △230円	△93～ △202円	△88～ △256円

東日本大震災と原発事故に端を発した風評の拡大

2 風評払拭のための取組

- 価格が回復していないため、引き続き機会を捉え販売促進
- 地域ぐるみで総合防除対策を実施し、難防除病害虫であるモモせん孔細菌病等の果実被害抑制
- 雨よけ施設等の施設導入により高品質な果実の安定供給
- 県オリジナル品種等優良品種の導入により品種分散を進め、長期安定出荷の促進

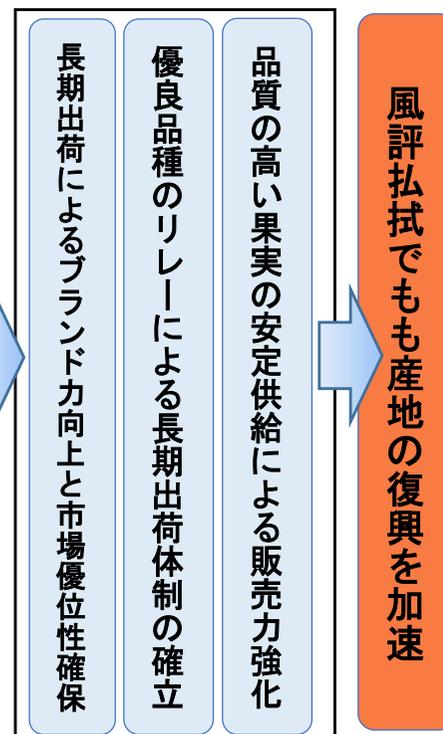
3 課題と解決方法



モデル地区を設定し、取組の重点化

対策	事業内容	【事業費】
担い手 ステップアップ	○担い手を中心とした共同防除組織等における農業機械等の導入による防除の効率化を支援し、担い手の規模拡大による生産力を強化 ・広域の薬剤防除の効率化に係る機械・設備の導入等	【11,192千円】
産地再生	○長期間の安定した市場出荷体制の構築のため、せん孔細菌病の感染リスクの高い晩生品種等の総合的防除対策を強化 ・共同防除組織等が整備する防風ネット等導入の補助 ・品種構成改善のための新植・改植	【5,100千円】 (定率5/6以内) (定額)

事業効果



産地生産基盤パワーアップ事業(強い農業づくり整備事業) (継続)

1 目 的

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、実現に必要な生産資材及び農業機械のリース導入並びに集出荷施設等の施設整備に要する経費等を支援する。また、産地の生産基盤の強化や農業用機械・樹園地等の円滑な継承のための取組に要する経費等を支援する。

2 事業内容

(1) 収益性向上対策(国庫整備事業、生産支援事業、効果増進事業)

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等)等の整備や、コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得、パイプハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入等を支援する。

(2) 生産基盤強化対策(農業用ハウス、果樹園等の再整備・改修、農業機械の再整備・改修、生産装置の継承・強化に向けた取組等)

後継者不在のハウスや樹園地等の生産基盤を新規就農者等に継承する際の再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等を通じて、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を実現するための取組を支援する。

3 事業主体 市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 事業費 149,012千円(国 70,000千円、県 12千円、その他 79,000千円)

5 補助率 1/2以内等

6 事業期間 平成28年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

53 産地生産基盤パワーアップ事業

令和7年度補正予算額 8,000百万円

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

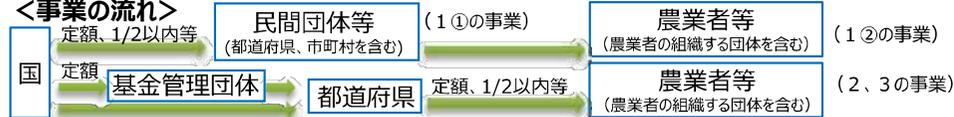
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- スマート農業推進枠
- 特別枠の設定
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作確立枠
- 土地利用型作物種子枠
- 推進枠の設定
- 中山間地域の体制整備
- 施設整備

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 生産基盤の強化
- 堆肥等を活用した土づくり

園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）（継続）

1 目的

自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強等の非常時の復旧に必要な取組みを支援する。

2 事業内容

- (1) 事業継続計画の検討及び策定、非常時協力体制の整備
事業継続計画の策定、非常時の協力体制整備に向けた検討会等の開催等を支援する。
- (2) 事業継続計画の実践
 - ア 自力施工等の技能習得、災害復旧実証
ハウスの自力施工研修等の技能習得、自力施工体制活用等による災害復旧の取組実証を支援する。
 - イ 既存ハウスの補強等の被害防止対策
既存ハウスの補強、防風ネット・融雪装置の導入、共同利用非常用電源の導入等を支援する。

3 事業主体 市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

4 事業費 4,000千円（国 4,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 (1) 定額
(2) ア 定額
(2) イ 1/2以内

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

園芸産地における事業継続強化対策

令和7年度補正予算額 194百万円

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた、産地ごとに必要な耐候性を踏まえた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の見直し等を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

非常時の備えが必要な全ての園芸産地において、産地ごとに必要な耐候性基準を踏まえたBCPの策定・見直しを行い、その実行に必要な被害防止対策を実施し、非常時の対応能力を向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

産地ごとに必要な耐候性を踏まえ、産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）の見直し等を行うための取組を支援**するとともに、**非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策に資する取組を支援**します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し等

- ① 事業継続計画の検討、策定及び見直し
- ② 非常時の協力体制の構築

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

① 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

ア 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備

② 既存ハウスの補強等の被害防止対策

産地ごとに必要な耐候性基準を満たすハウスを整備するために行う以下の取組を支援

ア 災害に備えたハウスの補強、防風ネット等の設置

イ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>

台風・大雪等の自然災害の激甚化によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要

→産地ごとの耐候性基準を踏まえたBCPへ見直しを行い、BCPの実行に必要な被害防止対策を実施

【支援内容】

- 産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の構築
- 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証



事業継続計画（BCP）



非常時の協力体制の構築

- 補強等の被害防止対策への取組



ハウスの補強



防風ネットの設置



ハウス自力施工研修など技能習得



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証



非常用電源の共同利用

降電や浸水被害等の自然災害への被害防止対策に資する資材等の導入も可

産地生産力強化総合対策事業（継続）

1 目 的

担い手の減少や労働力不足が進む中、農業産出額の向上を目指すためには、省力化や高品質かつ安定した農業生産を図る産地の生産力強化が不可欠であり、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種等優良種苗の導入、各種作物の省力・低コスト化や高品質化のための機械・施設の導入や水源確保等について支援する。

2 事業内容

(1) 産地育成推進事業

関係機関・団体が一体となって園芸振興に取り組む推進体制を構築するとともに、県オリジナル品種の普及を強力に進める。

(2) 産地育成整備事業

ア 園芸作物支援対策

産地規模の拡大、省力化、品質向上のための初期生産資材、農業機械、高品質安定生産装置等の導入、水源確保等を支援。

イ 土地利用型作物支援対策

飼料作物及び主要農作物種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大に必要な機械・機器等の導入を支援。

3 事業主体

- (1) 福島県
- (2) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等

4 事業費

- (1) 641千円（国 一千円、県 641千円、その他 一千円）
- (2) 42,900千円（国 一千円、県 42,900千円、その他 一千円）

5 補助率

- (2) 1/3以内、4/10以内、1/2以内、定額

6 事業期間

令和8年度～令和12年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

産地生産力強化総合対策事業

事業概要

農業産出額の向上を目指すためには、産地の生産力強化が不可欠であり、**県オリジナル品種等優良種苗の導入、各種作物の省力・低コスト化や高品質化のための機械・施設の導入**など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

事業内容

1 産地育成推進事業

県が主体となって、関係機関・団体との連携により園芸振興に取り組む推進体制の構築や県オリジナル品種の普及推進に向けて、県域の会議及び地方別研修会等を開催する。

2 産地育成整備事業

○ 対象品目：果樹、野菜、花き ※((1)～(3)共通)

(1) 新規園芸品目導入支援事業

- ア 事業主体：市町村、農業公社、JA、地域農業再生協議会、営農集団、農業法人 等（市町村、農業公社、地域農業再生協議会の場合は受益農家1戸以上、農業法人、営農集団の場合は受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：新たな園芸品目の導入に必要な初期生産資材（野菜及び花きの新規栽培者のみを対象とする）、農業機械、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備等
- ウ 補助率：4/10以内（新規栽培者）
ただし、水稻からの転換又は水稻との複合経営として新たに園芸品目導入の場合は、補助率1/2以内
野菜、花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額、新規栽培者以外は1/3以内

(2) 省力化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：省力化のための農業機械（育苗・移植用機械、防除用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、調製・出荷用機械）等
- ウ 補助率：1/3以内
ただし、基準年において契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合、導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合は、補助率4/10以内

(3) 生産力強化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：優良種苗の導入、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保(井戸掘削) 等
- ウ 補助率：1/3以内

3 土地利用型作物支援対策

- 事業主体：市町村、農業公社、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上） ※((1)～(2)共通)
- 補助率：1/3以内 ※((1)～(3)共通)

(1) 産地拡大支援事業

- ア 対象品目：大豆、麦類、そば 等
- イ 補助対象：規模拡大のための省力機械（排水対策用機械、栽培管理用機械、収穫機械）、乾燥調製・出荷用機械等

(2) 飼料作物支援事業

- ア 対象品目：飼料作物
- イ 補助対象：栽培管理用機械・播種機械、収穫・調製用機械、運搬・保管用機械 等

(3) 主要農作物種子支援事業

- ア 事業主体：JA、種子生産を行う農業法人、種子生産を行う営農集団 等
- イ 対象品目：主要農作物（水稻・麦類・大豆）種子
- ウ 補助対象：種子生産に必要な機械（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等） 等

事業効果

○園芸産地及び土地利用型作物の生産力の強化

○担い手の確保・育成
新規栽培者の確保・定着

- ・水稻農家の園芸品目導入
- ・新規就農者を確保
- ・永年性作物の新規導入促進

○労力不足の解消
省力化技術の導入

- ・土地利用型野菜の作付の推進
- ・契約野菜の取組促進
- ・農業法人の規模拡大促進
- ・土地利用型作物の生産の効率化及び地域の担い手確保・規模拡大を促進

○出荷量・産出額の向上
単収・単価の向上

- ・出荷期間の長期化
- ・生産の高度化

次世代型ふくしまの畜産推進事業（継続）

1 目 的

福島県の和牛の頭数は、原子力災害に伴い多くが失われ全国と比較して減少したほか、福島県産和牛の枝肉価格は、風評により全国と比較して1割程度安値で取引され、ブランド力が回復していない。また、飼料価格高騰等の影響で、畜産農家の経営が厳しい状況にあるため、ゲノミック評価やA I肉質評価システムなどの新技術の活用や家畜導入の支援によりブランド力強化と生産基盤の強化を図る。

2 事業内容

(1) 「福島牛」次世代型技術実証事業

震災以降、福島県が研究開発してきた国内最先端の畜産技術を総動員し、「福島牛」のブランド力や生産力の強化を図る。

ア ゲノミック評価とA I肉質評価による肥育技術実証

県内子牛市場からの優良肥育素牛導入を支援するとともに、ゲノミック評価とA I肉質評価システムを組み合わせることにより、評価結果に応じた適切な時期での出荷を促進し、もうかる農林水産業の実現を目指す。

イ 新たなゲノミック評価値を用いた「福島牛」改良

ゲノミック評価の活用による優秀な種雄牛造成と県内繁殖雌牛群の改良を継続するとともに、消費者ニーズを踏まえた霜降りの質の改良を促進し、他県銘柄牛との差別化を図る。

3 事業主体 ア 全国農業協同組合連合会福島県本部、(一社)福島県配合飼料価格安定基金協会、イ 県

4 事業費 178,443千円(国 166,353千円、県 11,370千円、その他 720千円)

5 補助率 ア 定額、イ ー

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

福島県畜産経営暑熱対策事業（新規）

1 目 的

飼料価格を始めとした生産資材の物価高騰が続いている中、暑熱期の気温上昇等に起因した畜産物の生産性低下により更なる畜産経営の圧迫を招いていることから、これらの状況の中でも安定した畜産経営ができるよう暑熱対策に係る経費を支援する。

2 事業内容

(1) 酪農暑熱対策事業

県内酪農経営に対して畜舎の温度管理に関する対策を支援する。

(2) 肉用牛等暑熱対策事業

県内肉用牛、養豚、養鶏経営に対して畜舎の温度管理に関する対策や機器導入等を支援する。

3 事業主体 (1)、(2) 県内畜産団体等

4 事業費 50,420千円(国 一千円、県 50,420千円、その他 一千円)

5 補助率 (1)、(2) 1/2以内・定額

6 事業期間 令和8年度～令和10年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

福島県畜産経営暑熱対策事業

畜産課

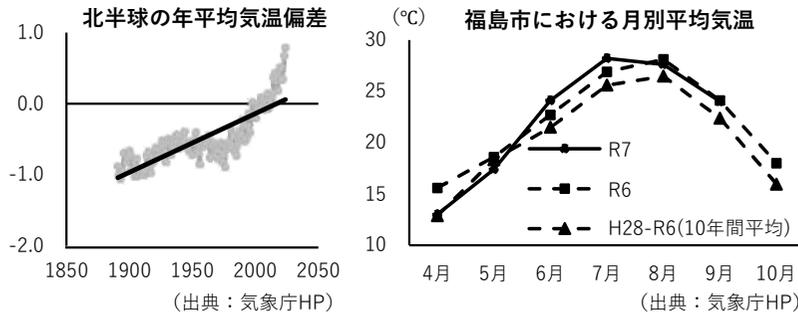
(R8年度予算額：50,420千円)

事業概要

飼料価格を始めとした生産資材の物価高騰が続いている中、暑熱期の気温上昇等に起因した畜産物の生産性低下により更なる畜産経営の圧迫を招いていることから、これらの状況の中でも安定した畜産経営ができるよう暑熱対策に係る経費を支援する。

現状と課題

近年、気候変動等を要因とする全国的な夏期の気温上昇により、暑熱期において県内の畜産業に深刻な影響を及ぼしている。



家畜における主な暑熱ストレスの影響

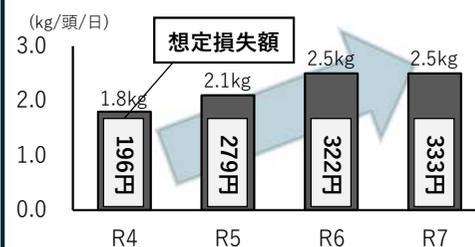
畜種	内容
乳用牛	乳量低下、繁殖障害
肉用牛	肉質低下、繁殖障害
養豚	発育遅延、繁殖障害
養鶏	産卵率低下、へい死

養鶏場における暑熱の影響(R7.6・東北)

	死亡羽数／飼養羽数
A農場 (伊達市)	774／39,576 (2.0%)
B農場 (飯野町)	531／12,013 (4.4%)
C農場 (川俣町)	1,937／27,491 (7.0%)

乳用牛における暑熱の影響

(暑熱前ピーク月からの搾乳牛1頭あたりの減少乳量)



県内畜産業の生産性の安定化を図るには家畜への暑熱対策が必要である。

※福島県酪農業協同組合員平均
想定損失額は、減少乳量×最大減少乳量月乳価

事業内容

1 畜産経営への暑熱対策支援

- (1) 対象畜種 乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
- (2) 事業実施主体 市町村、県内畜産団体等
- (3) 補助対象経費
 - ア 送風装置、細霧装置、冷房装置、屋根塗装など暑熱改善に係る経費 50,066千円
 - イ 付帯事務費 254千円
- (4) 補助率 (3)のイ1/2以内、イ定額
- (5) R8年度所要額 補助金50,320千円

2 その他

- (1) 旅費 17千円
 - (2) 需用費 54千円
 - (3) 使用料賃借料 29千円
- 計 100千円

送風装置



細霧装置



寒冷紗



屋根石灰塗布



(出典:熊本県HP)

(出典:鳥取県HP)

(出典:農林水産省HP)

飼料価格高騰対策事業（継続）

1 目 的

配合飼料価格、輸入粗飼料価格の高止まりにより、生産者の負担が増加していることから、飼料価格上昇分の一部補助に加え、牛群検定の普及・活用による所得向上支援に係る費用の補助を行うことで、影響を受け続けている畜産農家の経営安定を図る。

2 事業内容

- (1) 畜産配合飼料価格高騰対策事業
配合飼料価格上昇分の一部を支援する。
- (2) 酪農飼料価格高騰対策事業
輸入粗飼料価格上昇分の一部を支援するほか、牛群検定の普及・活用による所得向上支援を実施し、酪農経営の安定化に取り組む。

3 事業主体 (一社) 福島県配合飼料価格安定基金協会、福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部 等

4 事業費 880,912千円(国 一千円、県 880,912千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) 定額(上限2,000円/t～下限400円/t以内)
(2) 定額(2,000円/t以内、3/4以内)

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

飼料価格高騰対策事業

令和8年1月
畜産課

【現状と課題】

○飼料価格の動向

(千円/t)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
配合飼料	80	98	98	95	96 (R7.6)
輸入粗飼料	70	89	91	88	85 (R7.9)

→飼料価格に大きく影響する為替相場は、令和3年から継続して円安傾向にあり、今後も高止まりする見通し。

○生産物価格の動向

農家	生産物	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
和牛繁殖農家	和牛子牛	110	98	85	82	95 (R7.7)
酪農家	生乳	99	98	109	117	120 (R7.7)

※令和2年平均を100とした物価指数

(出典：農林水産省 農業物価統計)

※飼料費の物価指数は136 (R7.7) である。

○畜産農家の経営状況

- ・ 飼料費が畜産経営コストに占める割合は38%~67%と高く、飼料価格が経営収支に大きく影響する。
- ・ そのため、飼料価格高止まりに伴い生産コストは大幅に増加した状態が継続している。
- ・ 一方で、生産物への価格転嫁が十分に進んでいないため、畜産農家は厳しい経営状況が続いている。

【本事業の方向性】

- 飼料価格上昇分に対する一部補助については、支援を継続する。
- 将来的には、飼料価格が高止まりする中でも、飼料価格上昇分の一部補助を受けずに畜産経営が継続できるよう、特に経営が厳しい酪農において、経営体質の強化を図る。

【事業内容】

(1) 畜産配合飼料価格高騰対策事業

配合飼料価格上昇分の一部を支援し、畜産経営の安定化に取り組む。

- 取組内容
 - ・ 配合飼料価格上昇分の一部補助 740,273千円
(補助上限単価 2,000円/t~下限単価 400円/t)
- 合計所要額 **740,273千円**(附带事務費含む)

(2) 酪農飼料価格高騰対策事業

輸入粗飼料価格上昇分の一部を支援するほか、牛群検定の普及・活用による所得向上支援を実施し、酪農経営の安定化に取り組む。

- 取組内容
 - ア 輸入粗飼料価格上昇分の一部補助 44,379千円
(補助上限単価 2,000円/t)
 - イ 牛群検定の普及・活用による所得向上支援 96,260千円
 - ① 必要な機器導入経費
 - ② 検定情報に基づく飼養管理改善経費
 - ③ 普及拡大に要する経費(研修会開催経費)
- 補助率：3/4以内①②、定額③
- 合計所要額 **140,639千円**(附带事務費含む)
- ※ 牛群検定とは、乳量や乳成分等のデータを収集・分析し、飼養管理改善や乳牛改良を進め、経営改善を図る手法。

飼料づくり生産性向上支援事業（新規）

1 目 的

近年の飼料価格の高止まりにより、家畜の生産費が上昇していることに加え、高温少雨の影響による既存草地・飼料畑の生産性の低下、高齢化や経営規模の拡大による労働力不足が課題となる中で、耐暑性の強い新品種・品目等の導入や耕畜連携による飼料生産の分業化を推進することで安定的な畜産経営基盤の確立を図る。

2 事業内容

(1) 飼料生産性向上支援事業

畑地等で飼料の生産性を向上させるために実施する耐暑性の強い新品種・品目等の導入の取組に対する経費を補助するとともに、草地等において飼料の耐暑性を高める肥培管理の新技术実証を行う。

(2) 耕畜連携飼料生産支援事業

ア 生産委託等により耕種農家と連携して飼料生産を行う畜産農家等に対して、取組に要する経費を支援する。

イ 耕畜連携に取り組み、地域の先進的なモデル事例創出を行う畜産農家、耕種農家等に対して、飼料の生産機械等の導入を支援する。

(3) 飼料生産性向上・耕畜連携推進事業

耐暑性の強い新品種・品目等の導入や耕畜連携の取組をより効果的なものとするために、先進地の視察や研修会の開催、新品種展示ほの設置を実施する。

3 事業主体

- (1) 飼料生産組織・畜産農家等
- (2) 畜産農家等
- (3) 県

4 事業費

40,212千円（国 19,750千円、県 20,462千円、その他 一千円）

5 補助率

- (1) 10,000円／10a
- (2) ア 15,000円／10a

(2) イ 1/2以内

(3) ー

6 事業期間 令和8年度～令和10年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

飼料づくり生産性向上支援事業

背景・目的

近年の飼料価格高騰により、家畜の生産費が上昇していることに加え、高温少雨の影響による既存草地・飼料畑の生産性の低下や、高齢化と経営規模の拡大による労働力不足が課題となる中で、国産飼料の生産性向上に取組み、社会情勢や自然条件に左右されない安定的な畜産経営基盤の確立を目指す。

①飼料生産性向上支援事業

耐暑性の強い新品種・品目等の導入に対する支援や新しい肥培管理技術の実証を行う。

耐暑性に優れた新品種・品目等の導入

畜産農家等に**新品種・品目等の導入**経費の一部を支援する。
補助単価：10千円/10a

【品種の導入】

耐暑性の優れた新品種への転換（デントコーン新品種への転換等）

【品目の導入】

耐暑性の優れた品目への転換
（オーチャードグラス→トールフェスク等）

耐暑性向上に資する肥培管理新技術の実証

草地のpH改善、収穫時期及び刈取高等による夏枯れ抑制効果を確認する。

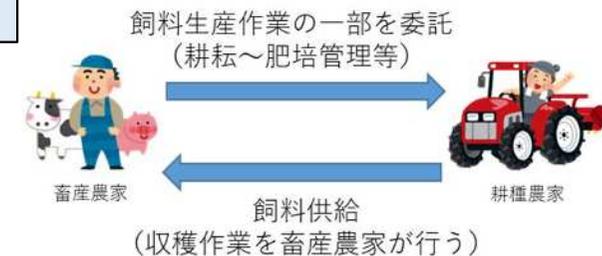
②耕畜連携飼料生産支援事業

生産委託等により行う飼料生産の取組に要する経費や飼料生産の分業化モデル構築に必要な機械の導入を支援する。

飼料生産の分業化推進

- ①畜産農家等が耕種農家へ**飼料生産の一部を委託**する経費の一部を支援（補助単価：15千円/10a）
- ②**飼料生産の分業化モデル構築**のために必要な機械の導入経費を支援（補助率：1/2以内）

目指すべき姿



③飼料生産性向上・耕畜連携推進事業

生産性の低下、労働力不足等の課題解決に向けた事業効果を高めるための展示ほの設置や研修会を実施する。

- **新品種・品目等の展示ほ設置**
- **新品種・品目等や耕畜連携に関する研修会の実施**

3年間で県内の飼料畑・草地8,166haのうち**750ha（約10%）**で生産性向上に資する取組を実施する。
事業の波及効果含め、県内飼料畑・草地のうち**2,500ha（約30%）**の生産性向上を目指す。

ふくしまの畜産復興対策事業（継続）

1 目 的

東日本大震災及び原発事故の影響により大きな被害を受けた本県畜産業の復興を図るため、生産・経営安定対策を支援する。

2 事業内容

中核酪農家生産基盤強化事業

生乳生産基盤強化のため、中核酪農家が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組に対し支援するとともに、県内の酪農家に対して遺伝子評価等を利用した高能力乳用雌牛への転換を図る取組を支援する。

3 事業主体 福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等

4 事業費 53,986千円（国 53,986千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 定額、1/2以内

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

中核酪農家生産基盤強化事業

R8年度事業費 53,986千円

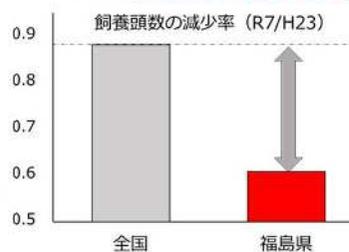
【現状・課題】

○ 当県では、原子力災害の影響により、**生乳生産量が著しく減少**。

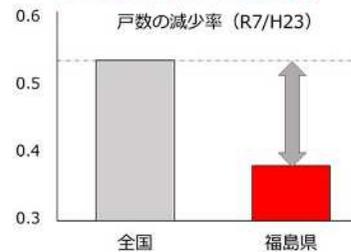
【要因】



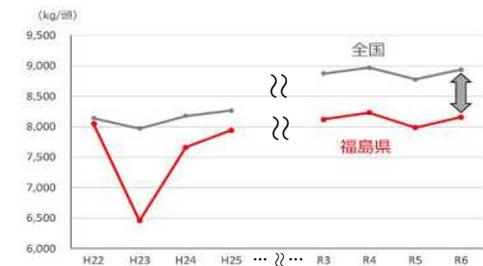
①乳牛の飼養頭数の減少



②酪農家戸数の減少



③経産牛1頭あたりの乳量



- 乳牛の飼養頭数、酪農家戸数は、全国と比較して**減少率が大**い。
- 経産牛1頭あたりの乳量は、全国では増加している一方で、優良な乳用牛を喪失したことによる改良の遅れにより、全国と比較して**少ない**（**生乳生産効率の低下**）。

【事業内容】

1. 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援

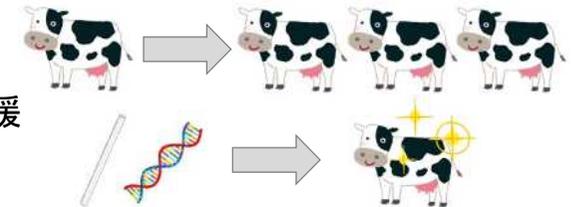
中核酪農経営体が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組を支援

・増頭奨励金 乳牛1頭当たりの補助 @275,000円/頭 × 150頭

2. 乳牛改良基盤の再構築支援

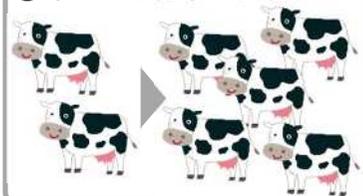
・高能力長命連産精液、遺伝子評価等を活用した高能力牛への転換推進の支援(1/2補助、下記単価は上限)

・高能力長命連産精液@9,000円 × 850頭、遺伝子評価@5,000円 × 850頭



【事業効果】

①県内の飼養頭数増加



②1頭あたりの生産能力向上



生乳生産量の回復

		R6	R7	R8	R9	R10	
生乳生産量 (t)		60,159	60,729	62,809	68,089	76,769	
事業効果等	導入 (累計)	頭数 (頭)	20	70	220	360	500
		効果 (t)		200	700	2,200	3,600
	性判別受精卵等 (累計)	産子数 (頭)	37	138	138	138	138
		効果 (t)		370	1,380	1,380	1,380
	高能力長命連産精液 (累計)	産子数 (頭)			170	370	570
		効果 (t)			1,700	3,700	

ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業（継続）

1 目 的

震災後、風評等の影響で、市場価格の低迷や生産基盤の減少などの課題をかかえる中、各道府県が和牛の能力・品質等を競う「全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）」において優秀な成績を収め、本県の育種改良の成果や肥育技術の高さを全国へPRすることで、福島県産牛の市場評価の向上、震災によって縮小した生産基盤の回復と風評払拭を図る。

2 事業内容

全共への出品に当たっては、出品候補牛の生産から育成・調教等の飼養管理、会場での出品展示まで、複数年にわたり様々な取組を進めていく必要がある。令和8年度については、「隆福久（たかふくひさ）」を中心とした県有種雄牛の産子に対して、調教訓練等の実施・短期肥育に取り組む農家を支援する。

3 事業主体 全国農業協同組合連合会福島県本部

4 事業費 6,880千円（国 一千円、県 一千円、その他 6,880千円）

5 補助率 定額

6 事業期間 令和7年度～令和9年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業



事業概要

本県の肉用牛は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、風評による牛肉の価格差に加え、生産者の激減や飼養頭数の回復が遅れているなどの状況が続いている。

そのような中、各道府県が和牛の能力・品質等を競う「全国和牛能力共進会」において、優秀な成績を収め「種牛の部」では本県の育種改良の成果、「肉牛の部」では肥育技術の高さを全国にPRすることで、福島県産牛の市場評価の向上と風評払拭を目指す。共進会への出品に当たっては、要件を満たすための交配、飼養管理など、生産者の手間や経費等の負担が発生するため、円滑な出品牛整備に向けて支援する。

全国和牛能力共進会

5年ごとに開催「和牛のオリンピック」

主に「種牛の部」と「肉牛の部」に分かれ、出品牛の審査（体型や肉質等）を通して、各道府県が肉用牛の改良成果を競い合う。

○主催 公益社団法人全国和牛登録協会

○会期 令和9年8月26日（木）～令和9年8月30日（月）

○会場 北海道音更町 他

○出品頭数 出品頭数438頭 41道府県参加（令和4年・第12回大会）

種牛の部

◆概要

計画的に交配された繁殖雌牛を単品又は群で出品し、生産性や遺伝的能力を外貌（発育、体型等）審査によって競う。



肉牛の部

◆概要

肥育牛を単品又は3頭1群で通常よりも約6ヶ月短い肥育期間により出品し、重量や肉質、オレイン酸の含有量等によって競う。



事業内容

全共の出品に当たっては、出品候補牛の生産から育成・調教等の飼養管理、会場での出品展示まで、複数年にわたり様々な取組を進めていく必要がある。令和8年度については、令和9年度の最終選抜会に向けて出品候補牛を育成強化するための取組を支援する。

種牛の部において出品候補牛への調教訓練、肉牛の部においては出品候補牛の短期肥育管理に取り組む農家に対して助成する。

種牛の部：@100千円×32頭=320千円、肉牛の部：@100千円×36頭=360千円、計6,800千円

期待される効果

○本大会で福島県が上位入賞し、本県の和牛の改良成果を全国にPRすることで市場価値が高まり、福島県産牛肉の取引価格が向上する。

○出品経験者から若手農家まで多くの生産者が出品に取り組むことで、和牛生産に関わる技術が継承され、県内和牛農家の生産技術が向上する。

獣医師確保対策事業（継続）

1 目 的

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病は国内で断続的に発生しており、これらの伝染病予防や衛生指導、伝染病発生時の指揮を取るのが公務員獣医師の重要な職務であるが、全国的に人材が不足している状況にある。本県においても、獣医師職員の確保は喫緊の課題となっており、本県の畜産振興のためにもこれまで以上に獣医師確保対策を強化する。

2 事業内容

(1) 獣医学生研修等

獣医学生及び社会人獣医師を対象とした家畜保健衛生所研修を行い、東日本大震災からの復興に向かっている畜産業や県民の姿を直接肌で感じてもらうことにより、獣医師の確保を図る。

(2) 獣医学生修学資金貸与事業

獣医学大学に在籍する学生で、将来、県の農林水産分野の業務を担う獣医師職員になることを希望する者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、獣医師職員を確保する。

3 事業主体 県

4 事業費 14,488千円（国 一千円、県 14,488千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和7年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

栽培漁業振興対策事業（継続）

1 目 的

東日本大震災で種苗生産が困難となったアワビ及びヒラメの種苗放流を継続し、資源を維持することが漁業地域の復興に重要であることから、種苗生産体制の構築の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 種苗放流支援事業

平成30年度に供用が開始された水産資源研究所において、本県沿岸に放流するためのアワビ及びヒラメの種苗生産を委託する。

3 事業主体 県

4 事業費 232,421千円（国 154,947千円、県 77,474千円、その他 一千円）

5 補助率 一

6 事業期間 平成30年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

栽培漁業振興対策事業

- 東日本大震災で種苗生産が困難となったアワビ及びヒラメの種苗放流を継続し、資源を維持することが漁業地域の復興に重要であることから、種苗生産体制の構築の取組を支援する。

種苗放流支援事業（生産委託）

水産資源研究所種苗研究・生産施設におけるアワビ及びヒラメの種苗生産

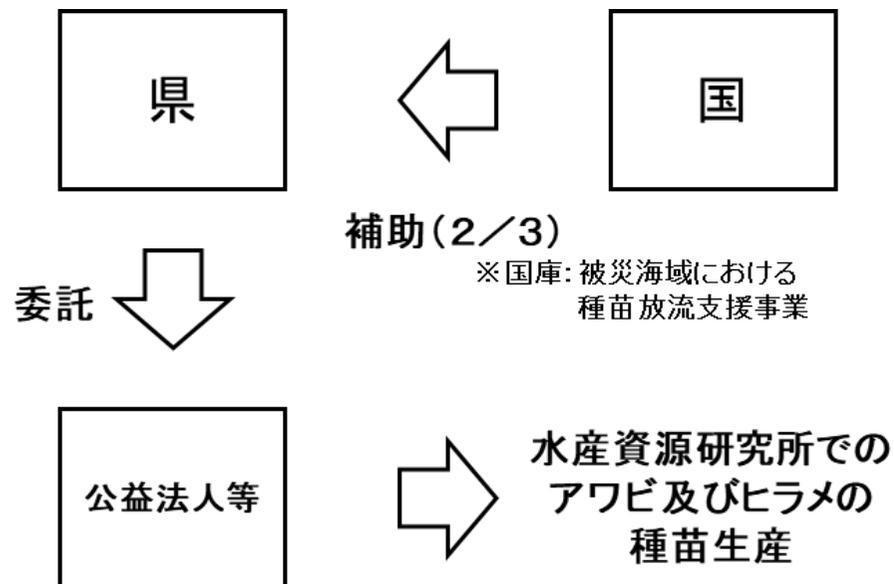


図 ヒラメ種苗放流の様子

令和8年度放流予定数

- アワビ種苗: 20万個
- ヒラメ種苗: 100万尾

さけ資源増殖事業（継続）

1 目 的

県内におけるさけ種苗放流尾数が未だ震災前の規模まで回復しない中、近年の気象災害や回帰数の減少など、依然として厳しい状況にさらされているさけ資源増殖事業実施団体に対して支援を行う。

2 事業内容

(1) さけ資源保護増殖事業

さけ資源の維持を図るために、回帰率の高い大型の稚魚を放流する鮭増殖団体を支援する。

3 事業主体 福島県鮭増殖協会

4 事業費 24,337千円（国 24,337千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 2／3以内

6 事業期間 昭和54年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

さけ資源増殖事業

○ 東日本大震災によりさけふ化場が被災し、放流尾数が震災前の水準まで回復していない。さけ資源造成を図るため、回帰率の高い大型種苗の放流を行い増殖事業を継続する団体を支援する。

事業内容

さけ増殖団体が実施する放流取組を支援

福島県鮭増殖協会が実施する、回帰率が高い大型種苗を購入・放流する取組みを支援

(国庫:被災海域における種苗放流支援事業、補助率:2/3 以内)



令和8年度計画

- 放流見込み尾数 18,253千尾
- 事業費見込み 36,506千円
- 補助金額 24,337千円

「ひと・もの・地域」まるっと6次化推進事業（新規）

1 目 的

農林漁業者等の所得向上と地域産業振興を図るため、「第4期ふくしま地域産業6次化戦略」に基づき、地域産業6次化実践者の育成や多様な関係者が連携した商品づくり等を支援する。

2 事業内容

- (1) 農山漁村発農林水産資源高付加価値創出事業
農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者など、多様な主体が連携して行う商品開発を支援するとともに、6次化実践者からの相談対応や専門家による助言、新商品開発等の支援を行うための総合支援窓口を設置・運営する。
- (2) ふくしま6次化人材育成事業
新たな6次化実践者の確保・育成と6次化実践者の定着・成長を推進するため、6次化に必要な知識・スキルを習得するための6次化創業塾を開催し、商品開発に取り組む人材育成を行う。
- (3) 地域産業6次化ステップアップ強化事業（売れる6次化商品実践事業（ハード事業））
競争力のある6次産業化へのレベルアップを図るため、県産農林水産物を活用した新商品を自ら生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等の整備に対して補助を行う。
- (4) 地域資源活用・地域連携サポートセンター事業
地域資源の活用による価値創出に取り組む農林漁業者等の経営発展支援等を行う。

3 事業主体

- (1)、(2)、(4) 県（委託）
- (3) 農業法人、認定農業者等

4 事業費

- (1) 34,440千円（国 17,059千円、県 17,381千円、その他 ー千円）
- (2) 10,000千円（国 10,000千円、県 ー千円、その他 ー千円）
- (3) 15,607千円（国 13,950千円、県 1,657千円、その他 ー千円）
- (4) 10,000千円（国 10,000千円、県 ー千円、その他 ー千円）

- 5 補助率 (1)、(2)、(4) ー
(3) 1/2以内
- 6 事業期間 令和8年度～令和10年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和8年度地域産業6次化関連事業

目指す姿

- 地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を目指す。
- 6次化実践者については、次の姿を目指す。
 - ・明確なビジョンに基づいて事業を展開
 - ・マーケットインの視点による売れる商品を開発
 - ・多様な関係者と連携しながら、ストーリー性のある商品を創出し、地域全体が活性化するような取組を実践

6次化実践の定着・成長
新たな6次化実践者の確保・育成

「もうかる」「誇れる」商品開発

地域産業6次化を起点とした
地域全体の活性化

「ひと・もの・地域」まるっと6次化推進事業（予算額：70,047千円）

ひとづくり

商品（もの）づくり

地域づくり

連携型商品開発支援

農山漁村発農林水産資源高付加価値創出事業（34,440千円）

- ・総合支援窓口を設置し、相談員を配置するとともに、6次化実践者からの相談内容に応じて、個別の課題解決に向けた専門家派遣を実施
- ・農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者が参画する商品開発チームを設置し、生産から商品開発・販売までを一気通貫で連携する体制を構築
- ・都市住民によるクラウドファンディング、学生ゼミ活動、企業のCSR・社員研修等による参画を促し、多様な関係者の視点を活かした商品開発を推進
- ・取組状況報告会を開催し、事例共有を通じて新たな事業者の発掘と連携型商品開発の横展開を推進

人材育成支援

ふくしま6次化人材育成事業（10,000千円）

- ・6次化創業塾の開催を通じて、6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等のスキルアップを支援
- ・新たに挑戦する6次化実践者の起業する機会や加工技術の習得、ネットワークづくりを支援
- ・展示会出展支援や店舗見学講習会など、販路開拓に直結する実践的な学びを提供

経営発展支援

地域資源活用・地域連携サポートセンター事業（10,000千円）

- ・地域資源活用による価値創出に取り組む事業者の経営発展を伴走支援

商品開発支援（補助事業）

新商品開発チャレンジ支援

- ・商品開発等のソフト事業

地域産業6次化ステップアップ強化事業

（15,607千円）

- ・設備整備等のハード事業

新たなビジネス創出支援

ふくしま型地域産業6次化新ビジネス推進事業

- ・県設置コンソーシアムによる食料システムの確立や食品企業等の協調による実証等の取組を支援

商品改良・販路拡大支援

6次化商品販路拡大事業

- ・共通ブランド「ふくしま満天堂」による商品改良や販路開拓、ブランディング、商談会等を通じた販路拡大を支援

ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業（継続）

1 目的

地域産業6次化を起点とした新たなビジネスを創出するため、多様な関係者の連携による地域資源を活用した新たな商品の開発を支援する。

2 事業内容

(1) ふくしま型食品企業等連携促進事業

食品企業等による持続的な食料システムの確立に向けて、地域の食品企業と農林漁業者を始めとする多様な関係者が参画する「地域連携推進事業コンソーシアム」を設置し、新しい商品の創出や食品企業等の協調による実証等の取組を支援する。

ア 地域連携推進支援コンソーシアム設置運営事業

イ 持続可能な新商品創出実証支援事業

3 事業主体

(1) ア 県（委託）

(1) イ 食品企業・農林漁業者等

4 事業費

(1) ア 6,000千円（国 6,000千円、県 一千円、その他 一千円）

(1) イ 4,000千円（国 4,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

(1) ア ー

(1) イ 定額、1/2以内

6 事業期間

令和7年度～令和9年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和8年度 ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業

【予算額：10,000千円】

農林水産業と食品産業をとりまく環境

- 農林水産物の主要な仕向け先である食品企業等における情勢の変化（国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化など）
- 農山漁村における少子高齢化・人口減少
- 資材の高騰による経費の増大

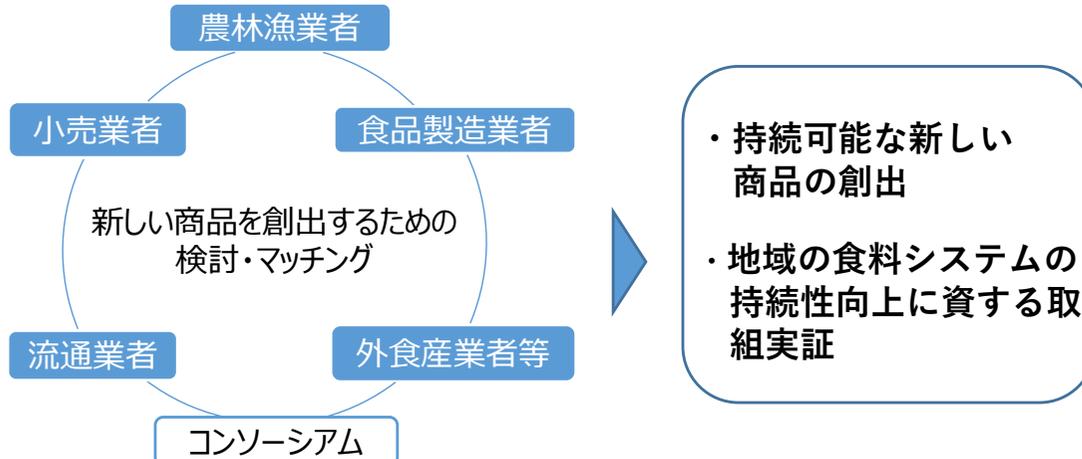
求められる対応

- 多様な事業者の連携による持続的な食産業の発展に向けた地域の農産物等の食を起点とした新たなビジネスの創出

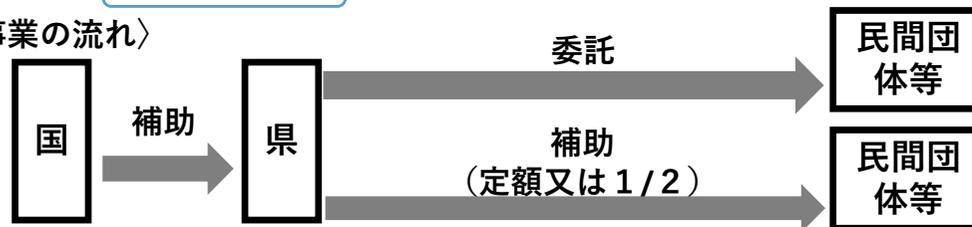
取組内容

ふくしま型食品企業等連携促進事業

県が「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業と農林水産業、関連業種等の構成員同士の連携強化を促進し、新しいビジネスの創出等を支援。



〈事業の流れ〉



地域資源を活用した付加価値創出による所得向上と雇用機会の増大

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業（新規）

1 目 的

有機農業に関する個々のチャレンジの支援とあわせて、地域としての力を発揮できるよう組織化等の支援を実施するとともに、オーガニックビレッジと連携した県内外での県産有機農産物の魅力発信により消費拡大を図り、有機農業の拡大を加速化させる。

2 事業内容

(1) 有機無限大（∞）チャレンジ支援事業

ア 有機農業のスタート支援

有機農業の取組1年目の農業者に対して必要な資材・機械の導入費用を補助する。

イ 「有機×〇〇」にチャレンジする担い手支援

有機農業を軸とした多様な取組「有機×〇〇」にチャレンジするために必要な経費を補助する。

(2) 有機無限大（∞）支援体制整備事業

有機農業への新規参入や転換を推進するための啓発活動や技術指導を実施するとともに、農業者による有機農業を軸とした多様な取組のアイデアを実践に移すまでの伴走支援を行う。また、有機無限大チャレンジセミナーを開催し、県全体で有機農業を支える機運を醸成するとともに、「有機×〇〇」の優良事例を紹介し、県内での取組拡大及び高付加価値化を図る。

(3) 有機無限大（∞）チャレンジ基盤づくり事業

ア 共同出荷を目指した組織ステップアップ支援

安定した販売や流通体制を構築できるよう、共同出荷の実証や物流ルートの確保等に必要な経費を支援する。

イ 連携体制の構築に向けた支援

将来的にオーガニックビレッジへ移行できるよう、地域として必要な体制やコンセプトを整える「前段階の基盤整備」を支援する。

(4) ふくしまオーガニック魅力発信事業

福島県産の有機農産物の魅力を県外に発信するため、オーガニックビレッジ（4市村）と連携し、県外で開催されるオーガニック関連イベントへの出展や首都圏の消費者を対象とした情報発信等を実施する。

- 3 事業主体 2 (1) 農業者等
2 (2) 県
2 (3) ア 農業者の組織する団体等
イ 農業者の組織する団体、市町村等
2 (4) 県
- 4 事業費 76,890千円(国 35,352千円、県 41,538千円、その他 ー千円)
- 5 補助率 1 (1) ア 定額 ただし機械導入は1/2以内(上限1,000千円)
イ 定額 ただし機械導入は4/10以内(上限3,000千円)
2 (3) ア 定額(上限1,000千円)
イ 定額(上限2,500千円)
- 6 事業期間 令和8年度～令和10年度

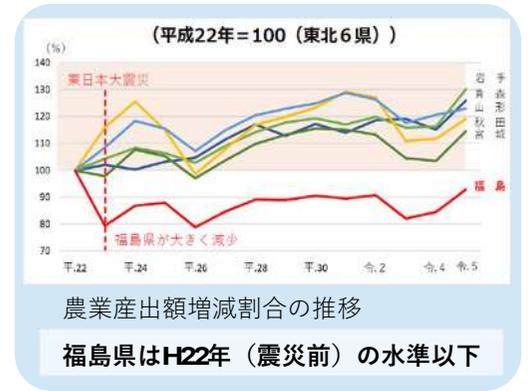
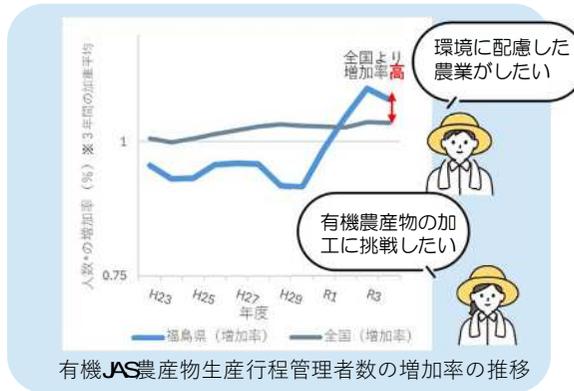
【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

有機無限大 (∞) チャレンジ推進事業 (新規)

(令和8年度予算額: 76,890千円)

背景・現状

- 兆し 回復の兆し**
 - 震災で大幅に減少(避難、風評、価格低下)
 - 復興創生事業による支援により、令和2年度から人数・面積共に増加に転換
- 高まり 関心の高まり**
 - ・みどりの食料システム戦略(国、R3年度)
 - ・SDGsへの関心の高まり
 - ・地球温暖化対策
- 若者・女性の参入**
 - ・環境負荷低減に貢献できる仕事として選択
 - ・有機農業を軸として個人での多様な取組を希望
 - ・「有機=環境と地域をつなぐ新たな価値創出」として注目
- 農業産出額の低迷**
 - ・農業産出額は震災以降長期的に低迷。地域農業の持続性・収益性の向上が引き続き課題となっている



課題

- ・個々の挑戦を体系的に支え、発展へと繋げる制度や仕組みが不足
 - ・個々の取組が点在し、地域として力を発揮するまでに至っていない
 - ・産地形成に不可欠な流通体制(共同出荷等)や地域連携体制が未整備
- 個人の挑戦を、組織化へ。そして、地域全体の力へ。**
段階的な支援体制の構築が求められている

事業の目的

個人による多様なチャレンジが単発で終わらず、「個人の挑戦 → 小さな組織 → 地域の産地形成 → オーガニックビレッジとしての展開」という流れをつくることで、県全体として有機農業の拡大と地域農業の付加価値向上を実現すること

有機無限大 (∞) チャレンジ支援事業

補助事業による技術・資材の導入支援 (16,171千円)

- ①有機農業取組1年目の農業者を対象として、必要な資材や機械導入費用を支援
補助率: 定額 機械導入は1/2 (上限1,000千円)
- ②有機×〇〇にチャレンジする生産者を支援
※ 〇〇想定: 加工、食育、不耕起、菌活、福祉など
補助率: 定額 機械導入は4/10 (上限3,000千円)

有機無限大 (∞) 支援体制整備事業

県推進事業による技術等の普及推進 (367千円)

- ・セミナー開催による情報提供・技術普及
- ・普及指導員による技術指導

有機無限大チャレンジ基盤づくり事業

組織化や共同出荷を促し地域展開の下地を形成 (10,352千円)

- ①共同出荷の実証
* 販路拡大を図るための共同出荷の仕組みづくりを支援
補助率: 定額 (上限1,000千円)
- ②連携体制構築に向けた支援
* 地域の取組の発展・活性化を図るための経費を支援
補助率: 定額 (上限2,500千円)

ふくしまオーガニック魅力発信事業

マルシェ等の開催による消費者の理解促進 (50,000千円)

- ・県外で開催されるオーガニック関係イベントへの出展
- ・首都圏の消費者を対象とした情報発信(駅構内の広告ジャック)、県外マルシェの開催 ※オーガニックビレッジと連携



鳥獣被害対策強化事業（継続）

1 目 的

市町村等における効果的な鳥獣被害対策への取組及びイノシシ等有害捕獲の取組に対して支援・指導を行い、農作物等の被害防止を図る。また、鳥獣被害対策市町村専門職員の地域に根ざした被害防止活動、広域的な視点に立った長期的かつ効率的な鳥獣被害対策の展開を支援し、地域農業の振興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア 有害捕獲促進事業

イノシシやシカ、サル、クマの有害捕獲に要する経費の一部を助成し、捕獲活動の強化と促進により捕獲頭数の増加を図る。

イ 新技術を活用した有害捕獲促進事業

市町村専門職員を配置した市町村協議会等が行う新技術（ドローン）を活用した生息状況調査や巻き狩り捕獲のための調査、GISを活用した可視化等及び技術の定着に資する取組を支援し、捕獲頭数の更なる増加を図る。

ウ 有害捕獲を促進する被害防止施設等整備事業

市町村専門職員を配置した市町村協議会等が行う総合的な対策に取り組むための侵入防止柵の設置及び生息環境管理に要する経費を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

ア 候補者の確保・育成

野生鳥獣の生態等を学ぶなど専門性の高い学生等を対象に、市町村専門職員の活動等を紹介し、関心を高めてもらうとともに、県内外で開催される就職相談会等においてPRを行い、専門職員候補者の確保・育成を図る。

イ 広域的被害拡大防止体制整備

広域的な被害拡大防止のため、近隣市町村と連携しながら、地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。

ウ 専門職員フォローアップ研修

(2) イの事業を活用している市町村専門職員が、地域の被害把握や地区との合意形成手法など、地域に根ざした鳥獣被害対策に取り組む体制づくり構築のための個別研修を実施する。

エ 専門職員高度化研修

市町村専門職員の能力向上のため、被害実態の把握や地域の実情に応じた有効な対策の検討及び対策技術の指導実践を行う集合研修を実施する。

(3) 鳥獣被害対策 DX 推進事業

GIS を活用したデータ解析や現状分析を実施し、広域的な視点に立った地域の未来を見据えた効果的な対策を立案できる手法を導入する。

3 事業主体	2の(1)ア、イ、ウ、(2)イ 市町村又は協議会等 2の(2)ア、ウ、エ、(3) 県
4 事業費	100,355千円(国 12,472千円、県 12,831千円、その他 75,052千円)
5 補助率	2の(1)ア、イ、ウ、(2)イ 定額
6 事業期間	平成29年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

鳥獣被害対策強化事業の概要



現状・背景

- 鳥獣による農作物等被害額は高止まりの状況であり、地域農業を振興する上で大きな障害となっている。(県内の令和5年度被害額 約1億4千万円)
- 原子力災害の影響によりジビエ等への活用ができず捕獲意欲が低下している。
- イノシシ等の有害捕獲は、市町村も重点的に取り組んでいるものの、狩猟者に対して十分な捕獲経費の助成が行われていない。
- 県内の多くの市町村では野生鳥獣の専門的な知識・技術を持たない職員が被害対策を担当している。→ 的確な対策ができない
- 市町村の垣根を越えて野生鳥獣の生息域が拡大している。
- 鳥獣被害発生箇所や侵入防止柵設置場所などの情報を有しているが、データを対策に活用できていない市町村がある。



課題等

- 農作物被害は、イノシシのみならず、シカ、サル及びクマの被害も拡大しており、新たな被害要因となり得る獣種への対策強化が必要である。
- 捕獲従事者の捕獲意欲低下を防ぎ、継続した捕獲活動を実施する必要がある。
- イノシシ等の有害捕獲については、市町村から県に対し、捕獲経費の助成、効率的捕獲のための新技術による捕獲活動支援が求められている。
- 専門的知識を有する人材の全国的な需要の高まりから、人材確保が依然として困難な状況である。
- 持続的な対策とするため、地域に密着した被害防止対策をコーディネートできる人材の定着と広域的な連携が重要である。
- 効果的な対策を継続して実施するためには捕獲だけに頼らない、総合的かつ広域的な被害防止対策を推進する必要がある。
- 鳥獣に係るデータを統合・分析し、今後の被害対策に活用する必要がある。

イノシシ等有害捕獲の促進 (75,052千円)

イノシシ、シカ、サル及びクマの捕獲経費の一部助成や新技術による捕獲活動支援、集落ぐるみで行う総合的な対策の取組により、

- ①野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- ②野生鳥獣の捕獲活動を促進し、環境中から放射性物質を除去し環境の回復を図る。

【新技術による効率的捕獲支援】

調査に基づく捕獲場所・手法の検討



調査及び捕獲へのドローン活用



GISによる対策の見える化

【総合的な対策】

電気柵・WM柵



【捕獲経費助成】

情報の分析に基づく有害捕獲

市町村専門職員の育成支援 (22,775千円)

現地で対策を講じる専門的な知識・技術を有した人材を育成し、市町村等に定着させ近隣市町村と連携体制を構築することで、

- ①住民が主体となった総合的な対策技術の普及と定着を図る。
- ②市町村をまたぐ広域的な被害の拡大を防止する。
- ③専門職員の技術研鑽・継承により、持続的な鳥獣被害対策体制を構築する。

確保育成	【候補者の確保・育成】	○専門学校で専門職員の業務や魅力を伝え人材発掘 ○候補者の育成研修・配置支援
配置	【広域的被害拡大防止体制整備】	○専門職員の技術研鑽・継承への経費補助(採用から2年目まで)
定着	【専門職員活動のフォローアップ】	○定着支援のための個別研修
能力向上	【専門職員の高度化】	○技術習得や継承、連携強化のための集合研修

被害対策DXの推進(2,528千円)

捕獲状況、わな・侵入防止柵の設置状況等、鳥獣対策に係るデータを、新技術であるGISにより可視化し、対策立案を行う手法を波及させることで、未来を見据えた長期的な対策を展開する。

①【GISによる可視化】



②【対策立案手法の波及】



③【効果的な対策の展開】



- 有害捕獲の円滑な実施と捕獲意欲の低下軽減
- 市町村専門職員の支援による総合的対策の取組推進
- 総合的な対策の取組による捕獲頭数の増加

- 専門職員による地域主体の総合的な対策のコーディネート
- 近隣市町村間の連携による被害の拡大防止
- 持続的な鳥獣被害対策の体制を構築

- 鳥獣対策の強化ポイントの重点化
- 広域的視点での対策立案や軌道修正
- 長期的・効率的な鳥獣対策の展開

農作物の被害を防ぎ、力強い地域農業の振興

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（継続）

1 目 的

農作物等の鳥獣被害防止のため、地域ぐるみで取り組む対策活動への助言・指導や活動の中心となる人材の育成と地域の特性に応じた総合的な対策の普及拡大を図るとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村協議会等が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。

2 事業内容

(1) 鳥獣被害対策推進事業

ア 取組推進事業

市町村担当者、農林事務所担当者向けの会議の実施や補助事業の推進、総合的な対策取組の普及・拡大を図る。

イ 豚熱対策捕獲強化推進事業

豚熱まん延防止を目的とした野生イノシシの捕獲に必要な防疫措置支援を行う。

(2) 地域特性に応じた対策実証・普及事業

有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、総合的な対策に取り組むモデル地区を県が主導して実証するとともに、周辺地域を含めた地域リーダーの育成と地域の取組の普及・拡大を図る。

(3) 地域リーダー育成事業

市町村職員及び市町村鳥獣被害対策協議会事務局員等に対し、専門技術研修（対策の基礎や主な獣種の生態と対策等）を行い、鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材を育成する。

(4) 鳥獣被害防止総合対策事業

ア 推進事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施するわなの購入経費、追い払い活動経費及び藪の刈り払い等の地域ぐるみの被害防止活動を支援する。

イ 捕獲活動支援事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施する捕獲活動経費を支援する。

ウ 整備事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施する侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）等の整備を支援する。

エ クマ特別対策

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定し、クマによる農作物の被害が増えている地域を対象に、捕獲計画に基づく捕獲と生息環境管理や効果的な被害防除などと併せた総合的な対策に取り組む。

- | | |
|--------|--|
| 3 事業主体 | 2の(1)～(3)、(4)エ 県
2の(4)ア、イ、ウ 市町村又は協議会等 |
| 4 事業費 | 341,868千円(国 339,980千円、県 1,888千円、その他 一千円) |
| 5 補助率 | 2の(4)ア、イ、ウ 定額、1/2以内 |
| 6 事業期間 | 令和元年度～令和8年度 |

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

地域ので進める！鳥獣被害対策事業の概要

現状・課題

- 加害鳥獣や被害作物が多種多様で地域特性に応じた総合的な対策の支援が必要
- イノシシやシカなどによる農作物被害を着実に減らすためには、「捕獲」だけではなく、「被害防除」や「環境管理」を併せて実施することが不可欠
- サル・シカ・クマの生息域が広がっており、効率的・効果的な対策が不可欠
- 野生イノシシから豚への豚熱感染拡大防止対策が必要

施策の方向

- 地域特性に応じた住民主体の総合的な対策を推進
- イノシシやシカに対応した侵入防止柵の設置やゾーニングを推進
- 新技術を活用した効率的・効果的な捕獲活動を支援
- 市町村を越えて被害が生じている鳥獣に対する広域的な取り組みを支援
- 豚熱感染拡大防止のため、捕獲や防疫措置の強化



目標



これまで生息していなかった獣種の生息拡大に伴い、市町村の多くで、鳥獣の捕獲及び進入防止柵の整備計画を見直した。

被害防止計画の達成

有害捕獲目標：7,300頭
侵入防止柵整備目標：185km※1

令和6年度実績

有害捕獲：4,804頭 侵入防止柵：99.2km

福島県イノシシ管理計画及び福島県ニホンジカ管理計画の捕獲目標達成に寄与
(目標：イノシシ25,000頭以上/年、シカ1,400頭以上/年)



※1 令和8年度鳥獣被害防止総合対策交付金の市町村の要望を反映

令和8年度事業（341,868千円）

【地域特性に応じた対策実証・普及事業】 (3,739千円)

- モデル地区実証・普及活動
 - ・総合的な対策に取り組むモデル地区の実証と拡大



【地域リーダー育成事業】 (1,283千円)

- 地域リーダー育成研修会の開催
 - ・鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材の育成



【鳥獣被害対策推進事業】 (3,747千円)

- 取組推進事業 → 総合的な対策普及、拡大に向けた会議開催等
- 豚熱対策捕獲強化推進事業 → 豚熱まん延防止に向けた防疫措置支援



【鳥獣被害防止総合対策事業】 (333,099千円)

- 推進事業
 - ・研修費助成
 - ・捕獲機材の購入
 - ・捕獲活動の賃金
 - ・各鳥獣種の生息調査等
- 捕獲活動支援事業
 - ・捕獲経費助成
- 整備事業
 - ・各獣種に対応する侵入防止柵の設置
 - ・焼却施設や射撃場の整備支援
- クマ特別対策
 - ・生息状況調査
 - ・捕獲計画策定
 - ・捕獲経費助成
 - ・効果的な捕獲の実施
 - ・人材育成
 - ・緩衝帯整備
 - ・侵入防止柵の設置



【地域ぐるみの総合的な対策推進】

【県下全域で鳥獣被害対策の推進】

地域（住民）主体の総合的な対策の普及・拡大

「いなかといいなか」農村関係人口創出事業（継続）

1 目 的

農業・農村の活力向上に向けて、農村関係人口の創出・拡大と農業・農村の多面的機能の維持を図るため、農村の保全活動等に係る農村地域と都市住民とのマッチング支援や農村関係人口創出の取組のPR、農村地域内の参画者拡大による活動継続を図る。

2 事業内容

(1) むらのボランティア・マッチング事業

地域外住民の受入を望む農村地域と、農村に関心が高い地域外人材とのマッチングを支援する。

(2) 農村との多様な関わり創出支援事業

農業・農村が有する多面的機能への理解醸成のため、事業PR活動に取り組むとともに、地域側の地域内における参画拡大により、活動の継続を支援する。

3 事業主体 県

4 事業費 10,537千円（国 4,525千円、県 6,012千円、その他 ー千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】



「いなかといいなか」農村関係人口創出事業

現状

■農村地域

- ・人口減少や高齢化の進行に伴う農村地域の**活力の低下**
- ・農地や地域資源の保全を行う地域の**共同活動の担い手の減**
⇒**地域外人材の協力が必要**

■地域外住民

- ・**田園回帰や地方移住、ワーケーション**等への関心の高まり
- ・農村と**多様な形で関わりを持ちたい人**の増加
(農村地域に行って協力したいと回答した割合72.9% (内閣府世論調査))

課題

■農村地域

- 地域外住民とつながる**きっかけ**がない
- ★地域の**受入体制の未整備**・受入の**ノウハウ**がない
- ★地域からの**情報発信の不足**

■地域外住民

- 農村との**接点**が少ない、**情報**がない
- ◆受け入れてもらえるか**不安**
- ◆農業・農村が有する**多面的機能**を知らない (69.9% 内閣府世論調査)

展開方向

- ① 先進地区の自走への支援、他地区への水平展開 (★)
- ② 農村地域と地域外住民とをつなぐ場の創設 (●)
- ③ 地域外住民が農業・農村へ関心を持つきっかけづくり (◆)

農村地域と地域外住民との
マッチング支援
⇒農村関係人口の創出・拡大

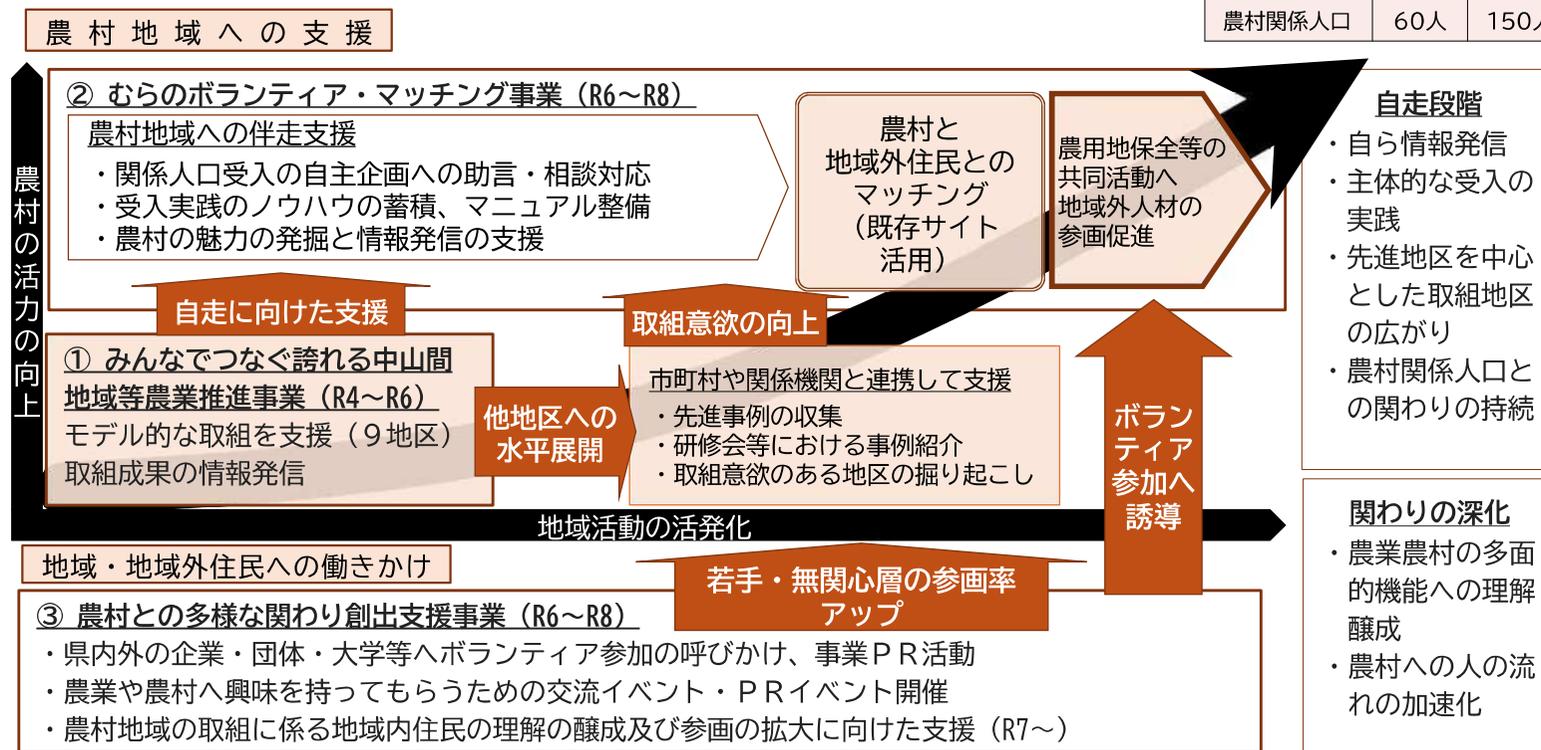
【目標指標】	R6	R7	R8
活用地区数	30	50	60
マッチング件数(累計)	30件	80件	140件
農村関係人口	60人	150人	300人

事業

業

概

要



中山間地域等直接支払事業 他（継続）

1 目 的

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けて、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地の保全管理等を支援する。

2 事業内容

(1) 中山間地域等直接支払事業

ア 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって、農業生産活動等を行う農業者等を支援する。【1, 104協定】

イ 市町村推進事業

中山間地域等直接支払事業の適正かつ円滑な実施のために市町村が行う事務を支援する。

ウ 県推進事業

中山間地域等直接支払事業の推進を図るため、集落代表者や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

(2) 多面的機能支払事業

ア 多面的機能支払事業

地域ぐるみで行う地域資源（農地、水路、農道等）の維持や質的向上を図る活動を支援する。【1, 305組織】

イ 市町村推進事業

多面的機能支払事業の活動の充実、適正な執行のために市町村及び推進協議会が行う事務を支援する。

ウ 県推進事業

多面的機能支払事業の効果的な実施を維持するため、活動組織役員や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

3 事業主体

- (1) 市町村、県
- (2) 市町村、県、福島県多面的機能支払推進協議会

4 事業費 4,152,628千円(国 2,769,958千円、県 1,382,614千円、その他 56千円)

5 補助率

- (1) 国1/2~1/3、県1/4~1/3、定額
- (2) 国1/2、県1/4、定額

6 事業期間 平成12年度~令和8年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

中山間地域等直接支払事業 他（継続）

令和8年度当初予算 4,152,628千円

【国事業名：日本型直接支払推進交付金】

I 事業内容

農林水産業、農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に向けて、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地の保全管理等を支援する。

II 令和8年度の実施内容

中山間地域等直接支払事業

● 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う農業者等を支援する。

【1,104協定】

● 市町村推進事業

中山間地域等直接支払事業の適正かつ円滑な実施のために市町村が行う事務を支援する。

● 県推進事業

中山間地域等直接支払事業の推進を図るため、集落代表者や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

多面的機能支払事業

● 多面的機能支払事業

地域ぐるみで行う地域資源（農地、水路、農道等）の維持や質的向上を図る活動を支援する。【1,305組織】

● 市町村等推進事業

多面的機能支払事業の活動の充実、適正な執行のために市町村及び推進協議会が行う事務を支援する。

● 県推進事業

多面的機能支払事業の効果的な実施を推進するため、活動組織役員や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

III 事業のイメージ



中山間地域等直接支払事業
ドローンによる農薬散布の様子



多面的機能支払事業
電気柵の設置作業の様子



多面的機能支払事業
植栽活動の様子



多面的機能支払事業
地域住民による農道整備の様子

遊休農地活用促進総合対策事業（一部新規）

1 目 的

遊休農地発生防止及び再生等の取組を支援するとともに、所有者不明農地の活用促進を図る。

2 事業内容

(1) 遊休農地活用推進事業

遊休農地の活用を進めるため、実態調査を行い、各関係機関と連携して遊休農地対策に係る取組を推進する。

(2) 遊休農地等再生対策支援事業

ア 遊休農地再生・利活用促進事業

事業実施主体が策定した遊休農地再生・利活用促進計画に基づき、取組者が行う遊休農地の再生作業や耕作・粗放的利用に必要な経費に対して支援する。

イ 荒廃農地再生支援事業

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援する。

(3) 所有者不明農地等総合対策事業

所有者不明農地の発生防止及びその活用を促進するための取組を支援する。

(4) 最適土地利用総合対策事業

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。

3 事業主体

(1) 県

(2) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

(3) (一財)福島県農業会議

(4) 市町村、地域協議会等

4 事業費 32,901千円(国 28,500千円、県 2,401千円、その他 2,000千円)

5 補助率

(1) ー

(2) 1/2等、定額

(3) 定額

(4) ソフト：定額ほか(上限50,000千円(年標準額10,000千円))

ハード：5.5/10等(上限100,000千円(年標準額20,000千円))

6 事業期間 平成28年度～令和10年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

遊休農地活用促進総合対策事業

遊休農地の利活用を促進するため、担い手などが行う遊休農地再生等の取組や地域ぐるみの土地利用構想の策定、実現に向け支援します。

遊休農地等再生対策支援事業

ア 遊休農地再生・利活用促進事業

中山間地域等において事業実施主体が策定した遊休農地再生・利活用促進計画に基づき、取組者が行う遊休農地の再生作業や条件改善整備、耕作・粗放的利用に必要な経費に対して支援する。

【補助要件】

- ・10a当たり3万円以上の経費を要し、かつ事業費200万円未満の場合
- ・事業完了後5年間以上の耕作等の継続

【補助率】 定率1/2以内(補助上限100万円未満 ※1地区あたり)

【対象農地】 1号遊休農地、2号遊休農地

イ 荒廃農地再生支援事業

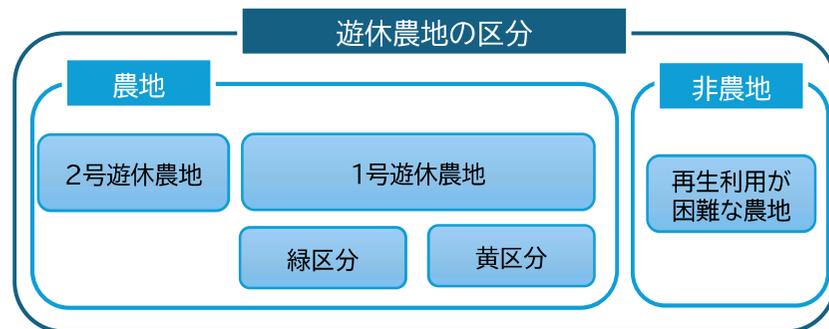
話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援する。

【補助要件】

- ・1計画当たり、事業費200万円未満
- ・事業完了後5年以上の耕作等の継続

【補助率】 定率1/2等、又は定額

【対象農地】 1号遊休農地(黄区分)



所有者不明農地等総合対策事業

所有者不明農地の発生防止、活用に向けた取組の促進により担い手が利用できる農地を確保する

【実施主体】 福島県農業会議

【補助等】 定額

最適土地利用総合対策支援事業

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援

【実施主体】 市町村、地域協議会等

【事業期間】 2年以上、最大5年間

【補助率】

・最適土地利用推進事業(ソフト):定額(5年間で上限50,000千円(年標準額:10,000千円))、粗放的利用体制整備(5千円または10千円/10a)、農用地保全等推進員 2,500千円/年)

※ 粗放的利用体制整備については、事業期間中に最大3年

・最適土地利用整備事業(ハード):5.5/10等(5年間で上限100,000千円(年標準額:20,000千円))

中山間地農業ルネッサンス推進事業（一部新規）

1 目 的

高齢化等により低下が懸念される集落機能を補完して、農用地保全、農業生産や生活支援等に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を目指す地域に対して、その実現に必要な取組を支援する。

2 事業内容

(1) 市町村推進事業

ア 農村RMOモデル形成支援（一般型）

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る調査、計画作成、実証等に必要な経費を支援する。

イ 農村RMOモデル形成支援（活動着手支援型）

農村RMOの裾野を拡げるため、中山間地域の小規模集落等で農村RMOの形成につながる取組を支援する。

ウ 農村RMOモデル形成支援（地域連携型）

農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援する。

(2) 県推進事業

農村における地域づくりの取組を推進するため、有識者を招いたセミナー等を開催する。

3 事業主体

(1) 地域協議会 (2) 県

4 事業費

40,128千円（国 38,000千円、県 430千円、その他 1,698千円）

5 補助率

(1) ア 定額（上限15,000千円（年標準額5,000千円、地域計画連携タイプは6,000千円））
イ 定額（上限2,000千円）
ウ 1/2以内（上限15,000千円（年標準額3,750千円））
(2) ー

6 事業期間

平成30年度～令和10年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

中山間地域の保全に向けた農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農村型地域運営組織（農村RMO）※1



※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

防災ダム事業 他（継続）

1 目 的

頻発化・激甚化する豪雨などによる自然災害から農地・農業用施設を守るとともに農業生産の維持と経営安定を図るため、農地防災ダムや排水機場などの長寿命化対策や機能向上対策などを実施する。

2 事業内容

(1) 防災ダム事業

防災ダムの洪水調整機能を適正に発揮させて、洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、排砂工事やダム管理施設等の改修工事を行う。【大笹生3期地区（福島市）ほか 1地区】

(2) 用排水施設整備事業

急激な宅地化などによる断面不足や老朽化等に起因する集落や農地への洪水被害を防止するため、用排水路の改修工事を行う。

【明治堀地区（西郷村）】

(3) 農業用河川工作物応急対策事業（県営）

洪水等による被害を未然に防止するため、改善措置を必要とする頭首工について、補強・改修工事を行う。

【佐布川地区（会津美里町）ほか 2地区】

(4) 湛水防除事業

地盤沈下等の立地条件の変化により自然排水が不能になるなど、排水条件が悪化し、農地等に湛水被害が生じる恐れがある地域において、湛水被害の発生を未然に防止するため、排水機場の補修・更新工事を行う。【新田地区（相馬市）ほか 3地区】

3 事業主体 県

4 事業費 911,761千円（国 470,518千円、県 359,170千円、その他 82,073千円）

- 5 補助率 (1) 国55%、県39%
(2) 国50%、県29%
(3) 国55%、県37%
(4) 国55%、県37%
- 6 事業期間 平成30年度～令和14年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7412】

防災ダム事業 他（継続）

令和8年度当初予算 911,761千円

【国事業名：農村地域防災減災事業】

I 目的

頻発化・激甚化する豪雨などによる自然災害から農地・農業用施設を守るとともに農業生産の維持と経営安定を図るため、農地防災ダムや排水機場などの長寿命化対策や機能向上対策などを実施する。

II 事業内容

防災ダム事業

防災ダムの洪水調節機能を適正に発揮させて、洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、排砂工事やダム管理設備等の改修工事を行う。

【大笹生3期地区（福島市）ほか 1地区】

用排水施設整備事業

急激な宅地化などによる断面不足や老朽化等に起因する集落や農地への洪水被害を防止するため、用排水路の改修工事を行う。

【明治堀地区（西郷村）】

農業用河川工作物応急対策事業

洪水等による被害を未然に防止するため、改善措置を必要とする頭首工について、補強・改修工事を行う。

【佐布川地区（会津美里町）ほか 2地区】

湛水防除事業

地盤沈下等の立地条件の変化により自然排水が不能になるなど、排水条件が悪化し、農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、湛水被害の発生を未然に防止するため、排水機場の補修・更新工事を行う。

【新田地区（相馬市）ほか 3地区】

III 事業のイメージ



大笹生3期地区（福島市）



佐布川地区（会津美里町）



新田地区（相馬市）



ダム上流 堆砂状況



堰体工 実施状況



除塵機（更新後）

中山間地域総合整備事業（継続）

1 目 的

中山間地域において、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保するため、生産基盤の整備と生活環境基盤及び農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施する。

2 事業内容

用排水路、農道等の農業生産基盤整備、集落道、防火水槽等の農村生活環境整備を総合的に実施する。

【下郷地区（下郷町）ほか3地区】

3 事業主体 県

4 事業費 235,939千円（国 123,585千円、県 79,249千円、その他 33,105千円）

5 補助率 国55%、県30%

6 事業期間 平成26年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7414】

中山間地域総合整備事業（継続）

令和8年度当初予算 235,939千円

【国事業名：農山漁村地域整備交付金
中山間地域農業農村総合整備事業】

I 目的

中山間地域において、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保するため、生産基盤の整備と生活環境基盤及び農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施する。

II 事業内容

【下郷地区（下郷町）ほか3地区】

農業生産基盤整備事業

- **農業用排水施設整備事業**
農業用水の安定供給や維持管理の軽減を図るための施設を整備する。
- **農地防災事業**
農用地および農業用施設における自然災害の発生を未然に防止するため、必要な防災施設の新設、改修または廃止を行う。

農村生活環境整備事業

- **農業集落道整備事業**
集落周辺における農道等を補完し、主として農業機械の運行や農作物の運搬等に供する集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備を実施する。
- **営農飲雑用水施設整備事業**
家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農作物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備を実施する。

III 事業のイメージ



農業用排水施設整備（南会津町）



農道整備（南会津町）



農地防災（南会津町）

ため池整備事業（一般）他（継続）

1 目 的

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、耐震性や豪雨耐性の向上を図る必要のある防災重点農業用ため池について、決壊による水害から県民の生命及び財産を保護するほか、農地や農業用施設等の被害を未然に防止するため、ため池整備工事及びため池廃止工事を実施する。

2 事業内容

(1) ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池等を改修、補強する工事を行う。【大窪地区（会津美里町）ほか 26地区】

(2) ため池維持管理事業

ア ため池の廃止

営農に係る利水状況の変化により農業用施設としての用途を終えたため池について、決壊のリスク除去を目的に廃止工事を実施する。【池ノ原地区（喜多方市）ほか 2地区】

イ ため池サポートセンターの運営

ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。

ウ ため池管理体制の構築

ため池監視システム運用に関する支援を行う。【白河第2地区（白河市）ほか 4地区】

(3) 復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）

避難地域12市町村において、機能が低下したため池を改修、補強する工事を行う。【琵琶迫・西迫地区（双葉町）ほか 7地区】

3 事業主体

- (1) 県、市町村
- (2) イ 県、 ア、ウ 市町村
- (3) 県

- 4 事業費 615,805千円(国 298,009千円、県 163,574千円、その他 154,222千円)
- 5 補助率 (1) 国50～55%:県29～34%
(2) ア 定額、国50%:県18%、イ 定額、ウ 国50%
(3) 国75%:県14.5%
- 6 事業期間 平成26年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

ため池等整備事業（一般） 他（継続）

令和8年度当初予算 615,805千円

【国事業名：農村地域防災減災事業、水利施設管理強化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、福島再生加速化交付金】

I 事業内容

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、耐震性や豪雨耐性の向上を図る必要のある防災重点農業用ため池について、決壊による水害から県民の生命及び財産を保護するほか、農地や農業用施設等の被害を未然に防止するため、ため池整備工事及びため池廃止工事を実施する。

II 令和8年度の実施内容

ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池等を改修、補強する工事を行う。
【大窪地区（会津美里町）ほか 26地区】

ため池維持管理事業

● ため池の廃止

営農に係る利水状況の変化により農業用施設としての用途を終えたため池について、決壊のリスク除去を目的に廃止工事を実施する。
【池ノ原地区（喜多方市）ほか 2地区】

● ため池サポートセンターの運営

ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。

● ため池管理体制の構築

ため池監視システム運用に関する支援を行う。
【白河第2地区（白河市）ほか 4地区】

復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）

避難地域12市町村において、機能が低下したため池を改修、補強する工事を行う。【琵琶迫・西迫地区（双葉町）ほか 7地区】

III 事業のイメージ

頻発化・激甚化する災害に備えるため、ため池の整備廃止、及びため池管理体制の構築等を行う。



決壊を未然に防止

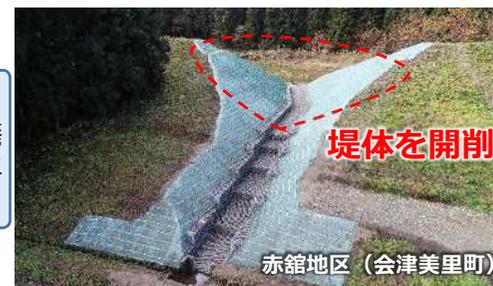


ため池サポートセンターによる支援

改修・補強



廃止



管理体制の構築



森林整備事業（一部新規）

1 目的

森林の有する水源かん養機能や地球温暖化防止等の公益的機能の維持・増進を図るため、水源区域及び水源涵養機能又は山地災害防止機能が特に重視される森林等において、間伐や再造林等の森林整備を実施する。また、社会問題となっているスギ花粉症の発生源対策を図るため、花粉の少ないスギへの植替えを推進する。

2 事業内容

(1) 森林機能向上事業

手入れが行き届かず荒廃が懸念される森林の間伐等を支援する。

(2) 森林機能維持事業

ア 再造林・下刈り・つる切り等保育の支援

森林の若返りを図るため再造林、下刈り及びつる切り等保育を支援する。

イ 一貫作業システム支援

県が定めた「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」及び森林経営計画に基づく、一貫作業システムによる再造林を支援する。

ウ 低コスト・省力化に関する先駆的取組支援

低コスト・省力化造林等の作業工程や生育状況等に関する調査を実施する。

エ 被害森林整備支援

自然災害や林野火災で被災した森林の被害木整理等を支援する。

(3) (新) 花粉の少ない森林づくり事業

花粉発生源であるスギ人工林から花粉の少ないスギへの植替えを推進する。

ア 再造林（経営計画策定型）

森林経営計画に基づく再造林を支援する。

イ 再造林（協定締結型）

林業事業体、森林所有者及び市町村の協定締結による再造林を支援する。

- 3 事業主体 (1) 林業事業体
(2) ア、イ、エ 森林所有者、林業事業体等
(2) ウ 県
(3) 森林所有者、林業事業体等
- 4 事業費 619,465千円(国 33,945千円、県 一千円、その他 585,520千円)
- 5 補助率 (1) 標準経費の10/10以内
(2) ア 標準経費の32%以内等 イ 定額(2,700千円/ha以内) エ 実行経費の10/10以内
(3) 標準経費の100%以内
- 6 事業期間 (1)(2) 平成23年度～令和8年度 (3) 令和8年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

森林整備事業

手入れの行き届かない森林が増加し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されることから、水源区域及び公益的機能が特に重視される森林等における間伐や再造林等の森林整備を推進する。また、社会問題となっているスギ花粉症の発生源対策として、森林整備の推進と併せて、花粉の少ない森林への転換を進める。

【事業の内容】

森林機能向上事業

手入れが行き届かず、荒廃の懸念がある森林において、森林の水源かん養機能や地球温暖化防止等の公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備(間伐)を支援する。



間伐前



間伐後

森林機能維持事業

持続可能な森林経営や森林の循環利用を図るため、低コスト化・省力化の取組の一つである一貫作業システム等による再造林を支援する。

また、再造林後の保育を確実に進めるため、下刈りやつる切り等保育を支援する。



機械地拵え



下刈り

花粉の少ない森林づくり事業

森林の若返りを図るとともに、花粉症対策の取組強化のため、花粉発生源であるスギ人工林から花粉の少ないスギへの植替えを推進する。



花粉の少ないスギ



再造林

森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）

1 目 的

県の7割を占める広大な森林を適正に管理するため、ふくしま森林クラウドシステムの保守・運用を行う。
また、森林の情報を県民を始めとする多くの人々に向け継続して発信するため、ふくしま森まっぷの運用を行う。

2 事業内容

県内の森林における地図や森林資源等の情報を一元管理し、市町村や林業関係者との情報共有や連携強化を図るふくしま森林クラウドシステムの保守・運用を行う。また、一般県民向け森林情報地図サイト「ふくしま森まっぷ」の運用を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 9,373千円（国 一千円、県 一千円、その他 9,373千円）

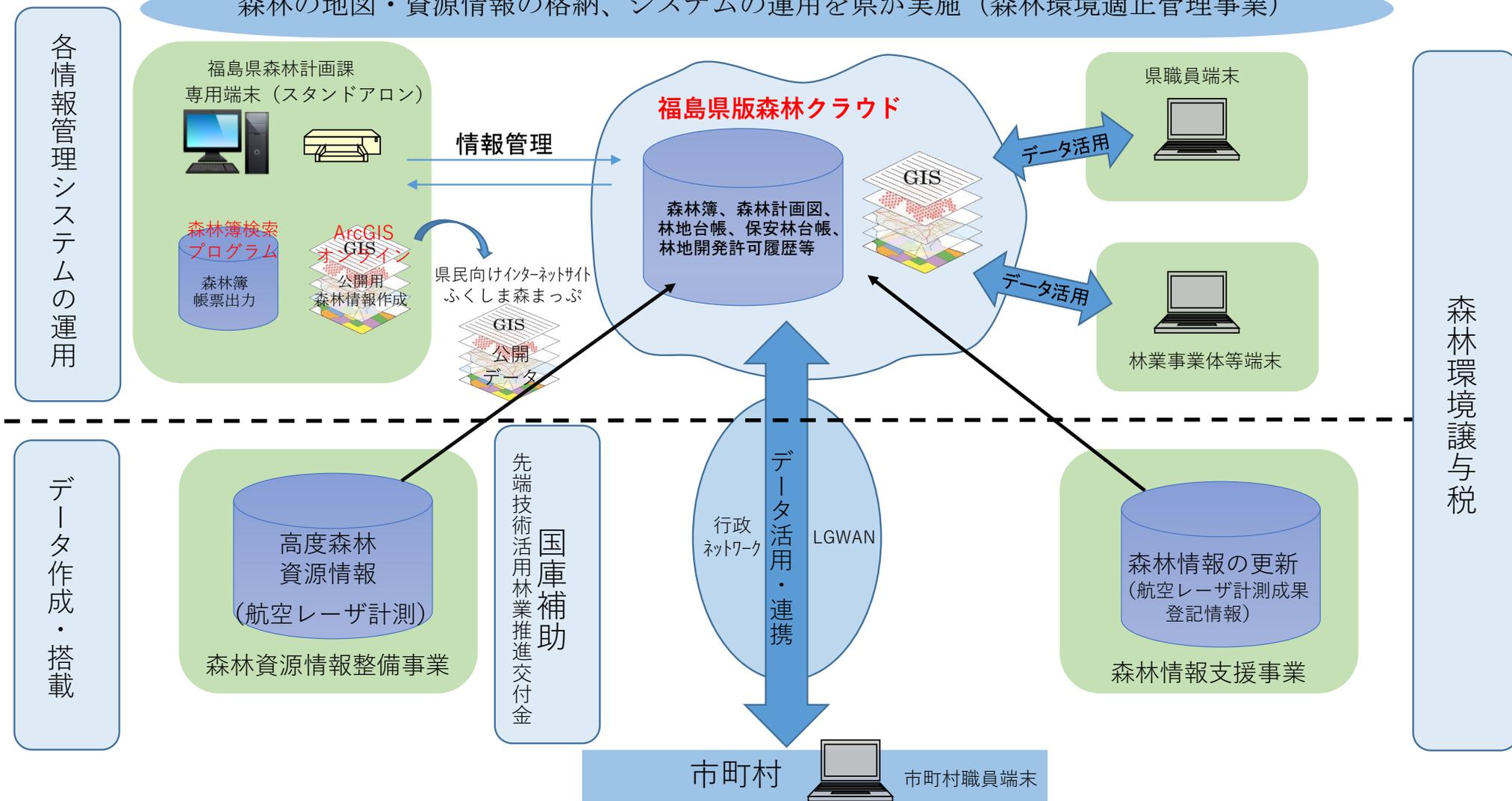
5 補助率 ー

6 事業期間 平成18年度～令和8年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7423】

福島県の森林情報管理システムのデータ整備・管理

森林の地図・資源情報の格納、システムの運用を県が実施（森林環境適正管理事業）



森林所有者が自ら管理できない森林を市町村が譲与税を活用し経営管理

治山事業（一般治山事業）（継続）

1 目 的

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

2 事業内容

(1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

また、水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。

3 事業主体 県

4 事業費

746,812千円（国 354,500千円、県 392,312千円、その他 一千円）
〔 令和8年度 当 初 441,262千円 〕
〔 令和7年度 12月補正 305,550千円 〕

5 補助率 ー

6 事業期間 令和元年度～令和12年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業(一般治山事業)(継続)

- 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します。

■ 山腹工・溪間工

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(福島市)



山腹崩壊地(白河市)



山腹工施工後(福島市)



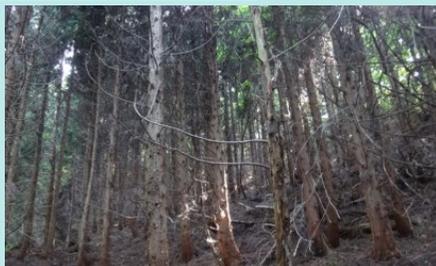
山腹工施工後(白河市)



治山ダム施工地(伊達市)

■ 森林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況